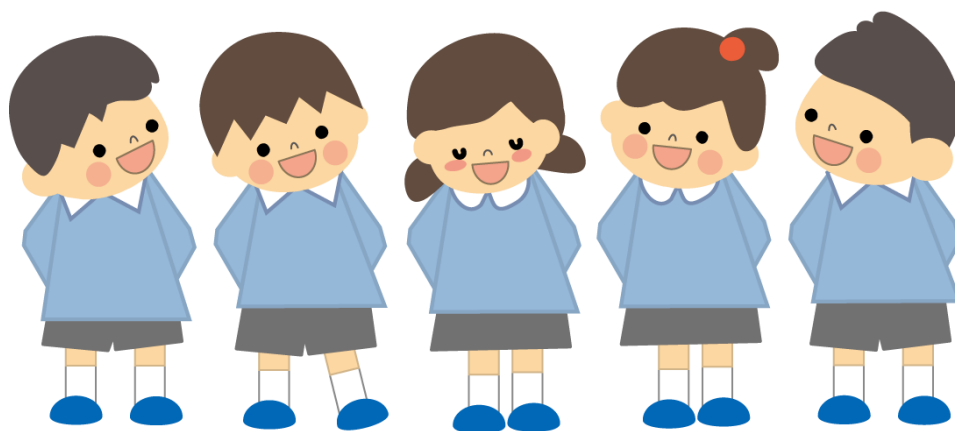


木津川市子ども・子育て支援事業計画 (案)

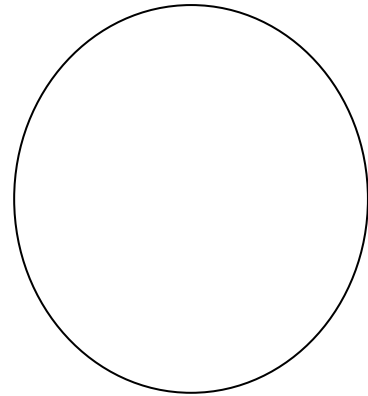


平成27年3月

木 津 川 市

はじめに

育てよう未来にはばたく子どもたち
～ 子育て支援 No.1 のまちを築こう ～



木津川市長 河井 規子

近年、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大をはじめ、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安や悩みを抱える保護者の増加、さらには児童虐待等の子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

このような課題に対応して、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立しました。

そして、この法律に基づく、新たな子育て支援の仕組みとして、「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

この新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」をはじめ、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」や「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的として、より一層子どもを育てやすい環境づくりを推進していきます。

このような背景のもと、これまで子育て支援の総合的指針としてきました「次世代育成支援行動計画」の内容を包含し、本市の子ども・子育て支援のニーズを反映した子育て支援施策の計画的かつ総合的な計画として、「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

おわりに、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、計画策定にご尽力いただきました子ども・子育て会議の皆様、関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月31日

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	子ども・子育て支援事業計画とは	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の性格と位置づけ	2
(3)	計画の対象	4
2	計画の期間	4
3	計画の策定体制	4
4	子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	5

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現況と課題

1	人口・子ども人口の推移	8
(1)	人口の推移	8
(2)	子ども人口の推移	10
(3)	就労状況	14
2	世帯の状況	16
(1)	世帯数の推移	16
(2)	要支援世帯の推移	18
3	子育て関連施策・事業の状況	19
4	地域における子育て支援活動等の状況	26
5	子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）	27
6	木津川市の子ども・子育て支援の課題	39

第3章 計画の基本的な考え方

1	子ども・子育てビジョン（基本理念）	41
2	計画の基本目標	42
3	施策の体系	43
4	重点施策	44

第4章 目標実現のための施策の展開

基本目標1	子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり	46
(1)	子どもの人権の尊重	46
(2)	児童虐待の防止	47
(3)	安全な環境づくり	48
基本目標2	子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり	50
(1)	次代の親の育成	50
(2)	心豊かにたくましい人を育てる教育環境の整備	51
(3)	家庭や地域の教育力の向上	52

(4) 多様な体験機会の充実	53
基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり	55
(1) 親と子の健康の確保	55
(2) 食育や思春期保健対策の推進	56
(3) 援助を必要とする家庭への支援の充実	57
(4) 相談・情報提供体制の充実	59
基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進	60
(1) 子育て支援サービスの充実	60
(2) 男女が協力し合う家庭づくり	61
(3) 仕事と生活の調和の推進	61
基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり	63
(1) 子育て・子育てを支える地域づくり	63
(2) 子育て交流の促進	63
(3) 子育てネットワークづくり	64

第5章 事業量の目標

1 子ども・子育て支援事業計画について	65
2 将来の子ども人口	66
3 教育・保育提供区域	71
4 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	74
(1) 乳幼児期の教育・保育	74
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	79

第6章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化	92
2 計画の進行管理	94

資料編

1 計画の策定経過	95
(1) 会議の開催状況	95
(2) 木津川市子ども・子育て会議	97
(3) 木津川市子育て支援No.1のまちづくり推進チーム	100
2 用語の説明	102
(1) 子ども・子育て支援新制度に関する用語	102
(2) その他の用語	104

第1章 計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、すべての子育て世帯が安心して子どもを産み、喜びと楽しみを感じながら、子育てを営むことができるまちづくり、また、次代の社会を担う子どもたちが、健やかに成長することができるまちづくりをめざし、平成22年3月に「木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定しました。この計画の終了期間は平成26年度となっていました。

全国的に人口減少社会を迎えているなかで、本市では人口増加が進み、子ども人口も増加してきました。また、女性の就労ニーズの高まりのなかで、保育所の利用ニーズも増加し、待機児童が出ています。

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から施行されることになりました。

また、次世代育成支援対策推進法については、平成17年度から26年度までの10年間の時限立法として成立しました。しかし、その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体への「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及啓発、女性が就労の場で活躍できる取組の促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層、推進することが必要となっています。このような状況を鑑み、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成36年度末まで10年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。改正次世代育成支援対策推進法と同時に、母子及び寡婦福祉法（平成26年10月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになりました。これら3つの改正法は平成26年4月23日に公布されました。

新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。これに伴い、平成26年度末で計画期間終了の次世代育成支援地域行動計画は、改正次世代育成支援対策推進法に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されました。

本市においては、「木津川市次世代育成支援地域行動計画」のこれまでの取組と課題を踏まえるとともに、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

■参考／子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことをめざす。

- ◆乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。
- ◆保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

—内閣府「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の要約

■参考／次世代育成支援対策推進法の改定概要

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

—厚生労働省資料

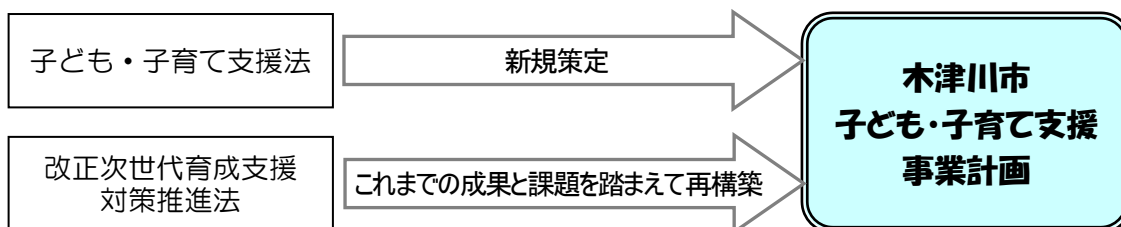
(2) 計画の性格と位置づけ

① 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項*に定める市町村計画です。

また、本計画には、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項*において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援地域行動計画）」を包含します。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部を除きます。

■本計画の法的根拠



■参考／子ども・子育て支援法の市町村計画について

「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■参考／改正次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画について

「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

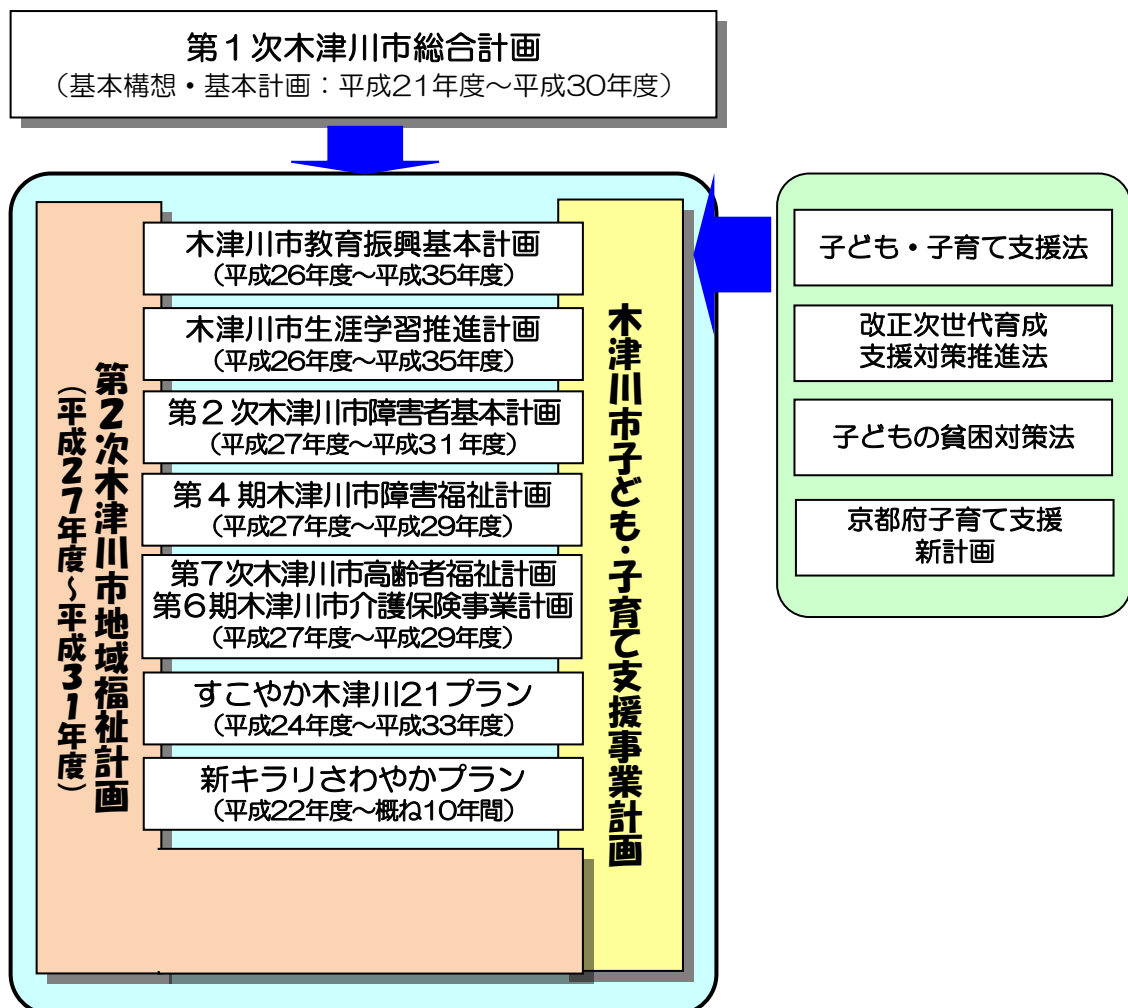
市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

② 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「第1次木津川市総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や京都府子育て支援新計画とともに、関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。

■計画の位置づけ



③ 計画の性格

本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、市民をはじめ、幼稚園、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

(3) 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

■参考／子ども・子育て支援法の「子ども」の定義

「子ども・子育て支援法」第6条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 計画の期間

本計画は平成27年3月末に策定し、計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

計画の最終年度には、それまでの成果と課題等を踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、木津川市子ども・子育て会議条例を制定し、「木津川市子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行いました。

また、庁内策定体制として、木津川市次世代育成支援地域行動計画の策定・推進にあたる全庁的な組織である「木津川市子育て支援No.1のまちづくり推進チーム」により、引き続き計画策定のための検討を行いました。

さらに、木津川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を、就学前子ども保護者及び小学生保護者を対象にそれぞれ実施し、その結果について事業量算出の基礎とするなど、計画策定に反映しました。

本計画に対する市民の意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました。

4 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

① 新制度の目的

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法に伴う児童福祉法ほかの改正）

② 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「ア 子ども・子育て支援給付」と「イ 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

ア 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
（ア）施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
（イ）地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
（ウ）児童手当	—

※は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付する。認定区分は以下のとおり。（子ども・子育て支援法第19条）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

イ 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

① 延長保育事業	② 放課後児童健全育成事業
③ 子育て短期支援事業	④ 地域子育て支援拠点事業
⑤ 一時預かり事業	⑥ 病児・病後児保育事業
⑦ 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	⑧ 利用者支援事業
⑨ 妊婦健康診査事業	⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
⑪ 養育支援訪問事業	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬ 多様な主体の参入促進事業	

③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載規定

事業計画に記載する事項は、子ども・子育て支援法において「必須記載事項」と「任意記載事項」が規定されています。（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）

本計画では「必須記載事項」「任意記載事項」とともに定めます。

■必須記載事項

項 目	内 容
(1) 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	- 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 - 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと、及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 - 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

■任意記載事項

項 目	内 容
(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
(5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
(6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること。
(7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現況と課題

1 人口・子ども人口の推移

(1) 人口の推移

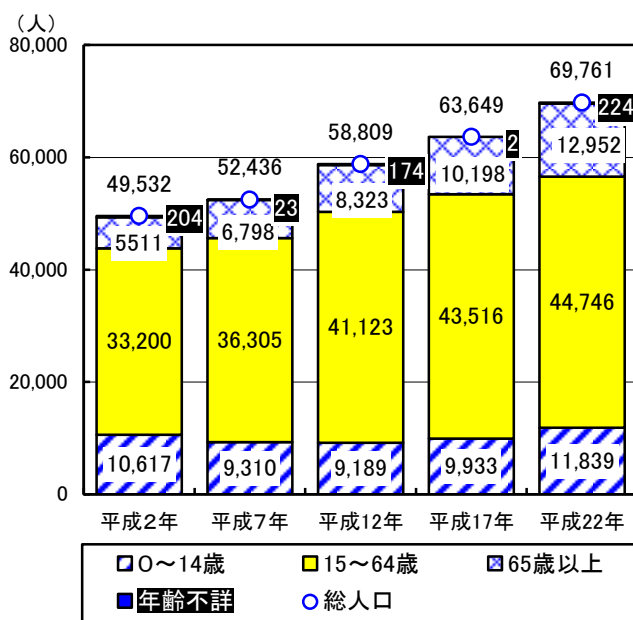
① 国勢調査による人口の推移

本市の平成2年以降の人口の推移を国勢調査でみると、全国的に人口減少社会にあるなかで、学研都市の進展により人口増がみられ、平成22年には69,761人となっています。

また、年齢3区分別では、0～14歳の年少人口は、平成12年まで減少傾向にありましたが、その後は増加に転じ、平成22年には11,839人となっています。15～64歳の生産年齢人口は増加を続け、平成22年には44,746人で、64.1%とおおよそ3分の2を占めます。65歳以上の高齢者人口は、生産年齢人口以上の伸びを示し、平成17年には年少人口を追い抜き、平成22年には12,952人となっています。

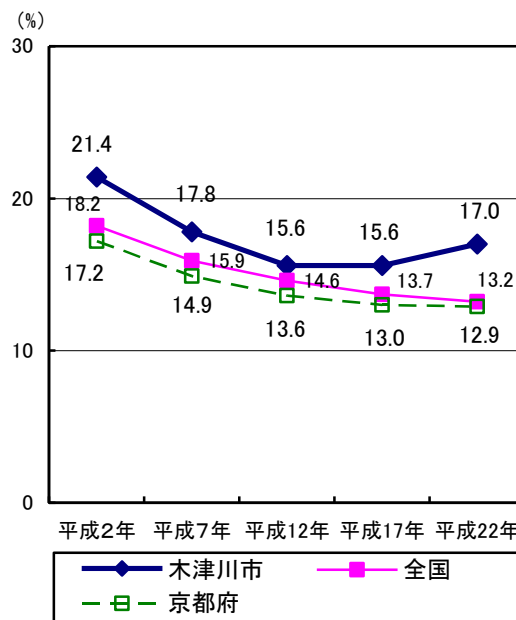
総人口に占める年少人口率は、京都府や全国水準より高く推移し、また、平成12年及び平成17年には15.6%まで低下しましたが、平成22年には17.0%と上昇しています。

■総人口、年齢3区分別人口の推移



資料：各年国勢調査で、10月1日時点

■年少人口率の推移



資料：各年国勢調査で、10月1日時点

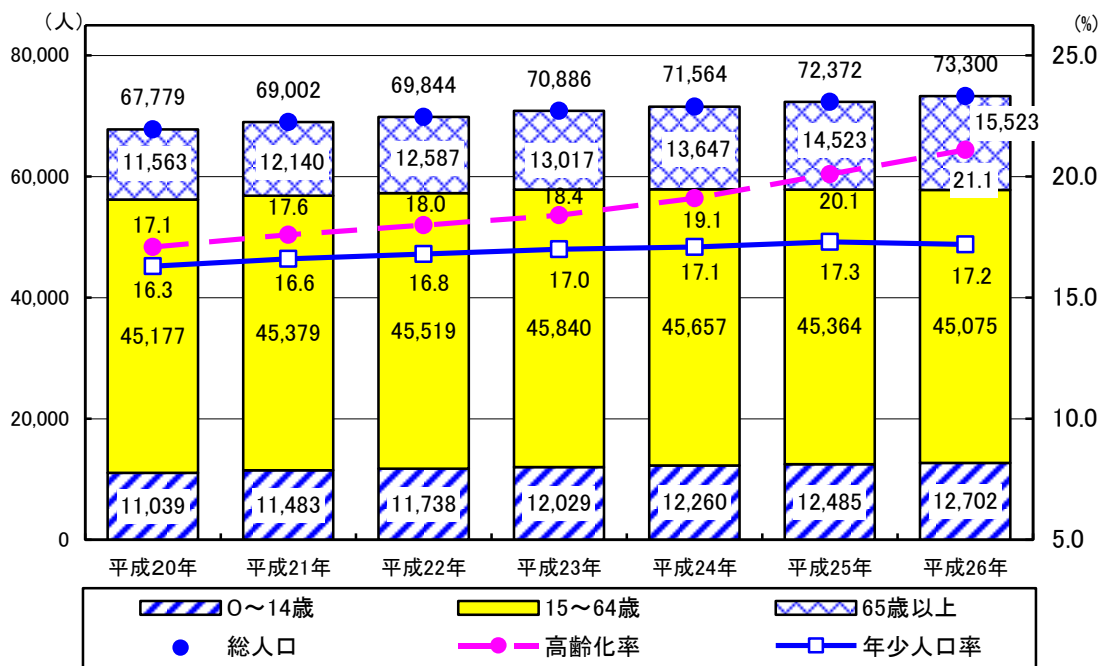
② 住民基本台帳による人口の推移

本市の平成20年以降の人口の推移を住民基本台帳（外国人を含む）でみると、年々増加し、平成23年には7万人を超え、平成26年には73,300人となっています。

また、年齢3区分別では、0～14歳の年少人口は、毎年増加を続け、平成26年には12,702人となっています。15～64歳の生産年齢人口は、平成23年をピークに減少傾向を示し、平成26年には45,075人となっています。65歳以上の高齢者人口は増加を続け、平成26年には15,523人となっています。

総人口に占める年少人口率は、毎年わずかながら上昇し、平成25年には17.3%となりましたが、平成26年には17.2%とわずかながら低下傾向を示しています。

■総人口、年齢3区分別人口の推移



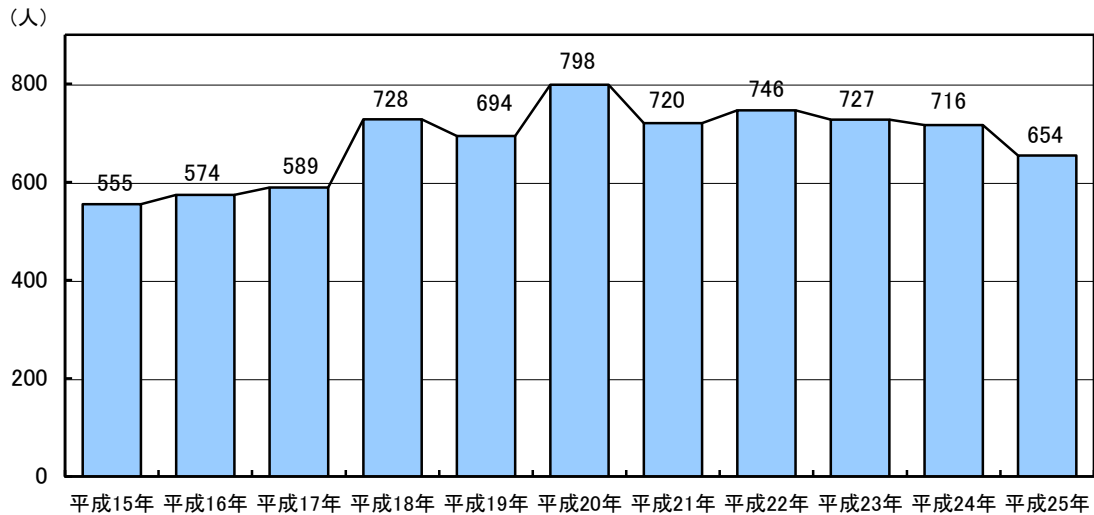
資料：各年住民基本台帳人口（外国人を含む）で、3月末時点

(2) 子ども人口の推移

① 出生数の推移

出生数の推移では、平成15年の555人が、平成18年には728人と増加し、その後増減をしながら、平成22年以降には減少傾向を示し、平成25年では654人となっています。

■出生数の推移

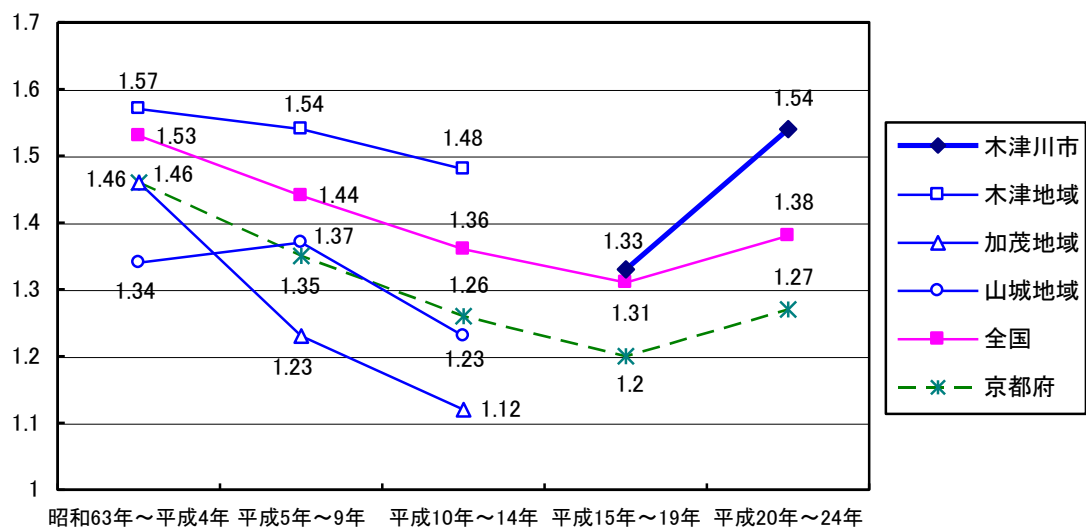


資料: 各年人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率で、平成20年から24年は、全国や京都府水準も平成15年から平成19年に比べて上昇していますが、本市はそれを上回り、1.54となっています。

■合計特殊出生率の推移

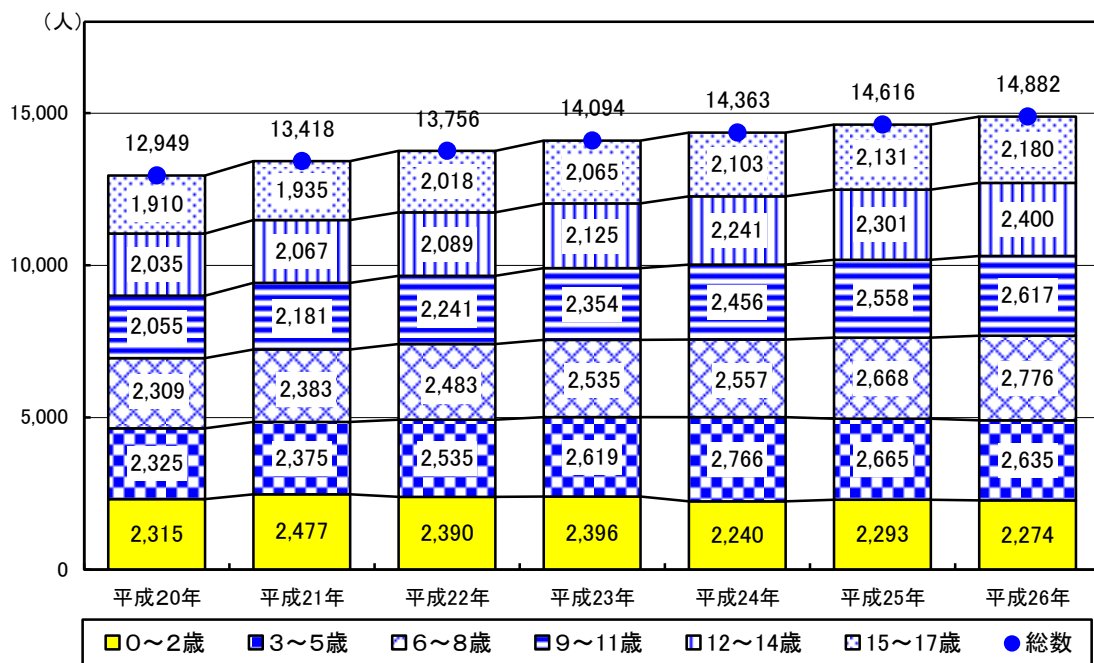


資料: 人口動態統計特殊報告

③ 子ども人口の推移

18歳未満の子ども人口は年々増加し、平成26年では14,882人となっています。そのうち、0～2歳は増減がありながら推移し、平成26年では2,274人で、子ども人口総数の15.3%となっています。3～5歳は、平成24年までは増加を続けていましたが、平成25年以降は減少傾向を示し、平成26年委は2,635人で、総数の17.7%となっています。6歳以上の年齢区分ごとの人口は、それぞれ年々増加し、平成26年には6～8歳（小学校低学年相当）は2,776人、総数の18.7%、9～11歳（小学校高学年相当）は2,617人、17.6%、12～14歳（中学生相当）は2,400人、総数の16.1%、15～17歳（高校生相当）は2,180人、総数の14.6%となっています。

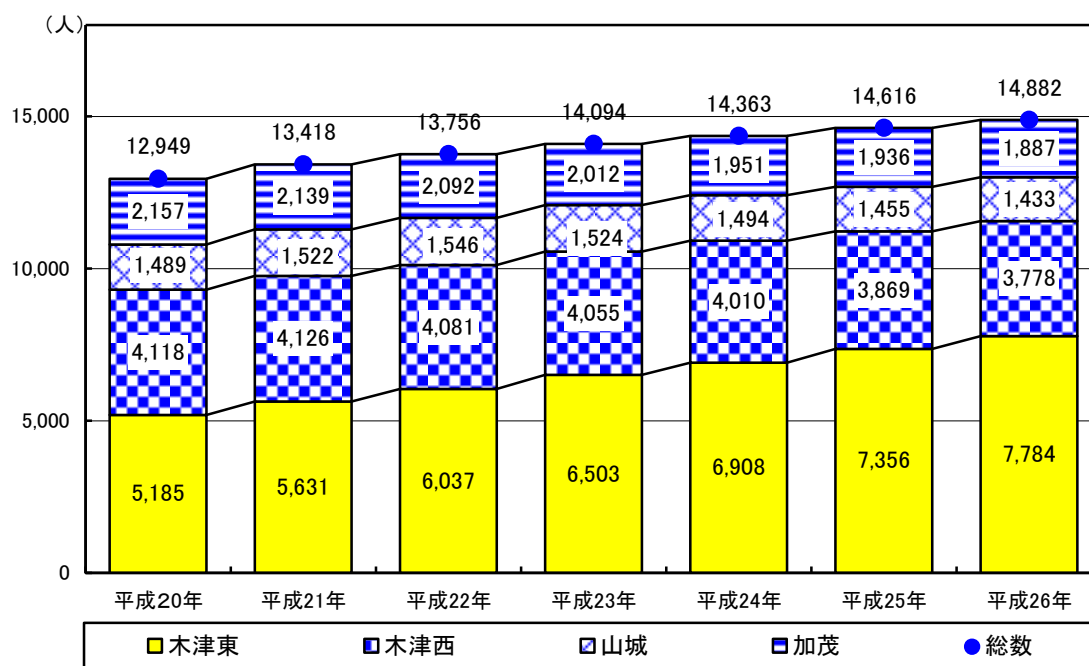
■ 子ども人口の推移



資料：各年住民基本台帳人口（外国人を含む）で、3月末時点

子ども人口の地域別の推移では、加茂地域は年々減少し、平成26年には1,887人となっており、子ども人口総数の12.7%となっています。山城地域は平成22年をピークに減少し、平成26年には1,433人で、総数の9.6%となっています。木津西地域は平成21年をピークに減少し、平成26年には3,778人、総数の25.4%となっています。木津東地域は年々増加を続け、平成26年には7,784人、総数の52.3%と半数を占めています。

■地域別 子ども人口の推移



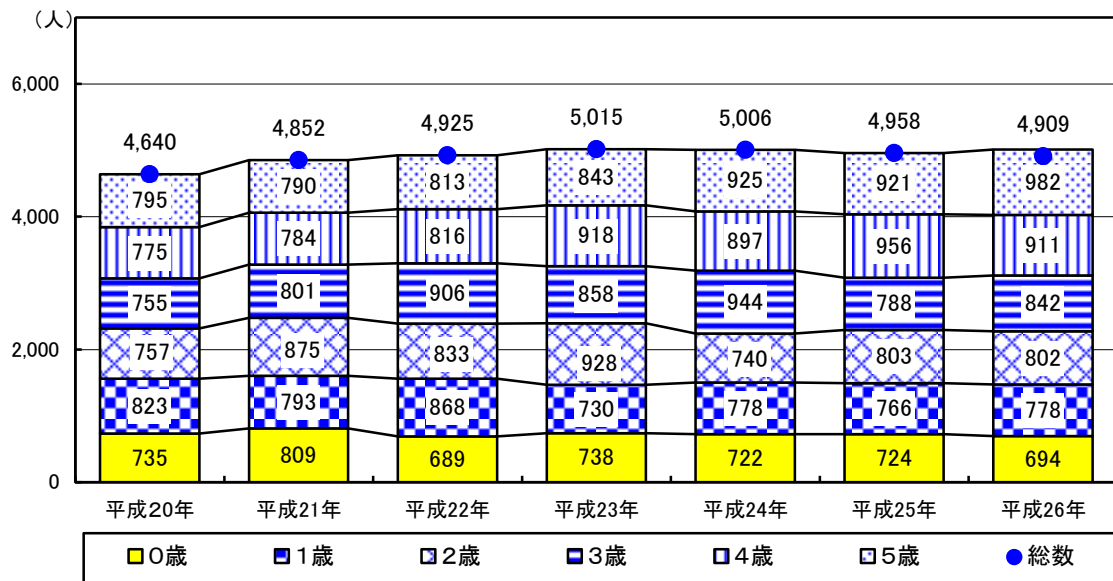
資料: 各年住民基本台帳人口(外国人を含む)で、3月末時点

■地域区分図



子ども人口のうち、就学前の0～5歳の人口を各年齢別にみると、総数は平成23年をピークに減少傾向を示しています。各年齢は、ともに増減をしながら推移し、平成26年では、0歳が694人、総数の14.1%、1歳が778人、総数の15.8%、2歳が802人、総数の16.3%、3歳が842人、総数の17.2%、4歳が811人、総数の16.5%、5歳が982人、総数の20.0%となっていて、5歳が多く、0歳が少なくなっています。

■就学前人口の推移



資料: 各年住民基本台帳人口(外国人を含む)で、3月末時点

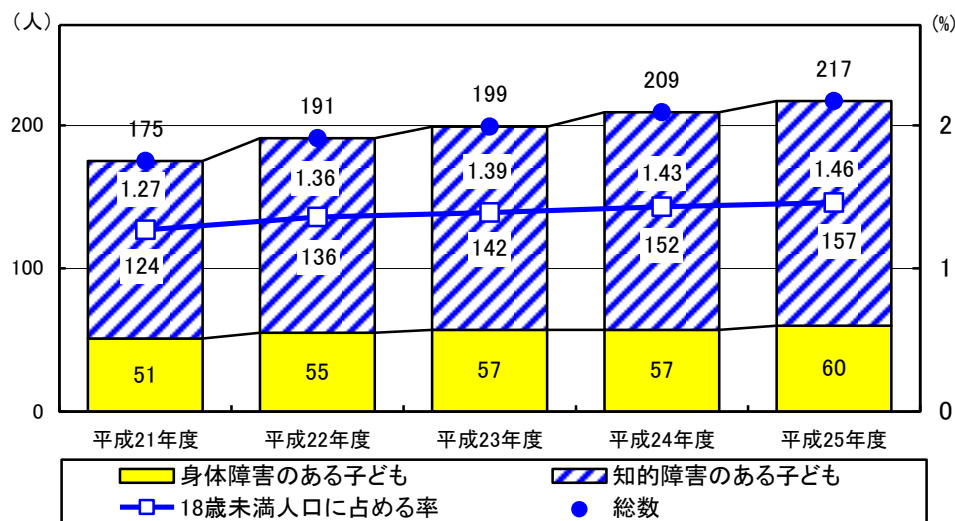
④ 障害のある子どもの推移

身体障害者手帳及び療育手帳所持者数から、身体・知的障害のある子ども(18歳未満)の推移をみると、身体障害のある子どもはわずかながら増加傾向にあり、平成25年度末で60人となっています。

また、知的障害のある子どもは毎年増加し、平成25年度末で157人となっています。その結果、身体・知的障害のある子ども総数は年々増加し、平成25年度末では217人となっています。

身体・知的障害のある子ども総数の18歳未満人口に占める率は、平成21年度の1.27%が平成25年度では1.46%と上昇しています。

■身体・知的障害のある子どもの推移



資料: 市調べ(各年度3月末現在)

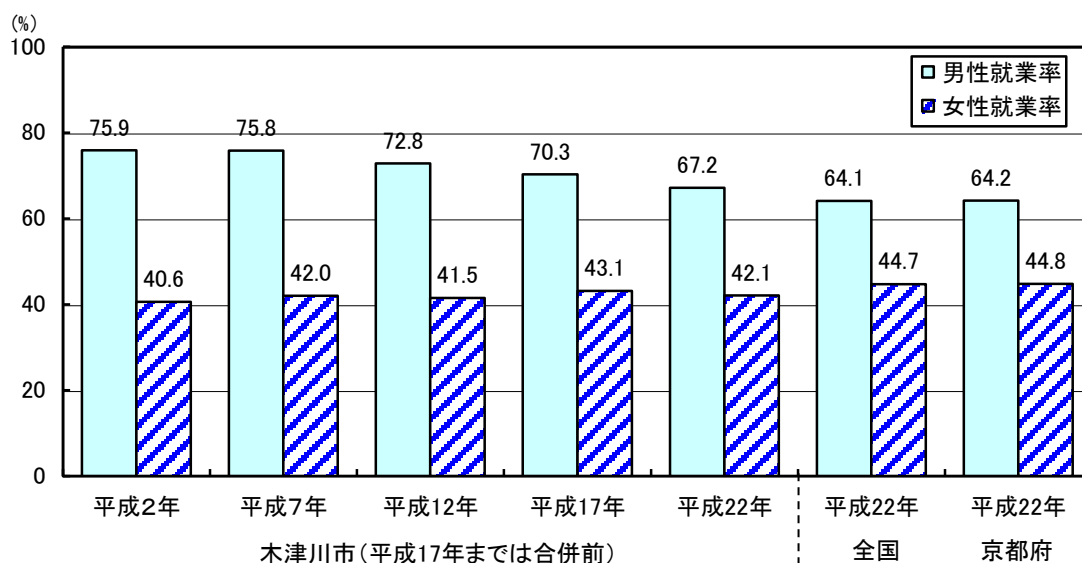
(3) 就労状況

① 男女別就業率の推移

国勢調査から、男女別の就業率の推移をみると、男性は年々低下し、平成22年には67.2%となっていますが、全国や京都府水準より高くなっています。

一方、女性は平成17年までは上昇していましたが、平成22年には低下に転じ、42.1%となり、全国や京都府水準より低くなっています。

■男女別 就業率の推移

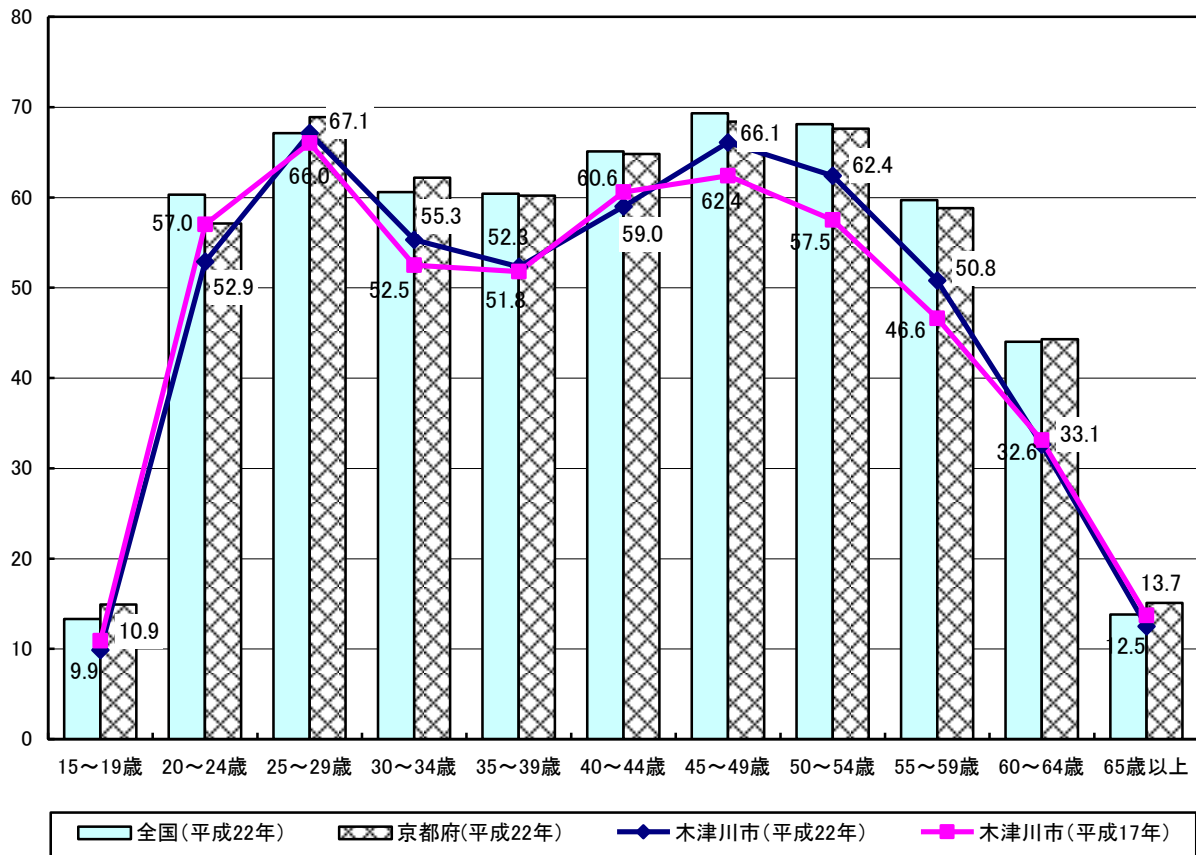


資料: 各年国勢調査で10月1日時点

② 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率について、平成17年と22年を比べると、15～19歳及び20～24歳は低下しましたが、25～29歳、30～34歳、35～39歳はわずかながら上昇しています。また、45歳から59歳の就業率が上昇し、子育て期の30代に就業率が低下する、いわゆるM字カーブは解消されていません。総じて、各年齢層の就業率は、全国・京都府水準より低くなっています。

■女性の年齢5歳階級別 就業率



資料:国勢調査で10月1日時点

2 世帯の状況

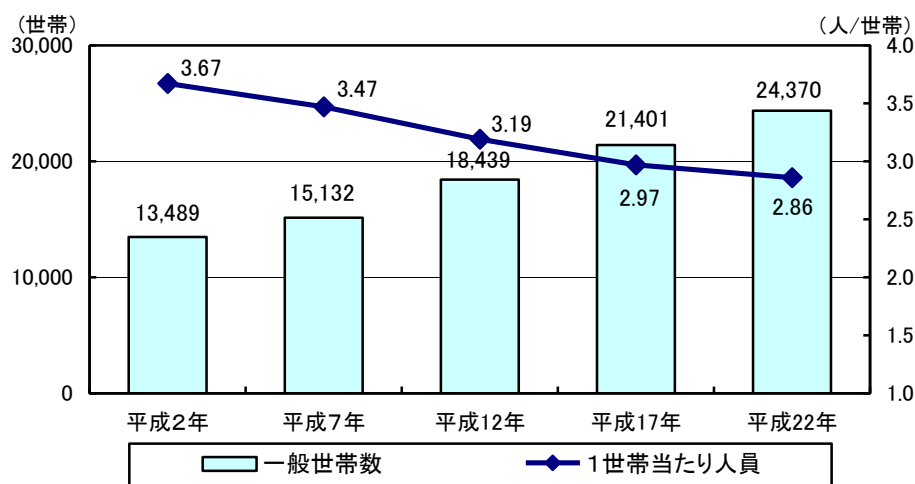
(1) 世帯数の推移

① 国勢調査による世帯数の推移

本市の平成2年以降の世帯数の推移を国勢調査でみると、年々増加し、平成22年には24,370世帯となり、平成2年の1.8倍となっています。

人口の増加に比べて世帯数の増加の方が著しいため、1世帯当たり人員は減少し、平成2年の3.67人が、平成22年には2.86人となり、世帯規模が縮小しています。

■世帯数の推移



資料: 各年国勢調査で10月1日時点

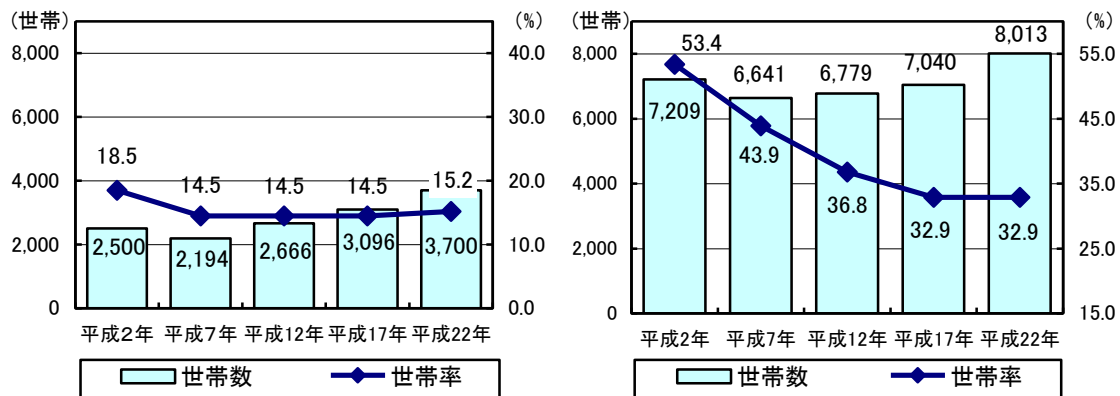
注) 世帯は、住宅に住む一般世帯数です。

② 子どものいる世帯の推移

子どものいる一般世帯数は、6歳未満のいる一般世帯数、18歳未満のいる一般世帯数ともに平成7年には一旦減少したものの、その後は増加を続け、平成22年には6歳未満のいる一般世帯数は3,700世帯となり、一般世帯総数に占める割合は15.2%となっています。

また、18歳未満のいる一般世帯数は、平成22年には8,013世帯となっており、一般世帯総数に占める割合は32.9%となっています。

■ 6歳未満の子どものいる世帯数の推移 ■ 18歳未満の子どものいる世帯数の推移



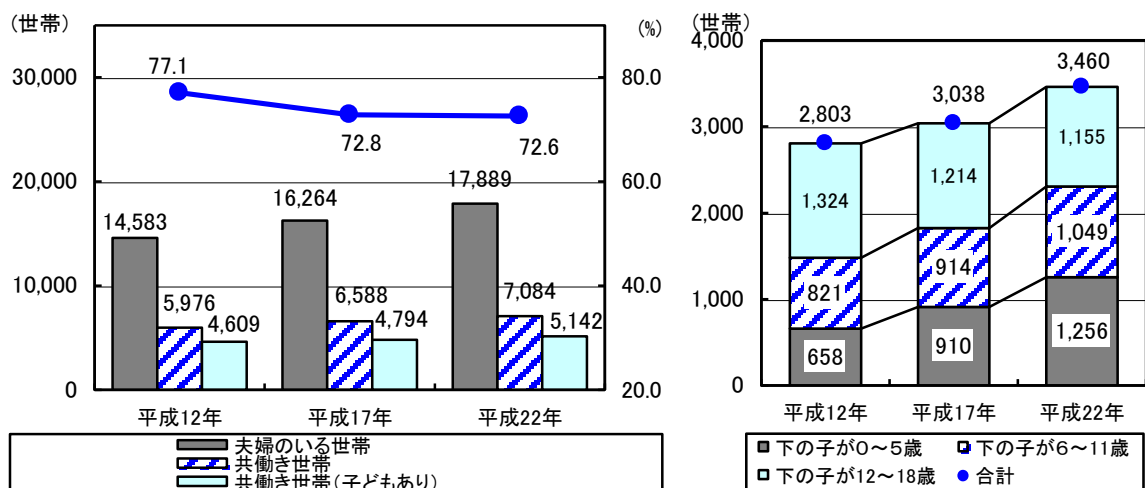
資料: 各年国勢調査で10月1日時点

③ 共働き世帯の推移

夫婦のいる一般世帯数は調査年ごとに増加し、平成22年には17,889世帯となっています。そのうち、夫婦がともに就労している共働き世帯も増加し、平成22年には7,084世帯となっています。共働き世帯のうち、子どもありの世帯も増加し、平成22年には5,142世帯となっています。共働き世帯に占める子どもありの世帯の割合は、平成12年の77.1%が、平成22年には72.6%と低下しています。

また、子どもありの共働き世帯のうち、一番下の子が「0～5歳」「6～11歳」「12～18歳」のそれぞれの推移をみると、「0～5歳」及び「6～11歳」は増加していますが、「12～18歳」は減少しています。

■ 共働き世帯の推移



資料: 各年国勢調査で10月1日時点

(2) 要支援世帯の推移

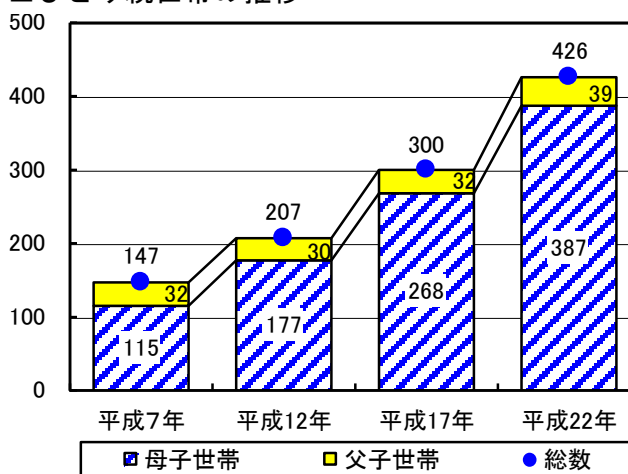
① ひとり親世帯の推移

国勢調査からひとり親世帯の推移をみると、平成7年の147世帯が、平成22年では426世帯と、およそ3倍になるなど大きく増加しています。

内訳をみると、平成22年で母子世帯が387世帯、父子世帯が39世帯で、父子世帯に比べて母子世帯の増加が著しくなっています。

なお、平成22年は、祖父母等他の世帯員がいる場合も含めた数値を公表していますが、それによると母子世帯は542世帯、父子世帯は85世帯、ひとり親世帯全体では627世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移

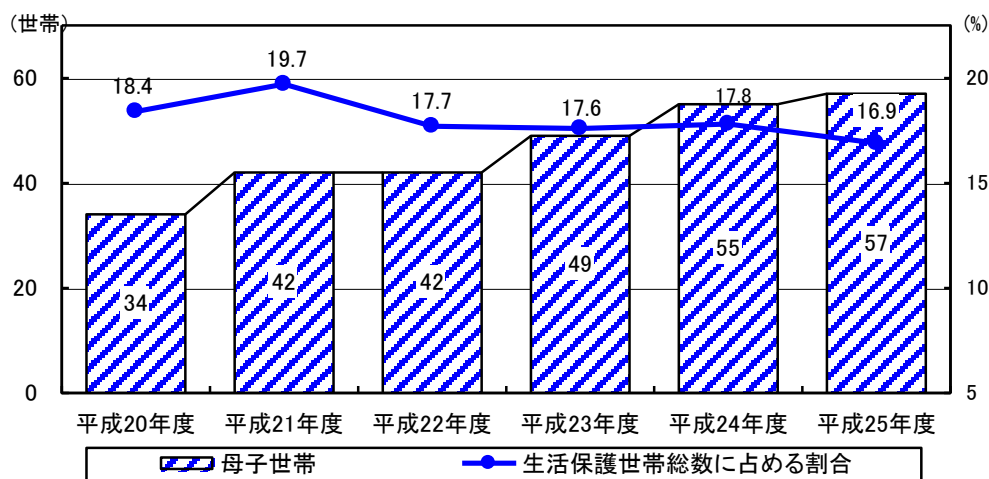


資料：各年国勢調査で10月1日時点

② 生活保護世帯における母子世帯の推移

生活保護世帯における母子世帯の推移をみると、平成20年度末の34世帯が、平成25年度末では57世帯と増加しています。ただし、生活保護世帯総数に占める割合は、平成20年度末の18.4%が、平成25年度末では16.9%と低下しています。

■生活保護世帯における母子世帯の推移



資料：市調べ(各年度末)

3 子育て関連施策・事業の状況

① 次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）における特定事業の目標事業量の達成状況

次世代育成支援対策推進法においては、特定事業に関する目標事業量の設定が定められていました。平成26年度の目標事業量に対する平成26年度当初時点の達成状況については、通常保育、延長保育、一時預かり、放課後児童クラブでは、目標事業量を上回り、そのほかの事業は目標通りの達成となっています。

また、目標事業量を設定していなかった事業の中で、ファミリー・サポート・センターについては、平成26年度から開始されました。

■特定事業の目標事業量

事業名		平成26年度 目標事業量	平成26年度当初 時点の事業量	備考
通常保育	0～2歳	14か所	16か所	やましろ保育園 分園 0～1歳 (2歳から本園)
	3～5歳	13か所	13か所	
延長保育		14か所	16か所	
夜間保育		0か所	0か所	
一時預かり		5か所	7か所	
特定保育		0か所	0か所	
休日保育		0か所	0か所	
病後児保育	施設型	1か所	1か所	
	派遣型	0か所	0か所	
夜間養護等(トワイライトステイ)事業		1か所	1か所	
短期入所生活援助(ショートステイ)事業		1か所	1か所	
放課後児童クラブ		17か所	23か所	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援 センター	4か所	4か所	
	つどいのひろば	2か所	2か所	
ファミリー・サポート・センター事業		0か所	1か所	

② 特定事業以外の事業の達成状況

本市では、子育て支援策をより充実したものにするため、特定事業以外の事業について重点施策として設定しました。その実施状況については、22事業内容の中で、13事業内容が達成できています。実施できていない事業内容としては、地域の実情に応じた子育てサービスの充実の「①幼保の一体化」と「②幼稚園の預かり保育」、NPO法人、子育てサークル等の育成・活用の「①子育ての城の開設」、学研都市に立地する大学、研究所等との連携の「②育児サポーター養成事業の展開」と「③保育士レベルアップ事業の展開」、民間活力の活用の「①保育所の計画的な民営化の推進」と「②放課後児童クラブの計画的な民営化の推進」「⑤民間放課後児童クラブの設立支援」「⑥民間幼稚園の誘致」となっています。

■特定事業以外の事業の達成状況

事業	内容		平成26年度 当初時点の 事業実施状況	備考
地域の実情に 応じた子育て サービスの充 実	①幼保の一体化	①認定こども園を開設し、保育所と幼稚園の一体化を推進する。	○	子ども・子育て支援新制度の中で進める。
	②幼稚園の預かり保育	①幼稚園の預かり保育の実施に向けて検討する。	○	子ども・子育て支援新制度の中で進める。
	③病児・病後児保育対策の充実	①病院等と連携した「病児・病後児保育」の展開	済	病後児保育室開設 (平成22年10月)
NPO法人、 子育てサークル等の育成・活用	①子育ての城の開設	①空き施設をNPO法人や子育てサークルに貸し出し、活動スペースや未就園児の親子の交流スペース、育児相談の場として、自由に活用していただく。	○	
安心して子育てができる仕 組づくり	①子育てガイドブックの作成	①子育て支援ガイドブックを配付し、本市が提供する「子育て支援サービス」の情報発信を行う。	済	子育てガイドブック作成 (平成23年3月)
	②マイ保育所等登録事業	①育児の負担感、不安感の解消を図るために「マイ保育所登録」を行う。身近な保育所や幼稚園に登録することにより、保育士等による「育児教室」や「育児相談」、「一時預かり無料サービス」等の提供を行う。	済	未入園児一時保育事業を実施 ・梅美台保育園 (平成23年5月) ・相楽保育園(平成25年9月) ・南加茂台保育園 (平成25年9月)
父親の育児 参加	①「父親教室」の開催	①つどいのひろばを活用し「父親教室」を開催する。 ②父親の育児参加の促進及び父親間の交流を図る。	済	土曜日に開催 ・わくわくひろば (平成21年7月) ・かるがもひろば (平成22年6月)
	②父子手帳の配付	①ともに子育てを頑張る子育て親子を応援するため、「父子手帳」の配付を行う。	済	パパ手帳作成 (平成23年3月)
学研都市に立 地する大学、 研究所等との 連携	①母親サポート事業の展開	①大学等と連携した「母親講座」等の開催	済	エコチル調査(子どもの健康と環境に関する全国調査)の中で実施(平成22年10月)
	②育児サポーター養成事業の展開	①大学等と連携した「育児サポーター養成講座」等の開催	○	
	③保育士レベルアップ事業の展開	①大学等と連携した「保育士レベルアップ講座」等の開催	○	
	④雇用対策	①企業等に対する地元住民(母子・父子家庭)の優先採用の要請	済	就労支援員の充実 (平成25年4月)

事業	内容		平成26年度 当初時点の 事業実施状況	備考
民間活力の 活用	①保育所の計画的な 民営化の推進	①公設公営保育所の民営化を推進 する。 ②公設民営保育所の完全民営化の 検討を進める。	○	
	②放課後児童クラブ の計画的な民営化 の推進	①放課後児童クラブの民営化を推 進する。	○	
	③民間保育所の誘致	①民間保育所の誘致を推進する。	済	なごみ保育園（民設民営方式） 開園（平成22年4月） 梅美台保育園分園（民設公営 方式）を開園（平成24年4月） 愛光みのり保育園（民設民営 方式）開園（平成26年4月）
	④民間放課後児童 クラブの誘致	①民間放課後児童クラブの誘致 （民間保育所への併設を含む。） を推進する。	済	かるがもクラブ （平成22年4月） なごみクラブ （平成22年4月） こむぎクラブ （平成26年4月） 第2かるがもクラブ （平成26年4月）
	⑤民間放課後児童 クラブの設立支援	①住民等による民間放課後児童 クラブの設立支援を推進する。	○	
	⑥民間幼稚園の誘致	①民間幼稚園の誘致を推進する。	○	
	⑦民間企業等の活用	①民間企業等に出来ることは、順 次、民間企業等への移管を進め る。	済	社会福祉法人、NOP法人によ る保育所、子育て支援センタ ー、つどいのひろば、放課後 児童クラブの開設、大型ショ ッピングセンター内での保育 所、つどいのひろばの開設
障害児施策の 充実	①児童デイサービス の拡充	①空き施設を活用し、児童デイサ ービス等の拡充を図る。	済	空きスペースを活用し、児童 デイサービスの拡充 （平成22年4月）
母子家庭支援 の充実	①母子家庭等の職業 能力向上及び求職 活動支援	①母子自立支援専門員による母子 家庭への支援の充実	済	母子・父子自立支援員の配置 （平成22年7月）
保護者への養 育支援の充実	①保護者の養育支援	①虐待案件等が発生した家庭にお ける保護者への養育を支援 ②虐待案件等が発生した家庭にお ける保護者、妊婦、児童に対する 相談、指導、助言等、必要な支援 を行う。	済	養育支援訪問事業の実施 （平成25年4月） 家庭児童相談室の充実 （平成25年4月）

③ 子育て支援No.1のまちづくりの取組

本市では、「育てよう未来にはばたく子どもたち～子育て支援 No.1 のまちを築こう～」を基本理念に、施策の充実を図ってきました。具体的には、幼稚園関係、保育所関係、子育て支援センター、つどいのひろば、放課後児童クラブ、児童虐待・ひとり親対策など、病後児保育、大学との連携、子育て支援医療制度の各分野で取り組んできました。

■幼稚園関係

実施日	実施事業
平成19年4月	市立幼稚園の園区制廃止に向けた取組開始 市立幼稚園バス市内全域運行 市立各幼稚園フリー教諭配置
平成21年4月	市立幼稚園の園区制完全廃止
平成25年4月	減免補助対象の拡大(同時在園の第3子以降の所得制限廃止)
平成25年12月	市立幼稚園3歳児お弁当日の保育時間延長
平成26年4月	減免補助対象の拡大(第2子、第3子以降の所得制限廃止)

■保育所関係

実施日	実施事業
平成20年4月	州見台さくら保育園開所
平成22年4月	梅美台保育園増築
平成22年4月	州見台さくら保育園増改築
平成22年4月	なごみ保育園開所
平成22年12月	第1回民間保育所年長児交流会開催
平成23年4月	公営保育所の延長保育終了時間を一元化
平成23年4月	なごみ保育園増築
平成23年4月	なごみ保育園 延長保育終了時間延長
平成23年4月	やましろ保育園分園開設
平成23年5月	なごみ保育園 一時預かり開始
平成23年5月	梅美台保育園 未就園児一時保育事業開始
平成23年12月	第1回公営保育所5歳児交流会開催
平成24年4月	公営保育所入所対象年齢を生後57日で一元化
平成24年4月	梅美台保育園定員増
平成24年4月	梅美台保育園分園開所
平成24年4月	梅美台保育園分園 一時預かり実施
平成24年4月	梅美台保育園 完全給食開始
平成24年4月	梅美台保育園分園 完全給食開始
平成25年1月	清水保育園 耐震改修工事
平成25年4月	なごみ保育園 完全給食開始
平成25年4月	やましろ保育園 駐車場拡張
平成25年9月	相楽保育園 未入園児サポートセンター事業開始
平成25年9月	南加茂台保育園 未入園児サポートセンター事業開始
平成25年11月	相楽保育園 耐震改修工事
平成26年4月	一時預かりの利用要件緩和
平成26年4月	州見台さくら保育園 完全給食開始
平成26年4月	愛光みのり保育園開所
平成26年4月	愛光みのり保育園 完全給食開始
平成26年4月	多子軽減の対象を拡大

■子育て支援センター

実施日	実施事業
平成23年4月	公営子育て支援センターの開設時間を一元化
平成24年4月	木津保育園で子育て支援センター開設
平成25年12月	フェイスブックで子育て関連情報発信

■つどいのひろば

実施日	実施事業
平成21年7月	わくわくひろば開設
平成22年6月	かるがもひろば開設
平成23年4月～	定休日の活用開始
平成24年4月	開設日の拡大

■放課後児童クラブ

実施日	実施事業
平成19年12月	対象児童を小学校6年生まで拡大
平成21年7月	夏休み期間中の早朝開設(午前8時)
平成22年4月	児童クラブ増設(12→18か所)
平成22年4月	民間児童クラブ かるがもクラブ開設
平成22年4月	民間児童クラブ なごみクラブ開設
平成23年4月	ひとり親世帯(非課税)に対する減免措置実施
平成23年7月	入所児童を市内在住の私立小学校の児童にまで拡大
平成24年4月	早朝利用(午前8時～)・延長利用(～午後7時)開始
平成24年4月	開所日の拡大
平成24年4月	児童クラブ増設(18→20か所)
平成25年4月	入会要件の緩和(市外通学児童、市内在勤・在学保護者の児童の受入)
平成25年6月	携帯メールによる情報配信システム導入
平成26年4月	民間児童クラブ 第2かるがもクラブ開設
平成26年4月	民間児童クラブ こむぎクラブ開設

■児童虐待・ひとり親対策など

実施日	実施事業
平成19年9月	家庭児童相談室開設
平成20年2月	木津川市要保護児童対策地域協議会設置
平成22年7月	母子・父子自立支援員配置
平成23年4月	児童扶養手当障害認定医の設置
平成23年4月	子育て短期支援事業に短時間利用枠設定
平成25年4月	養育支援訪問事業開始
平成26年4月	ファミリー・サポート・センター事業開始

■病後児保育

実施日	実施事業
平成22年10月	病後児保育室開設
平成23年4月	ひとり親世帯(非課税)に対する減免措置開始
平成25年9月	利用要件の緩和(市内在勤・在学保護者の児童の受入等)

■大学との連携

実施日	実施事業
平成22年10月	エコチル調査の協力に関する協定締結(京都大学・同志社大学)
平成22年10月	エコチル調査支援協議会設立

■子育て支援医療制度

実施日	実施事業
平成24年9月	外来医療費・入院医療費ともに小学校卒業まで助成対象を拡大 入院 自己負担額200円／月(1医療機関) 外来 自己負担額200円／月(1医療機関)

子育て関連施策の中で、児童虐待相談等の推移をみると、相談件数そのものが年々増加傾向にあります。平成25年度で136件、そのうち児童虐待が50件、養護が65件と多くなっています。

■児童虐待相談等の状況

内 容	平 成 21年度	平 成 22年度	平 成 23年度	平 成 24年度	平 成 25年度
新規相談受付件数(件)	65	59	67	131	136
うち虐待	32	27	38	50	50
うち養護(虐待除く)	7	12	14	73	65
うち非行	0	0	0	1	1
うちDV	0	0	9	0	4
その他	26	20	6	7	16

■継続件数を含めた相談件数

内 容	平 成 21年度	平 成 22年度	平 成 23年度	平 成 24年度	平 成 25年度
対応件数(件)	133	127	154	180	187
うち虐待	75	59	82	99	139

④ 待機児童数の推移と解消のための取組

本市の待機児童数は、合併時の平成19年度には10月1日時点で34人となり、平成20年度の州見台さくら保育園の開所により減少しました。しかし、平成21年度には10月1日時点で72人、22年度には92人、23年度には65人と、待機児童が多くなりました。平成22年度にはなごみ保育園、23年度にはやましろ保育園分園、24年度には梅美台保育園分園と開所するとともに、増改築や定員増を行って対応してきました。平成24年度以降は10月1日時点でも2～9人と減少しています。平成26年度には愛光みのり保育園が開所し、平成27年度には新たな民間保育所が開所する予定です。

■待機児童（国基準）の推移

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基準日	4月1日	14人	0人	21人	28人	38人	0人	0人	0人
	10月1日	34人	9人	72人	92人	65人	2人	3人	9人

■解消のための取組

年度	市全体の定員	待機児童解消のための取組	
平成19年度(合併)	1,580人	—	—
平成20年度	1,700人	州見台さくら保育園(開所)	120人
平成21年度	1,700人	—	—
平成22年度	1,880人	州見台さくら保育園(増改築)	30人
		なごみ保育園(開所)	150人
平成23年度	2,030人	なごみ保育園(増築)	120人
		やましろ保育園分園(開所)	30人
平成24年度	2,079人	梅美台保育園(定員増)	20人
		梅美台保育園分園(開所)	29人
平成25年度	2,076人	やましろ保育園分園(定員減)	△3人
平成26年度	2,256人	愛光みのり保育園(開所)	180人
平成27年度(予定)		新たな民間保育所(開所)	

4 地域における子育て支援活動等の状況

本市における地域住民による子育て支援活動としては、市社会福祉協議会による子育てサロン活動支援をはじめ、次のような活動を実施しています。

■木津川市社会福祉協議会による子育て活動支援

名称	内容
子育てサロン活動支援	地域の集会所や公民館等で、子育て中のお母さん同士の仲間づくりを目的に活動しているサロンに活動助成を行っています。
きづがわっこ秋祭り	子育て中の親子の交流の場として、全市一体で行います
子育てサロン交流会	子育てサロン参加者の交流会を実施しています。新たな活動につながるように、サロン運営の悩みなど、日頃の活動について意見交換していただきます。
わが町の福祉体験学習	子どもが、高齢者・障害者やボランティア団体との交流により、地域の暮らしや社会福祉・社会問題への関心を高め、思いやりやさしさ、人としての本当の強さを学ぶものです。
児童・生徒のボランティア活動の支援	市社会福祉協議会の職員の出張講座やボランティア団体による出張活動体験講座を実施します。
世代間交流事業	世代間の交流を目的として、かるた会や餅つきなど、各支所ごとに計画しています。

また、子育て支援センターは市内に4か所あり、それぞれのセンターで子育てサークル等の育成・支援を行っています。

■サークル・サロン・支援団体等

内 容	平 成 24年度	平 成 25年度	平 成 26年度
サークル・サロン・支援団体等	37	36	35

5 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）

新たに「木津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、その基礎資料として活用するため、本市に居住する①0歳から小学校入学前の子どもがいる保護者、②小学校1年生から6年生までの子どもがいる保護者、合わせて4,300人を対象に、アンケート調査を実施しました。ここでは、その結果から特徴的な項目についてまとめています。

■調査の種類と調査方法等

調査の種類	就学前子ども保護者調査	小学生保護者調査
調査の方法	①幼稚園、保育所に通う子どもの保護者すべての方に手渡しで配付し、回収も施設を通じて実施 ②子育て支援センター及びつどいのひろばの利用者の方の中から抽出し手渡しで配付し、回収も施設を通じて実施	①各小学校の2年生及び5年生を対象に手渡しで配付 ただし、梅美台小学校は2年生のみ、州見台小学校は5年生のみ配付 回収はいずれも小学校を通じて回収
調査の期間	平成25年11月6日（水）～1月22日（金）を基本とし、12月初旬まで回収	
配付数	2,900件	1,400件
有効回収数	1,639件	1,012件
有効回収率	56.5%（参考：前回64.8%）	72.3%（参考：前回73.1%）

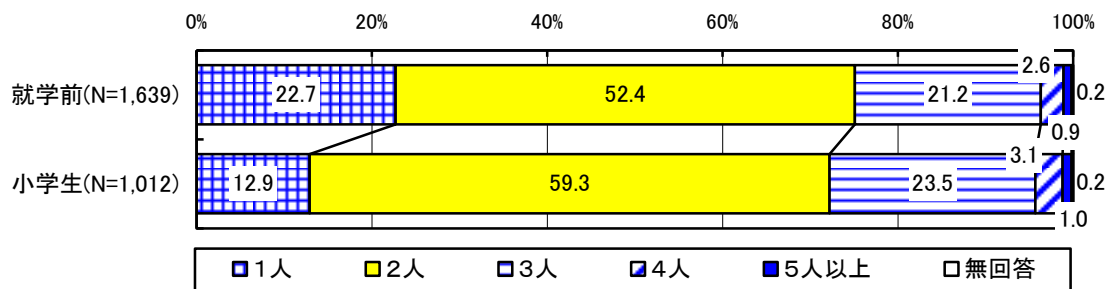
注) 今回の調査は、幼稚園や保育所、小学校に子どもが複数通っている場合は、下の子どもについて回答していただいたため、有効配付数は子どもの数ではなく世帯となっています。したがって、実際の有効回収率はもう少し高くなるものと見込まれます。

① 子どもと家族の状況

就学前子ども保護者調査（以下、就学前調査といいます。）では、1世帯の子どもの人数は、「2人」が52.4%、「1人」が22.7%、「3人」が21.2%などで、平均2.07人、最大8人となっています。

小学生保護者調査（以下、小学生調査といいます。）では、「2人」が59.3%と就学前調査よりも高く、「3人」が23.5%、「1人」が12.9%などで、「1人」が就学前よりも低くなっています。また、平均2.20人、最大7人で、平均は就学前調査より多くなっています。

■子どもの人数



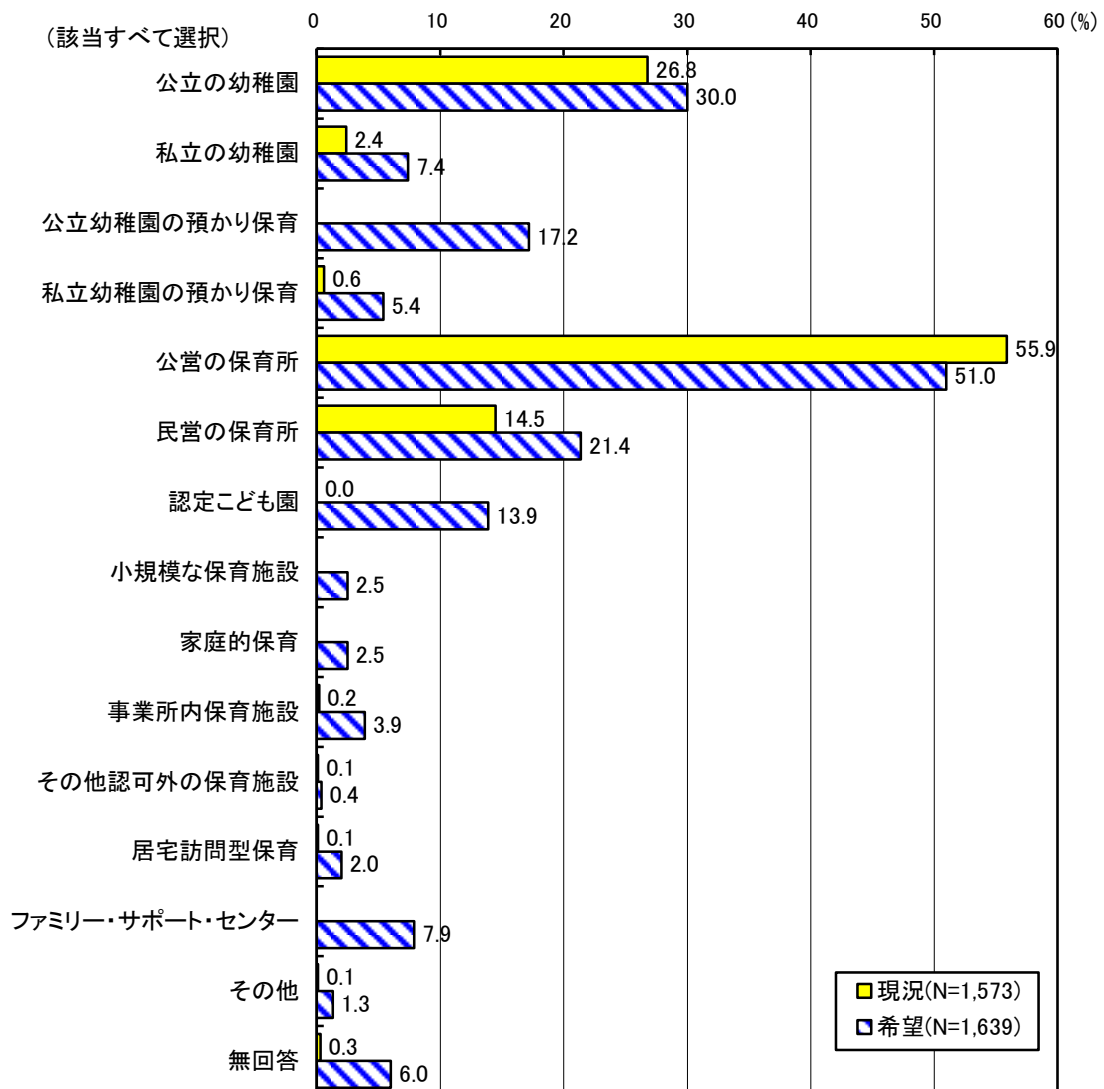
② 現在利用している教育・保育サービスと今後の意向

就学前調査は、基本的に幼稚園や保育所を通して調査を実施したため、教育・保育サービスを定期的にご利用している率が高くなっていますが、その中では、「公営の保育所」が55.9%で最も高く、「公立の幼稚園」が26.8%、「民営の保育所」が14.5%、「私立の幼稚園」が2.4%、「私立幼稚園の預かり保育」が0.6%などで、合わせて【保育所】が70.4%、【幼稚園】が29.8%となっています。

今後の希望では、「公営の保育所」以外は現在の利用率をそれぞれ上回っています。

また、本市ではこれまでなかった「認定こども園」については、13.9%となっていて、「私立の幼稚園」及び「私立幼稚園の預かり保育」を合わせた率より若干高くなっています。

■現在利用している教育・保育サービスと今後の意向【就学前調査】

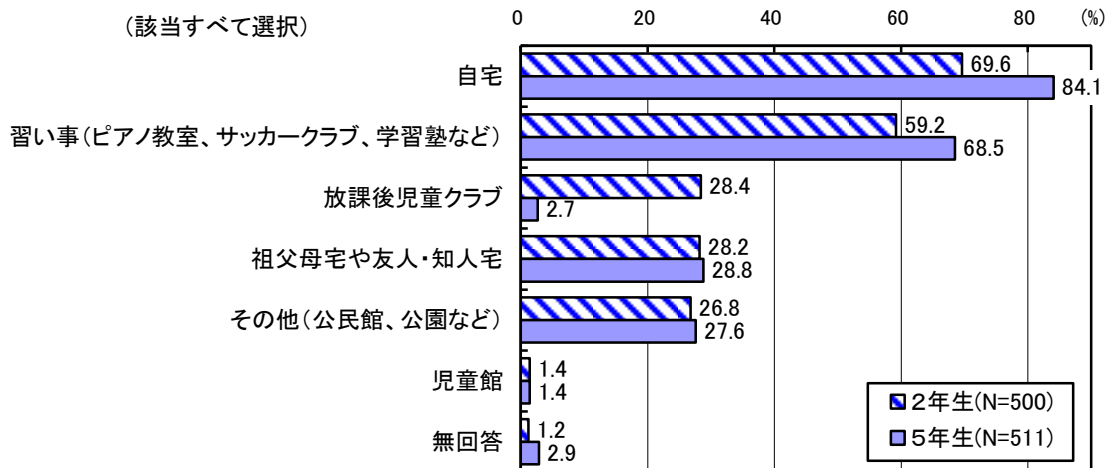


注)「小規模な保育施設」や「家庭的保育」「ファミリー・サポート・センター」は現在の利用の質問ではなかった項目。

③ 放課後の過ごし方について

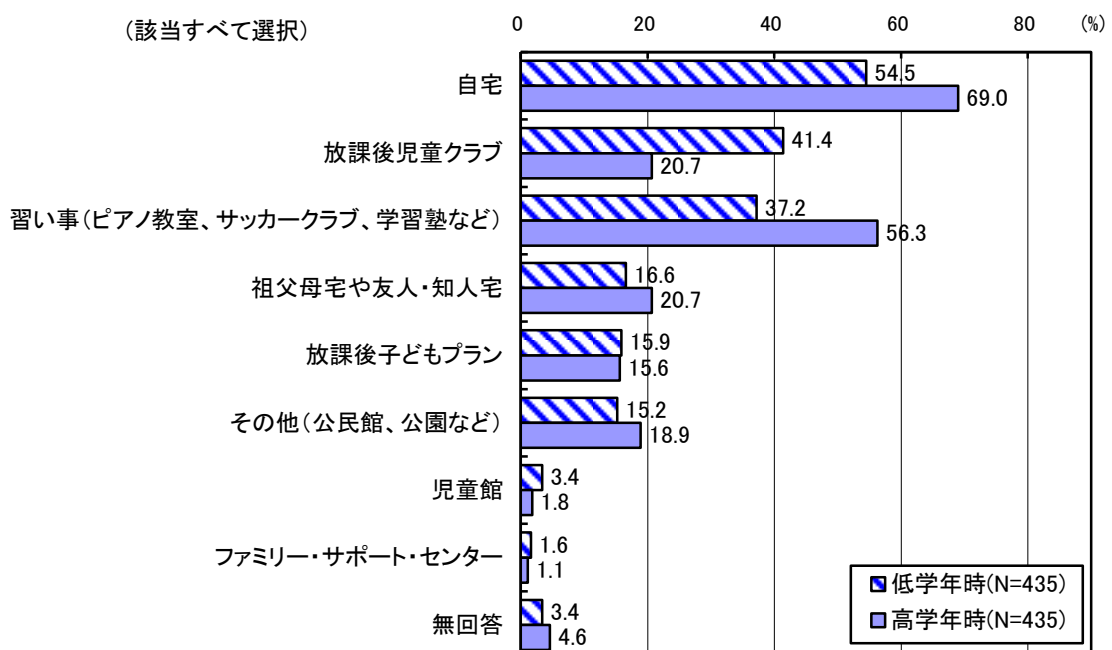
小学生調査から平日の放課後に過ごしている場所をみると、2年生及び5年生ともに「自宅」がトップで、それぞれ69.6%、84.1%、次いで「習い事」がそれぞれ59.2%、68.5%となっています。「放課後児童クラブ」は、2年生では28.4%ですが、5年生は2.7%と低くなっています。

■ 平日の放課後に過ごしている場所【小学生調査】



5歳児の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所としては、低学年の時も高学年の時も「自宅」がトップで、それぞれ54.5%、69.0%となっています。次いで低学年の時は、「放課後児童クラブ」が41.4%、「習い事」が37.2%と続きますが、高学年の時は、「習い事」が56.3%で2番目にあげられ、「放課後児童クラブ」は20.7%と低下します。

■ 5歳児の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所【就学前調査】

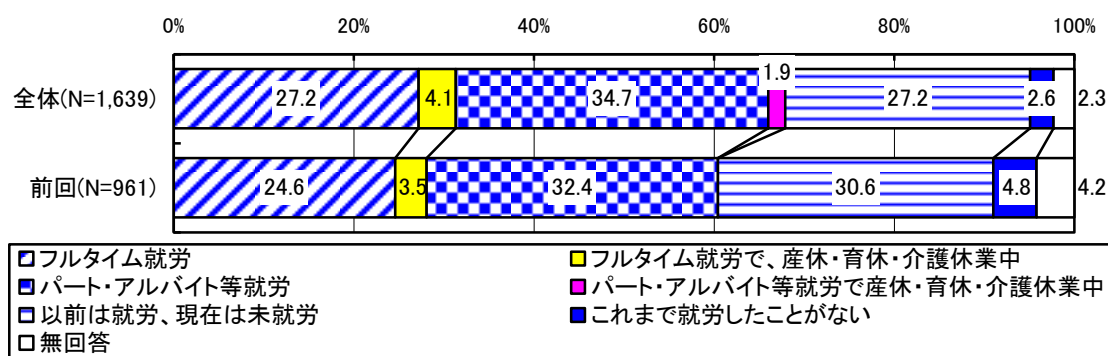


④ 母親の就労状況と家庭類型

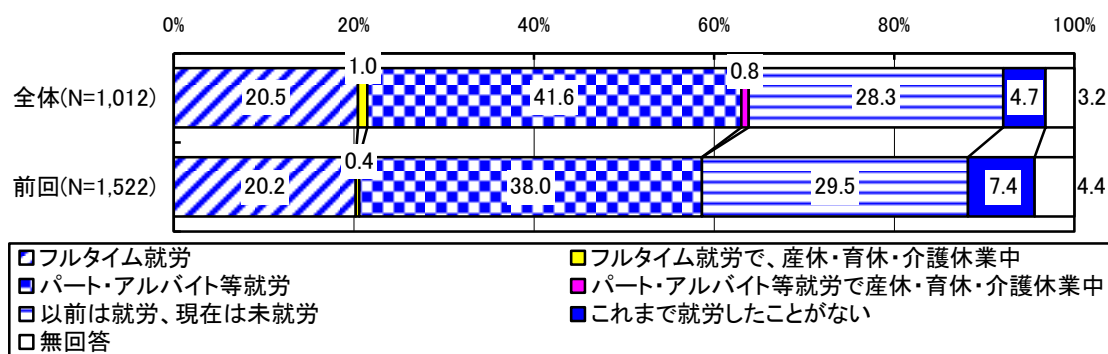
母親の就労状況は、就学前調査では「フルタイム就労」及び「パート・アルバイト等就労」の率はともに前回調査（平成21年2月実施の次世代育成支援に関するニーズ調査のこと。以下、同様。）より高くなり、就労率は合わせて67.9%（前回調査は60.5%）となっています。

小学生調査では、「パート・アルバイト等就労」の率が前回調査より高く、就労率は合わせて63.9%（前回調査が58.6%）で、就学前の67.9%より低くなっています。

■母親の就労状況【就学前調査】／前回調査との比較

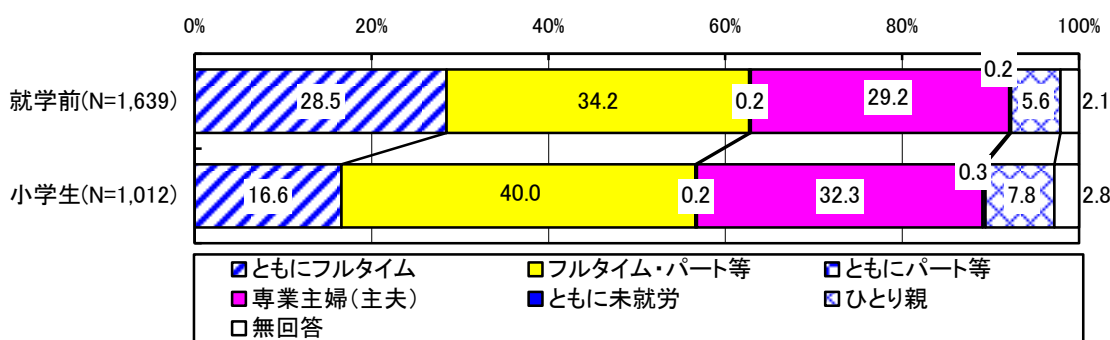


■母親の就労状況【小学生調査】／前回調査との比較



母親と父親の就労状況から家庭類型を分類すると、両親が「ともにフルタイム」は、就学前調査の28.5%が小学生調査では16.6%と低下し、代わって「フルタイム・パート等」が就学前調査の34.2%から、小学生調査では40.0%と高くなっています。

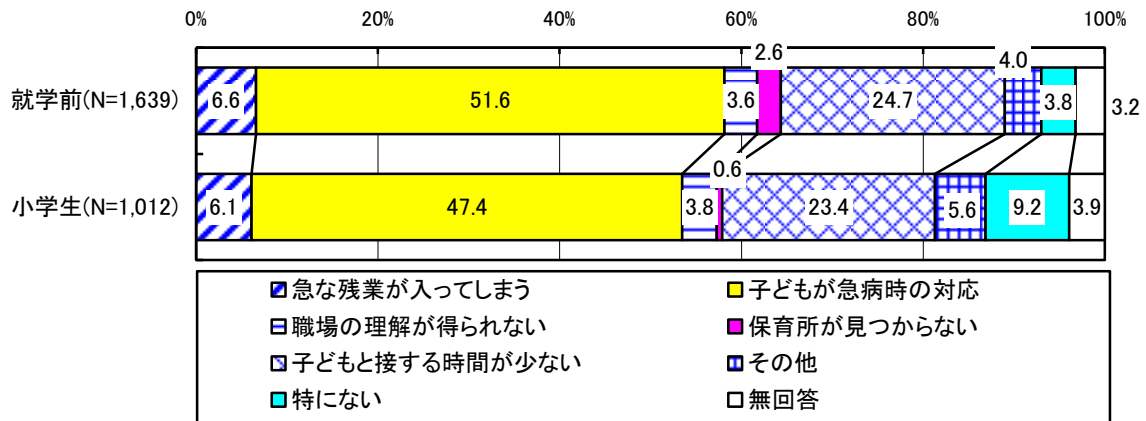
■母親と父親の就労状況による家庭類型



⑤ 仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じること

仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じることは、就学前調査も小学生調査も「子どもが急病時の対応」がトップで、それぞれ51.6%、47.4%となっています。次いで両調査とも「子どもと接する時間が少ない」で、就学前調査が24.7%、小学生調査が23.4%で、これ以外の項目は10%を割っています。

■仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じること

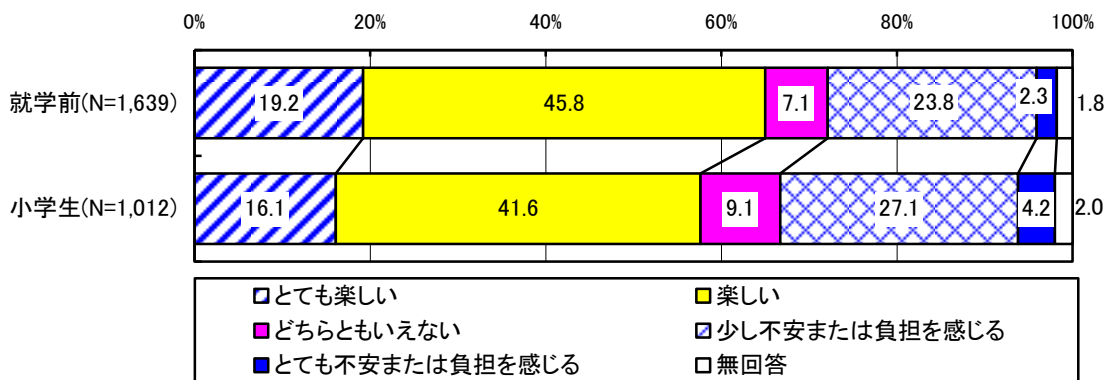


⑥ 子育てに関する不安や負担感

就学前調査では、子育てが「とても楽しい」が19.2%、「楽しい」が45.8%で、合わせて【楽しい】が65.0%とおおよそ2/3となっています。一方、「少し不安または負担を感じる」が23.8%、「とても不安または負担を感じる」が2.3%で、合わせて【不安または負担を感じる】が26.1%となっています。

小学生調査では、【楽しい】が57.7%で、就学前調査より7.3ポイント低下し、一方、【不安または負担を感じる】が31.3%で、就学前調査より5.2ポイント高くなっています。

■子育てが楽しいかどうか

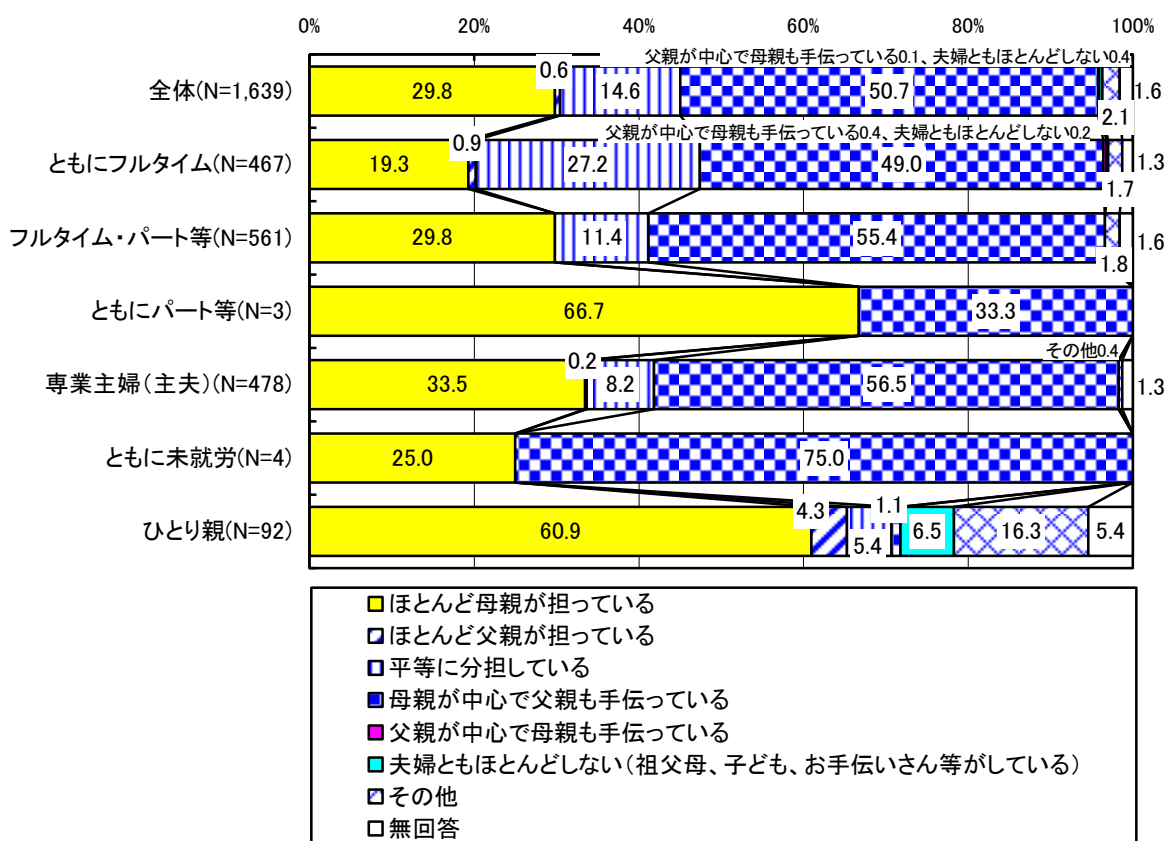


⑦ 家庭での子育ての役割

就学前調査から、家庭での子育ての役割分担をみると、全体では「母親が中心で父親も手伝っている」が50.7%で最も高く、次いで「ほとんど母親が担っている」が29.8%などとなっています。

また、「平等に分担している」は14.6%となっていて、父母がともにフルタイムの家庭では27.2%と高くなっています。

■両親の就労状況による家庭分類別 子育ての役割分担【就学前調査】



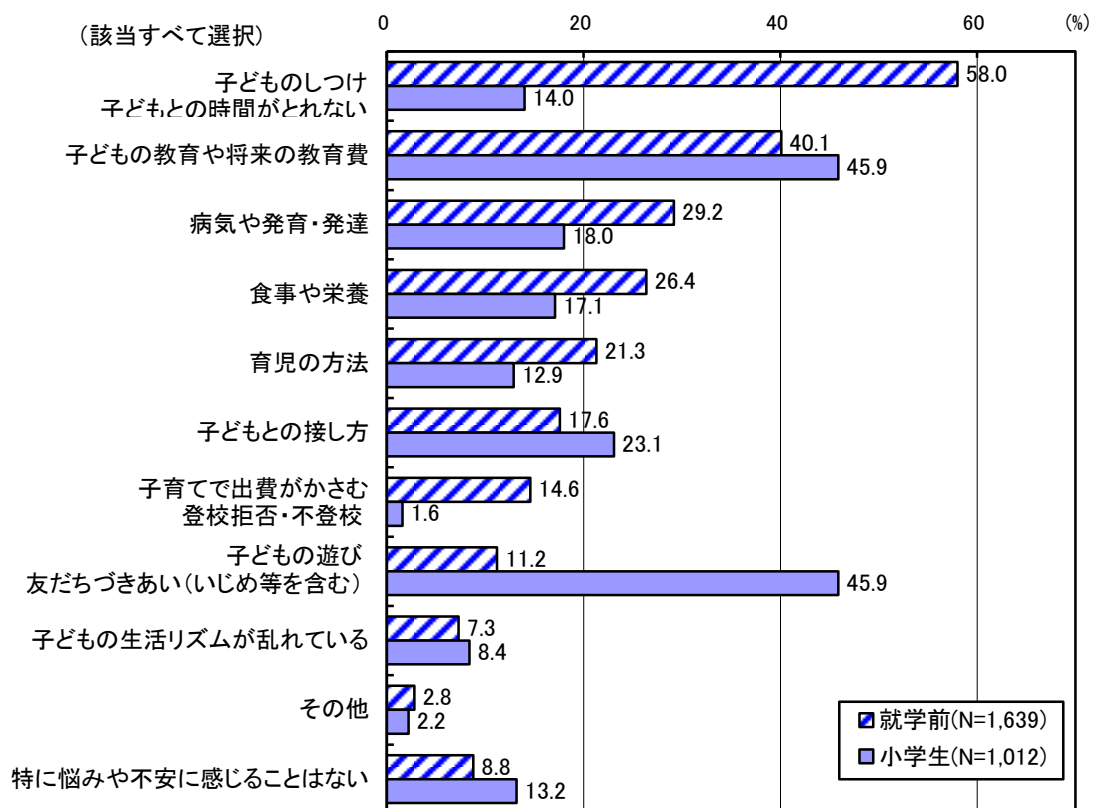
⑧ 子育てに関して、日頃悩んでいること、不安なこと

子育てに関して日常悩んでいることや気になることとして、子どもについて就学前調査では、「子どものしつけ」が58.0%で最も高く、次いで「子どもの教育や将来の教育費」(40.1%)、「病気や発育・発達」(29.2%)、「食事や栄養」(26.4%)などとなっています。

小学生調査では、「子どもの教育や将来の教育費」が45.9%で最も高く、次いで「友だちづきあい(いじめ等を含む)」(41.3%)、「子どもとの接し方」(23.1%)などで、「子どもの教育や将来の教育費」は就学前調査とともに高くなっていますが、これ以外の上位の項目には違いがみられます。

また、「特に悩みや不安に感じることはない」は、就学前調査が8.8%に対して、小学生調査では13.2%と高くなっています。

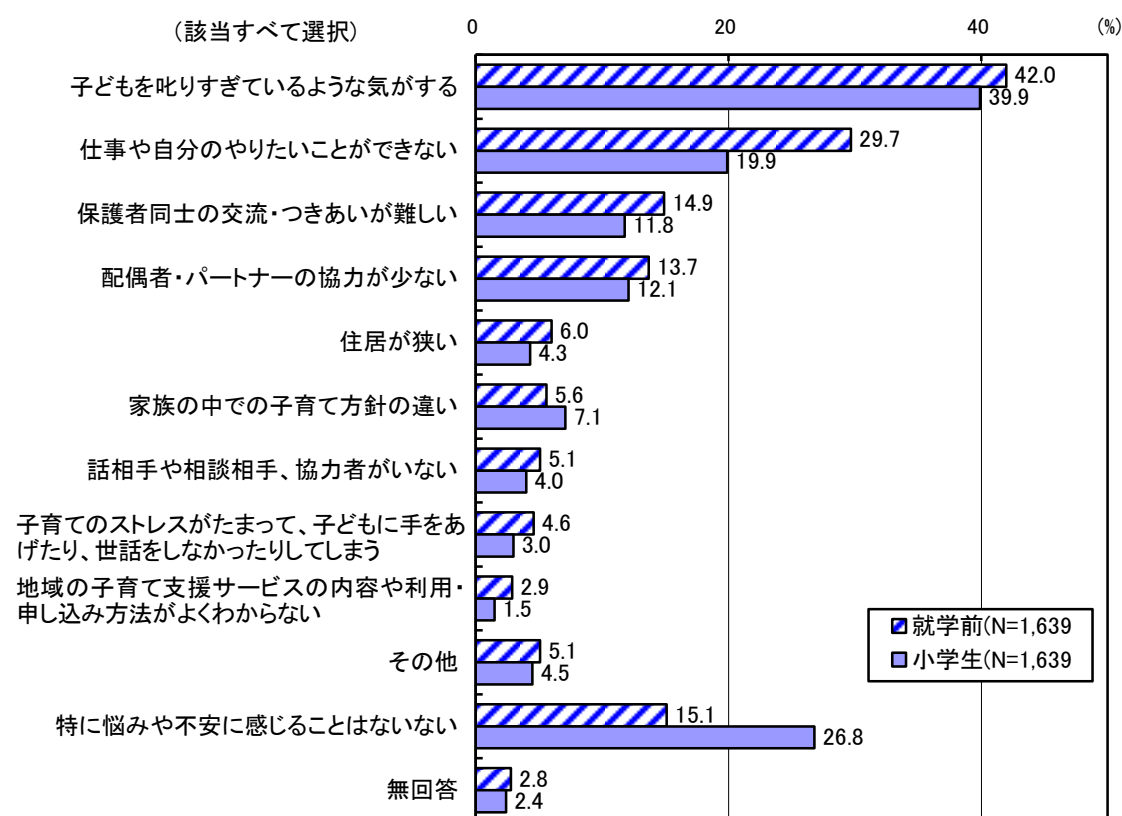
■子どもに関することで悩んでいることや不安に感じること



保護者自身に関することでは、就学前調査及び小学生調査ともに「子どもを叱りすぎているような気がする」が最も高く、それぞれ42.0%、39.9%と大差ありません。次いで両調査ともに「仕事や自分のやりたいことができない」で、就学前調査が29.7%、小学生調査が19.9%で、就学前調査のほうが高くなっています。これ以外では、「家族の中での子育て方針の違い」を除くとどの項目も就学前調査のほうが高くなっています。

また、「特に悩みや不安に感じることはない」は、就学前調査が15.1%に対して、小学生調査では26.8%と高くなっています。

■保護者自身に関することで悩んでいることや不安に感じること

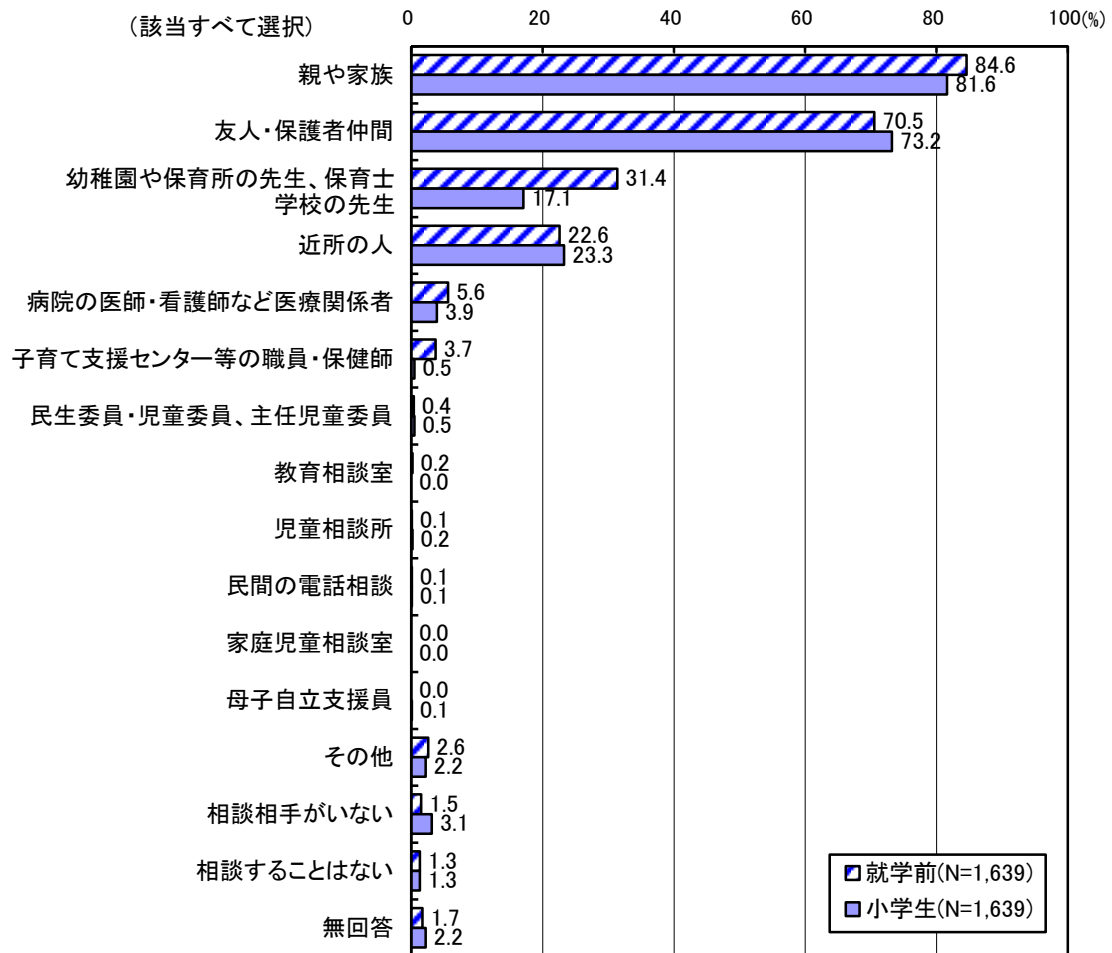


⑨ 子育てに関する相談相手・場所

子育てについての相談相手・場所は、就学前調査では「相談相手がない」は1.5%、「相談することはない」が1.3%で、無回答を含めて除くと、95.5%の人が相談する相手や場所について回答しています。その中では、「親や家族」が84.6%で最も高く、次いで「友人・保護者仲間」(70.5%)、「幼稚園や保育所の先生、保育士」(31.4%)、「近所の人」(22.6%)などで、これ以外は10%を割っています。

小学生調査では、93.4%の人が相談する相手や場所について回答しています。その中では、就学前調査と同様に、「親や家族」が81.6%で最も高く、次いで「友人・保護者仲間」(73.2%)、「近所の人」(23.3%)、「学校の先生」(17.1%)などで、これ以外は5%を割っています。「近所の人」は、就学前調査も小学生調査もともに20%を超えています。

■子育てに関する相談相手・場所

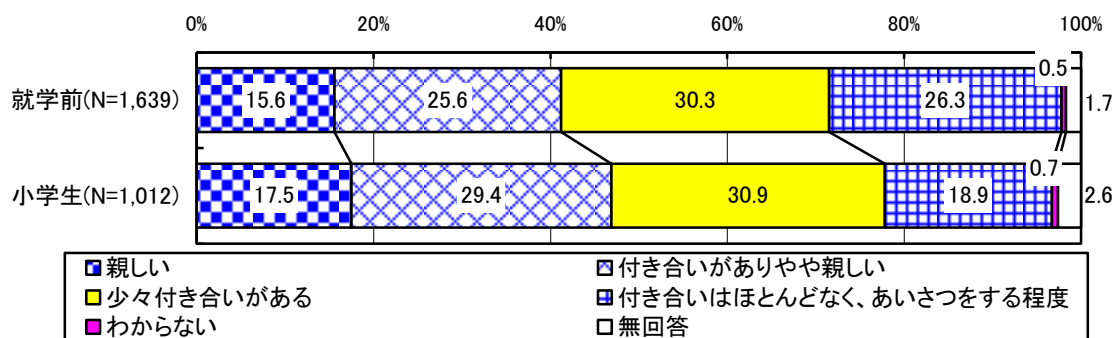


⑩ 近所や地域の人々との付き合い

近所や地域の人々との付き合いは、就学前調査では、「親しい」が15.6%、「付き合いがありやや親しい」が25.6%で、合わせて【親しい】が41.2%で、小学生調査では【親しい】が46.9%で、就学前調査より若干高くなっています。

一方、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度である」は、就学前調査が26.3%、小学生調査が18.9%で、就学前調査のほうが高くなっています。

■近所や地域の人々との付き合い



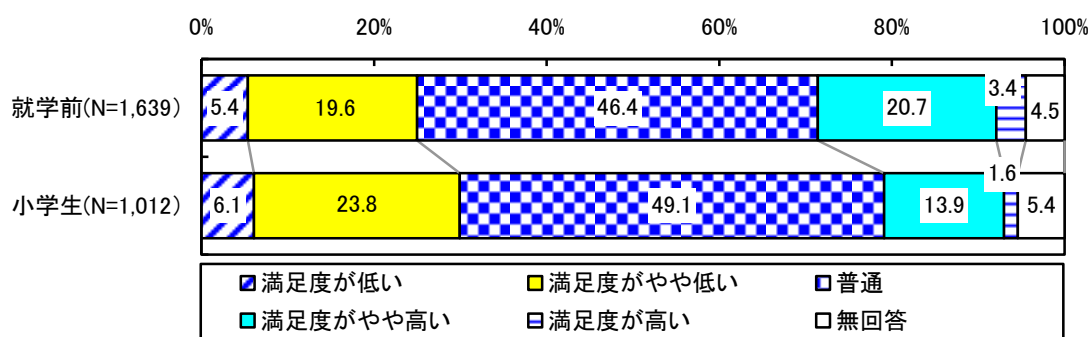
⑪ 子育て環境や支援への満足度

木津川市の子育て環境や支援への満足度は、就学前調査では「普通」が46.4%で最も高く、次いで「満足度がやや高い」が20.7%、「満足度がやや低い」が19.6%などで、満足度が【高い】は合わせて24.1%、【低い】は合わせて25.0%で同程度となっています。

小学生調査では、就学前調査と同様に、「普通」が49.1%で最も高く、次いで「満足度がやや低い」が23.8%、「満足度がやや高い」が13.9%などで、満足度が【高い】は合わせて15.5%、【低い】は合わせて29.9%で、【低い】ほうが高くなっています。

満足度が【高い】は就学前調査のほうが高く、【低い】は小学生調査のほうが高くなっています。

■木津川市の子育て環境や支援への満足度



⑫ 満足度が高い点と充実してほしい点

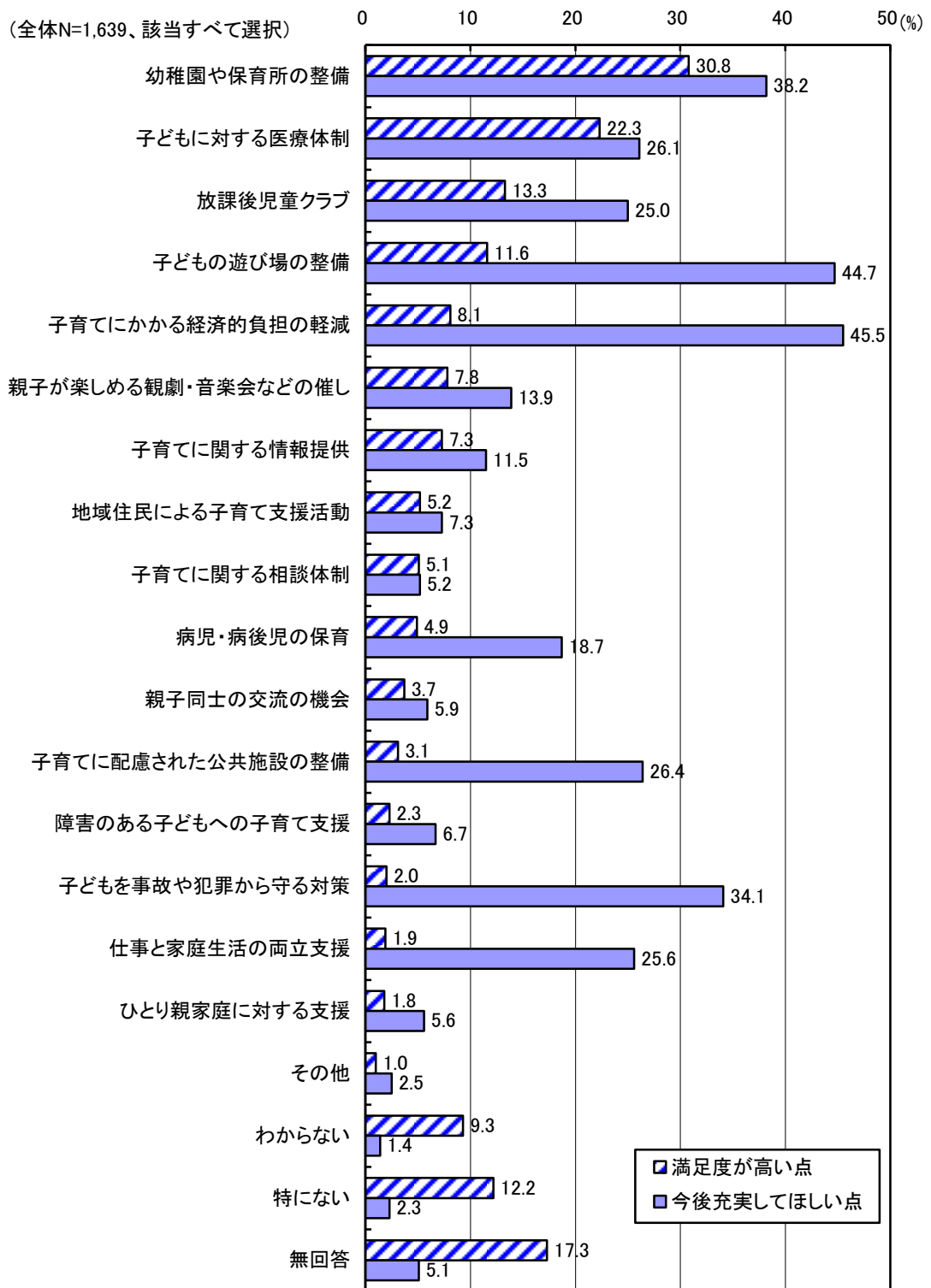
就学前調査では、満足度が高い点のトップは、「幼稚園や保育所の整備」で30.8%、次いで「子どもに対する医療体制」(22.3%)、「放課後児童クラブ」(13.3%)などと続きます。

今後、充実してほしい点のトップは、「子育てにかかる経済的負担の軽減」で45.5%、次いで僅差で「子どもの遊び場の整備」(44.7%)が続き、「幼稚園や保育所の整備」(38.2%)、「子どもを事故や犯罪から守る対策」(34.1%)などが続きます。

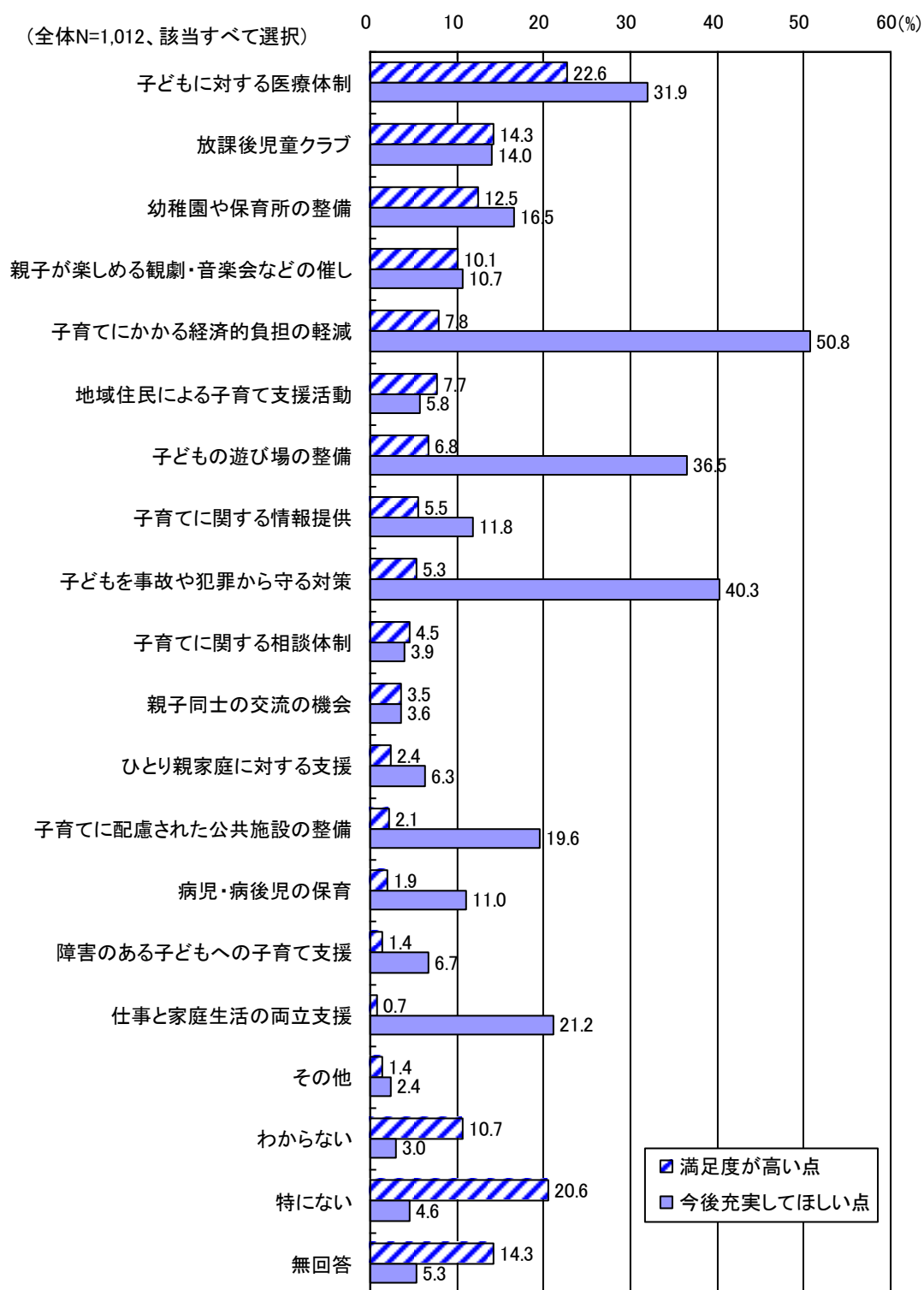
小学生調査では、満足度が高い点のトップは、「子どもに対する医療体制」で22.6%、次いで「放課後児童クラブ」(14.3%)、「幼稚園や保育所の整備」(12.5%)などと続きます。

今後、充実してほしい点のトップは、就学前調査と同様に、「子育てにかかる経済的負担の軽減」で50.8%と就学前調査より高くなっています。次いで「子どもを事故や犯罪から守る対策」(40.3%)、「子どもの遊び場の整備」(36.5%)、「子どもに対する医療体制」(31.9%)などが続き、上位には「子どもの遊び場の整備」や「子どもを事故や犯罪から守る対策」が、両調査共通の項目として上がっています。

■満足度が高い点、今後充実してほしい点【就学前調査】



■満足度が高い点、今後充実してほしい点【小学生調査】



6 木津川市の子ども・子育て支援の課題

本市の子ども・子育て支援の課題としては、次の点が上げられます。

○教育・保育事業の充実

本市では、木津東地域に学研都市開発の一環として住宅開発が計画され、既に入居の始まっている区画もあり、今後の子育て世帯の増加への対応を図る必要があります。また、ニーズ調査にも見られたように、母親の就労率の上昇や今後の就労意向が高いことなどへの対応を図る必要があります。



○教育・保育内容の充実

子ども・子育て支援法の趣旨にもあるように、幼稚園、保育所の利用状況にかかわらず、就学前の子どもの教育・保育の内容の充実を図ることが必要です。そのために、幼保一体化の推進をめざすことも必要です。また、核家族化やコミュニティ意識の希薄化が進むなかで、子どもの社会性や生きる力、可能性を伸ばすため、地域と一体となって子どもと関わり、体験教育をはじめ学校教育の充実を図ることが必要です。

○児童虐待や養護が必要な子どもの増加への対応

全国的にも児童虐待や子どもの貧困問題等、養護が必要な子どもが増加していますが、本市においても児童虐待の相談や生活保護世帯における母子世帯が増加しており、このような子どもの増加に対応した対策の充実が必要です。

○障害のある子どもへの対応の充実

全国的にも発達障害のある子どもの増加がみられますが、本市においても障害のある子どもが増加しています。障害のある子どもが障害のない子どもと等しく教育・保育を受けられるように、また、一人ひとりの可能性を伸ばしていけるように対応の充実を図る必要があります。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」平成25年6月13日成立

○ひとり親家庭の増加への対応

本市においてもひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭の経済的自立や子育て支援を推進することは、子どもの貧困問題の解消にとっても重要なことから、総合的な対策の充実が必要です。また、国においては、ひとり親家庭に関する法律の改正もあり、母子家庭だけではなく、父子家庭に対する支援の拡充が法律にもうたわれ、父子福祉資金制度の創設による貸し付けが開始されています。

※「母子及び寡婦福祉法」の改正平成26年4月23日⇒「母子及び父子並びに寡婦福祉法」平成26年10月1日～

○子ども・子育てを見守り・支援する地域づくり

子ども・子育て支援は、行政だけではなく、社会全体で取り組むことが求められ、子どもや子育て家庭の保護者が地域や家庭で孤立することなく、時に見守り、また、地域のひととともに育ち合うことが重要です。本市では、これまでも木津川市社会福祉協議会をはじめ民生児童委員、町内会・自治会等、地域社会を構成する様々な団体等が登下校の見守りや、世代間交流、体験活動、子育てサロン等による子どもの育ちや子育て家庭に対する支援を行ってきました。今後も、より一層活動の促進を図り、子ども・子育てを見守り・支援する地域づくりを進める必要があります。

○仕事と家庭・地域生活の両立支援の企業等との連携

仕事と家庭・地域生活の両立支援は、子どもとの関わりや日常生活を送る上で心身の負担を軽減し、ゆとりを持つことにもつながることから、とても重要なことです。近年は、事業所内保育をはじめ、様々な子育て支援策に取り組んでいる企業もみられますが、まだまだ少なく、企業等と連携して仕事と家庭・地域生活の両立の実現をめざすことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

子どもは、社会の宝であり、人間の営みを未来につなげ、よりよい社会をつくる、かけがえのない存在です。しかしながら、全国的にも子どもの虐待やいじめ、また、近年では子どもの貧困が大きな問題となっています。すべての子どもの人権の確保とともに、子どもが未来に夢を抱いて心身ともに健やかに成長できるように、様々な環境整備を進めていくことが重要です。

そのため、木津川市に生まれ、育つすべての子どもが、人権を尊重され、一人ひとりの子どもの個性や可能性を最大限引き出し、かけがえのない存在として認められ、子ども自身が幸せを感じ、自己肯定感を持って育まれ、未来にはばたくことができるまちをめざします。

また、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、保護者が子どもの成長を喜び、生きがいを持って子育てできることを幸せに感じ、保護者自身も自己肯定感を持ちながら子どもと向き合えるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、支えていくことができるまちをめざします。

そして、子どもの育ちや子育て家庭を支えることで、日本の中でNo.1のまちをめざします。

このような基本的な考え方から、基本理念は「木津川市次世代育成支援地域行動計画」の下記の理念を継承します。

■基本理念

育てよう未来にはばたく子どもたち
～子育て支援No.1のまちを築こう～

2 計画の基本目標

本市の基本理念を実現するため、5つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、すべての子どもが自分を大切な存在だと感じることができ、幸せを実感できるまちづくりを進めます。

また、事故や災害、犯罪から子どもを守るため、関係機関や関係団体、地域住民等との連携のもと、安全で安心できる環境づくりを進めます。

基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

子どもが次代の担い手として、また、自らの人生の主演として夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、子育て基盤としての家庭づくりを進めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組みます。

基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

生涯にわたって親子がともに健康に暮らすことができるよう、妊娠期をはじめ乳幼児期や学童期、思春期の保健対策を進めます。

また、援護を必要とする家庭に対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを相談できるよう、相談や情報提供の充実を図ります。

基本目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進

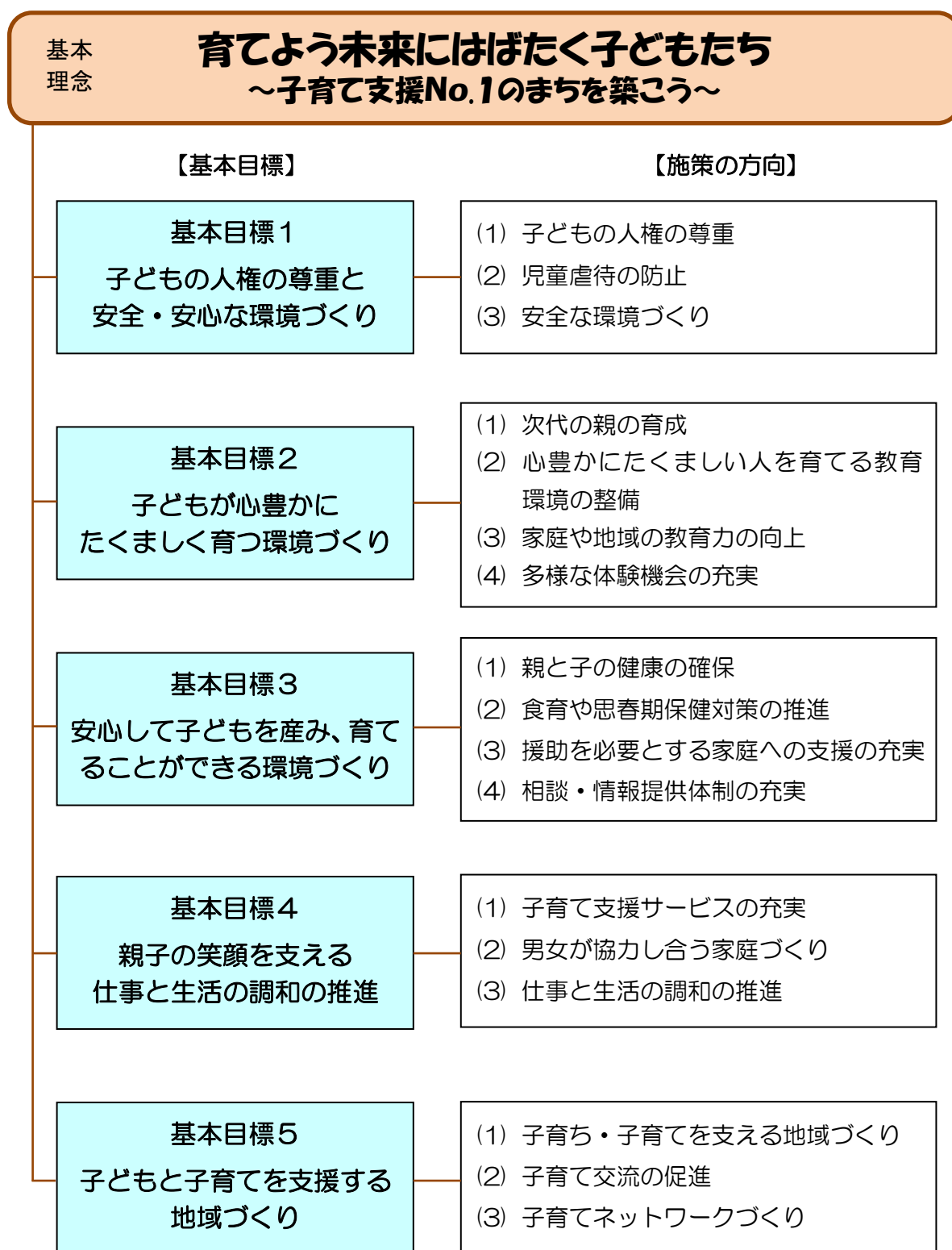
働く母親のみならず、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるように、また、男女がゆとりある職業生活とともに、家庭生活や地域生活との調和を図れるように、ゆとりある家庭環境づくりを進めます。

基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

子育て家庭が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないよう、また、子どもが様々な人と出会い、豊かな情操を育めるよう、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支援する地域づくりを進めます。

3 施策の体系

本計画の具体的な施策・事業の展開を図るため、施策の体系を次のように設定します。



4 重点施策

基本理念を実現するために、計画の基本目標・施策の体系に基づいて効果的・効率的な施策の実行をめざしますが、本計画の5年間で、体系の枠組みを超えて横断的に取り組む必要がある課題や優先性の高い施策を重点施策として設定します。

① 教育・保育の一体的な提供の推進

○幼稚園、保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育つよう、教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備を進めます。

○幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

○保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられる提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等にも配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制を構築します。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

○子どもや保護者が、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等以外にも、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、これら事業の量的拡大を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

③ 要保護児童等への支援

○子育てをめぐる環境や生活環境の変化等から、いじめや不登校、児童虐待が社会問題となっており、子どもが安全に育つ体制の充実を図ります。

○子どもが出生後に、安全・安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等の養育能力を向上するため、母親の妊娠・出産・育児期から継続的に適切な養育支援を行います。

○児童虐待への対応については、養育支援事業を活用して、子どもへの虐待の発生予防を行うほか、早期発見・早期対応に努めます。

また、権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を要求できるよう児童相談所等の関係機関との連携を強化するとともに、職員のスキルアップに努めます。

④ その他援助を必要とする子どもへの支援

○障害のある子どもや保護者への対応については、身近な地域で安心して生活できるように支援を継続するとともに、健全な育成をめざし、受け入れ施設・枠の確保、関係機関の連携や相談体制の強化を図ります。

○ひとり親家庭が増加しているため、社会的な支援を必要とする子どもや保護者に対する支援を引き続き推進します。

⑤ 地域における子育て支援機能の向上

○地域における子育て家庭を支援するための取組を進めるため、幼稚園、保育所、認定こども園、子育て支援センター、地域の団体、ボランティア団体等と連携を図り、地域での子育て関連団体のネットワークの強化を図ります。

○子育て関連情報をわかりやすく提供し、子育て家庭からの相談に応じるため、利用者支援事業を実施します。

第4章 目標実現のための施策の展開

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

(1) 子どもの人権の尊重

【施策の方向】

子どもも大人と同じように社会を構成する市民であり、生命と自由を確保し幸せに生きる権利を持つ主体であることを、広く市民が理解・認識できるように、子どもの基本的人権の尊重について意識啓発を進めます。

また、子どももお互いに尊重し合い、自分の生命も相手の生命も大切にできるように、小さい時から家庭や地域、教育・保育機関等と一体となって人権教育を進めます。

さらに、不登校等援助が必要な児童・生徒について、関係機関等と連携し、一人ひとりの背景に寄り添い、適切な相談・指導を行っていきます。

また、いじめについては、平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」に基づく、各学校等で策定する「いじめ防止基本方針」に基づき、実情に合った施策を推進するとともに、相談窓口の周知を進めます。

【主な事業】

① 子どもの人権に関する意識啓発

子どもの人権に関して市民の理解を深めることができるように、関係機関、家庭、地域、学校等が連携し、啓発を進めます。

- 「子どもの権利条約」や人権についての啓発
- 子どもの人権問題に関する啓発

② 子どもに対する人権尊重の意識づくり

子どもが「一人の人間として大切にされている」ことを実感できるように、幼稚園や保育所、学校における環境づくりを進めるとともに、すべての人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた教育を推進します。

- 人権感覚を育む保育・教育の推進
- 共生の態度の育成
- 幼稚園、保育所、認定こども園、学校、関係機関との連携による人権教育の推進

③ 子どもに関する相談・支援体制の充実

いじめや不登校等の問題について、日頃から児童・生徒が発する心のサインを見逃さないように、未然防止と早期発見、早期対応に努めます。

- 学校での生徒指導や教育相談の充実
- 小学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置の検討
- 適応指導教室の充実
- 心の教育相談員やカウンセリングルームの充実
- 民生児童委員・主任児童委員等との連携強化

(2) 児童虐待の防止

【施策の方向】

全国的に社会問題ともなり増加が著しい子どもの虐待については、基本的人権の侵害であり、犯罪であることを、市民に広く啓発するとともに、通報窓口の周知を進めます。

また、虐待を未然に防止するため、乳幼児健康診査や訪問指導等の母子保健事業を通し、あるいは幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、医療機関等との連携を強化し、リスクの把握に努めます。

さらに、児童虐待に適切に対応するため、相談員の資質向上を図るとともに、関係機関や関係団体等の連携を強化します。

【主な事業】

① 子どもの虐待防止と対応の充実

- 市民に対する児童虐待に関する意識啓発と通報窓口の周知
- 育児のハイリスク者等の早期発見・早期介入
- 民生児童委員・主任児童委員等関係団体等との連携強化
- 要保護児童対策地域協議会の開催の充実
- DVに関係した子どもの虐待の防止と対応

(3) 安全な環境づくり

【施策の方向】

子どもを交通事故から守るため、道路の危険か所の改修と交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、警察をはじめ幼稚園や保育所、認定こども園、学校、関係機関、地域団体等が協力し、交通マナーやモラルの向上など、交通安全教育・運動を推進します。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、保護者や地域団体等と連携し、子どもの見守り体制の強化に努めます。

さらに、大規模地震等災害時に適切に対応できるよう、学校における防災教育や訓練、地域における避難訓練等防災体制の確立を進めます。

【主な事業】

① 交通安全対策の推進

子どもを交通事故から守るため、道路の危険か所の改修と交通安全施設の整備を進めるとともに、警察をはじめ幼稚園、保育所、認定こども園、学校、関係機関、市民等が協力し、交通事故防止対策を推進します。

- 登下校の安全を見守るボランティアの活動支援
- 木津川市通学路安全推進会議による通学路の安全確保
- ドライバーに対する安全運転等の呼びかけ
- 自転車の走行マナーについての市民に対する啓発
- 子どもに対する交通安全教育の推進
- 自転車通学安全補助金（ヘルメット購入補助金）の支給
- 交通遺児奨学金窓口

② 防犯対策の推進

子どもを犯罪被害から守るため、学校における危機管理体制の確立を図るとともに、警察はじめ自主防犯ボランティア団体や保護者等と連携し、子どもの見守り体制の強化を図ります。

- 教職員の防犯意識向上のための研修会の実施
- 子どもの防犯意識向上のための訓練等の定期的な実施
- 危機対応能力を身につける安全教育の実施
- 地域実態に応じた学校安全マップの作成・活用
- 「こども 110 番のいえ」の設置の促進
- 青色パトロール事業の推進
- 小学校入学時の防犯ブザーの配付
- 登下校の安全を見守るボランティアの活動支援（再掲）
- 木津川市通学路安全対策協議会による通学路の安全確保（再掲）
- 京都府警防災・防犯情報メールを活用した子ども安全対策の推進

③ 防災対策の推進

幼稚園や保育所、認定こども園、学校等において避難訓練や防災学習の充実を図るとともに、学校等の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制を整備します。

また、地域における自主防災組織の結成を促進するとともに、障害のある子どもや障害のある保護者のいる家庭等、避難時に支援が必要と思われる方に対し、避難行動要支援者名簿の整備による災害時の安否確認体制の推進に努めます。

- 危機管理マニュアルの作成と危機管理体制の整備
- 教職員の防災意識向上のための研修会の実施
- 学校等における避難訓練等防災教育の実施
- 地域における防災活動の促進
- 避難行動要支援者名簿の整備による災害時の安否確認体制の推進

基本目標２ 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

(1) 次代の親の育成

【施策の方向】

次代を担う子どもたちが、子どもを産み育てることの意義や家庭を築くことの大切さ、子育ての喜びや楽しみを認識できるよう、小中高生と乳幼児のふれあう機会の提供など、意識啓発を進めます。

また、子どもたちが健やかに成長するように、保護者や地域住民、関係機関・団体と連携し、有害図書や情報等有害環境の浄化の取組を進めるとともに、非行や薬物乱用、性の逸脱行為等の様々な問題行動を防止するため、保護者や地域住民、関係機関・団体と連携し、問題行動の実態把握や防止に対する取組を進めます。

【主な事業】

① 子育てへの関心の喚起

若者が子育てへの関心を高められるように、中学校における保育実習の実施、職場体験学習の推進や地域での異年齢交流機会の拡大を進めます。

また、若者が安心して子どもを産み、育てることができるように、妊娠時期及び子育てが始まる乳児の早期に、ほぼ全数の妊婦及び保護者への情報提供に努めます。

- 中学校における保育実習等乳幼児とのふれあい体験の充実
- 子育ての楽しさのPR
- 子育て関連サービスや相談窓口に関する情報提供

② 有害環境対策や非行等問題行動への対応の推進

青少年を取り巻く様々な有害環境に対し、家庭・学校・地域社会等と連携のもと、協力して青少年の健全な育成を図ります。また、法やきまりを守ることの意義や重要性について指導することで、児童・生徒の規範意識の醸成を図ります。

- 青少年関係団体との連携による有害環境の浄化
- 社会の一員として持つべき規範意識やコミュニケーション能力の育成
- 携帯電話やスマートフォン等の安全な使い方の啓発やモラル等適切な指導
- メディアを上手に活用できる力の育成教育の推進
- 青少年の犯罪防止のための保護司会との連携
- 生徒指導の推進

(2) 心豊かにたくましい人を育てる教育環境の整備

【施策の方向】

人間としての基礎を形成する重要な就学前の時期に、心身ともに調和のとれた発達を促し、思いやりの心を持った豊かな人間性が育まれるように、家庭や地域、関係機関等との連携を強化し、就学前教育・保育内容の充実を図ります。

また、地域や家庭との連携を強化し、次代を担う子ども一人ひとりが、生命の大切さやお互いの存在を認め合えるとともに、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育めるように、教育内容の充実、一人ひとりの可能性や個性を伸ばすような、指導の充実に努めます。

さらに、教育・保育環境や施設・設備の利便性、安全性、快適性を高めるため、計画的に改修等整備・充実を進めます。

【主な事業】

① 教育・保育内容の充実

就学前の子どもが、人間としてよりよく生きるための基礎となる豊かな感性や情緒を育むとともに、生命の大切さを身につけられるように、また、学校教育にスムーズにつながれるように、教育・保育内容の充実を図ります。

- 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実
- 保幼小連携教育の推進
- きづがわっ子生活カリキュラム（ベーシック木津川市版）の策定
- 保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園及び保育所において、同レベルの質の高い教育・保育の提供体制の確保
- 認定こども園の設置に向けた関係課との連携
- 多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう、保育所の民営化への取組
- 就学前の多様な教育・保育ニーズに対しては、公営に比べ民間運営の方が柔軟で早期の対応が可能であると考えられることから、民間活力の活用を図る
- 就学前から読書に親しむ活動の推進
- 地域との連携の推進

② 学校教育内容の充実

子どもたちが、これからの変化の激しい社会の中で、自立して生きていけるように、「木津川市教育振興基本計画」に則り、学習意欲、基礎・基本の習得とそれらを活用する力の3つが統合された質の高い学力を育てていくとともに、豊かな心や健やかな体の調和とも合わせて生きる力を育みます。

また、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導体制の充実に努めるとともに、地域と連携した特色ある学校づくりを進めます。

- 学習意欲の向上と学習習慣の確立

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- 活用する力の育成
- 道德教育の推進
- 読書活動の推進
- キャリア教育の推進
- 情報教育の推進
- 国際理解教育の推進
- 環境教育の推進
- 学校の組織力と教職員の資質向上
- 魅力ある学校づくり

③ 教育・保育施設・設備の整備・充実

子どもの安全で安心、快適な保育・教育環境を確保するため、幼稚園、保育所、学校施設の老朽化対策やユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化をはじめ、より良い環境の整備を計画的に進めます。

- 幼稚園、保育所の施設・設備の整備・充実
- 小・中学校の施設・設備の整備・充実
- 学校の情報化や図書・教材の整備など、教育環境の充実

(3) 家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向】

家庭が子どもの人間形成や安らぎの場として重要な役割を果たすように、市民に対する啓発を進めるとともに、子育てに自信がもてるように家庭の子育て力の向上を図ります。

また、地域社会の様々な主体が協力し子どもの育ちや子育て家庭を見守るとともに、地域の行事や交流活動等を通じてともに育ち合い、地域の教育力の向上を促進します。

【主な事業】

① 家庭の子育て力の向上

すべての保護者が、自信を持って自分の子どもと向き合い、子どもの教育等に関われるように、保護者のための学習活動や家庭教育の支援の充実を図ります。

- 地域の幼児教育センター的役割を果たすための人的・物的教育機能や施設の開放
- 親のための応援塾、もうすぐ1年生体験入学推進事業の活用
- 親の子育てに対する相談・サポート体制の充実
- 保護者の学びの支援（子育て講座、男女共同子育て講座、父親教室等）
- ブックスタート

- 親子でおもちゃで遊べる場づくり

② 地域人材の育成・活用

学校や地域における子育てを支援する人材の育成や登録・活用を進めるとともに、各種地域団体等の子育て支援活動を支援します。

- 木津川市地域で支える学校教育推進事業
- 木津川市子どもはぐくみ人材バンク
- 老人クラブ活動等地域団体による子育て支援活動の支援

(4) 多様な体験機会の充実

【施策の方向】

子どもたちが遊びや多様な活動を通して、心身ともに健やかに成長できるように、地域との連携により多様な体験・交流の機会や遊び場、活動の場の提供を充実します。

また、子ども自身が未来を担う社会の一員として、主体的に自ら考え、参加し、自信を持って行動できるように、子どもの意見を反映する機会や子どもの能力を発揮する機会づくりに努めます。

さらに、次の世代の親となる若者が、社会に出て精神的、経済的に自立した生活を送ることができるように、就労支援を進めるとともに、職業能力等向上のための機会の充実に努めます。

【主な事業】

① 多様な体験・交流機会の充実

子どもたちが、豊かな創造力と感性を育めるように、また、様々な人との交流を通して社会性が育まれるように、地域の豊かな自然や地元産業、歴史や文化、伝統とともに、児童館や公民館など、様々な資源を活用し、多様な体験・交流機会の充実を図ります。

- 子どもの安全な居場所づくりや心身の健全な育成を図る児童館活動の内容の充実
- 多様な交流と学びの機会などを提供する公民館事業の推進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 地域の文化財を学ぶ機会の充実
- 社会科副読本の充実と活用
- フィールド学習の推進
- 芸術演劇鑑賞事業の活用
- 市内文化施設の積極的な活用
- 地域体験活動事業の推進

- 子どもの知的好奇心の醸成を図る取組の展開
- 図書館における子育て支援
- 京のまなび教室推進事業（放課後こども総合プラン）の推進
- 子どもの意見表明の機会づくり

② 次代を担う若者の自立の支援

次代を担う子どもたちが、望ましい職業観や勤労観を持ち、自らの進路を主体的に切り拓く生きる力を育むことができるように、キャリア教育を進めます。

また、京都府等関係機関と連携し、若者の就労支援に努めます。

- 「ＫＹＯ発見 仕事・文化体験活動推進事業」等の活用
- 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進
- 大学や近隣企業等と連携した取組の推進
- 進路指導相談体制の充実
- 「京都ジョブパーク」や「京都わかものハローワーク」の周知と、京都府と連携した若者や障害のある若者に対する就職支援

基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

(1) 親と子の健康の確保

【施策の方向】

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、母としての自覚を持ち、健康な生活を送ることができるように、また、安心して妊娠・出産し、ゆとりを持って子育てできるように、マタニティ広場の実施による妊娠期からの継続した支援の充実を図ります。

特に、妊婦自身の喫煙や受動喫煙が身体に与える悪影響について、配偶者をはじめ家族に対する啓発を行うとともに、保護者として望ましい育児行動がとれるように子育て支援を行います。

さらに、男女ともに保護者の健康を保持・増進するため、生活習慣病の予防、若い時から適切な食事・運動・睡眠等をとることの重要性についての啓発を進めます。

【主な事業】

① 妊産婦保健対策の充実

安心して子どもを産み、育てることができるように、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期における各種母子保健事業の充実を図り、母子の健康の確保に努めるとともに、保護者の育児不安の解消を図ります。

- 母子健康手帳・マタニティマークの交付
- 妊婦健康診査受診券の交付
- マタニティ広場の推進
- 乳幼児健康診査の受診促進
- 乳幼児健康診査未受診者への対策強化
- 乳幼児健康相談
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 不妊治療給付事業
- 予防接種
- 出産育児一時金

② 保護者の健康の保持・増進の推進

保護者が心身ともに健康で、子どもの自立を見守ることができるように、保護者の健康の保持・増進を図ります。

- 子宮がん・乳がん検診の受診の促進
- がん検診の受診促進
- 特定健診・特定保健指導の受診促進
- 健康づくりや生活習慣病予防の意識啓発

③ 医療体制の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる基盤である小児医療について、京都府や近隣の市町村、関係機関との連携を図り充実・確保に努めます。

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及
- 小児医療体制の充実
- 小児救急電話相談番号の周知
- 相楽休日応急診療所についての周知

(2) 食育や思春期保健対策の推進

【施策の方向】

生涯を心身ともに健康で過ごせるようにするためには、小さい頃から正しい食習慣を身につけることが重要であることから、家庭をはじめ幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域等と連携を強化し、食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

また、思春期は心身ともに不安定な時期であり、子どもが自らの心身に関する正しい知識により主体的に判断し、行動できるように、特に喫煙や飲酒、薬物乱用、性感染症等の問題行動に関し、心身への影響等について理解・認識を深めるための教育・指導の充実を図ります。

【主な事業】

① 食育の推進

食生活は生命の営みとともに、心身の健康の確保のための基盤となることから、幼稚園、保育所、認定こども園、学校での取組を推進していくとともに、乳幼児期から思春期までの発達段階や妊娠期等における食に関する学習機会や情報提供を図ります。

- 離乳食講習会の充実
- 幼稚園、保育所、認定こども園、学校等における食育推進事業を通じた食に関する指導の充実と望ましい健全な食習慣の促進
- 食に関する学習「5分間スタディ」の推進
- 栄養教諭による出前授業
- 地元食材を使った伝統的な食文化の継承と魅力ある給食の実現に向けた地産地消の取組の推進
- 望ましい食文化の継承に向け、地域と家庭の連携による食育の推進
- 給食におけるアレルギー対応についてのマニュアル整備と教職員の研修の推進

② 学校等保健対策の充実

幼稚園や保育所、認定こども園、学校における保健・健康管理の充実を図るとともに、家庭と連携した生活習慣の確立を図ります。

- 幼稚園、保育所、認定こども園、学校と家庭との連携による望ましい生活習慣・食習慣の確立に向けた保護者への啓発
- 「早寝、早起き、朝ごはん」キャンペーンの推進
- 学校等における健康診断や健康教育、健康相談の推進
- 専門機関との連携による感染症や生活習慣病の予防、性に関する教育、がん教育等の推進

③ 思春期の心身の健康の保持・増進

心身ともに不安定な時期である思春期の心身の健康の保持・増進を図るとともに、子どもが自らの心身に関する正しい知識により主体的に判断し、行動できるように、喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止教育や、性に関する教育等の充実を図ります。

- 喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止教育の推進
- 性や生命の尊重に基づく性教育の推進
- 食事や運動、睡眠等のバランスのとれた健康づくりの推進
- 喫煙、飲酒、薬物乱用、性感染症等の心身に悪影響を及ぼす問題についての相談・指導の充実

(3) 援助を必要とする家庭への支援の充実

【施策の方向】

障害のある子どもの増加や支援の多様化に対応するとともに、一人ひとりの可能性を伸ばし、自立や社会参加ができるように、障害の程度や発達段階に応じた保育・療育・教育等の内容の充実を図ります。

また、保健・医療・福祉・療育・教育関係機関の連携を強化し、一貫した相談・指導体制等、総合療育システムの構築をめざすとともに、特別支援教育への適切な対応を図ります。

さらに、ひとり親家庭や生活困難な家庭の生活の安定を図るため、各種給付の周知を徹底するとともに、経済的基盤を強化し自立できるように、教育や技能訓練、就業の機会の拡大と雇用の促進を図ります。

また、子どもの健やかな成長と家庭の福祉の向上を図るため、子育て支援をはじめ、相談・指導等総合的な支援の充実を図ります。

【主な事業】

① 障害のある子どもに対する施策の充実

障害の早期発見・早期対応を進めるとともに、発達障害の増加に対応した相談・指導の充実に努めます。

また、子どもの成長に応じた適切な療育・保育・教育が受けられるよう、関係機関、関係課等との連携強化を図ります。

- 障害の早期発見（乳幼児健康診査、学校等における健康診断等）
- 発達相談
- 幼稚園・保育所巡回相談
- 関係機関との連携強化による適正な就園・就学指導の推進
- 医療機関との連携による教育相談、療育相談の充実
- 障害福祉サービスの充実
- 放課後等デイサービスの充実
- 障害児補装具・日常生活用具給付事業の充実
- 障害者福祉タクシー利用券交付事業
- 個別の指導計画や教育支援計画の作成と取組
- 相談支援ファイルを活用した支援継続
- 誰にでもわかりやすく、安心して参加できる教育環境づくり
- 特別支援教育コーディネーターの役割についての検討
- 木津川市特別支援教育推進委員会や地域支援センターの活用による障害のある子どもの支援
- 特別支援学校や相楽地方通級指導教室等の関係機関との連携強化と、縦・横のつながりによる障害のある子どもの支援
- 発達障害にかかる専門的な知識と技術を要する教職員の養成と特別教育支援員の計画的な配置

② ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の基盤の確保を図るため、就労支援の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長と家庭の福祉の向上を図るため、子育て支援をはじめ、相談・指導等日常生活の支援の充実に努めます。

また、子どもの養育支援や生活が困難な家庭に対する相談・支援の充実に努めます。

- 高等技能訓練促進費等給付金事業
- 自立支援教育訓練給付金の支給
- ハローワーク等との連携による事業主への雇用促進の啓発
- 保育所優先入所の推進
- 子育て短期支援事業の利用促進
- 母子・父子自立支援員による相談の推進

- 経済的支援（生活保護費支給事業、母子家庭医療制度、母子家庭奨学金、児童扶養手当）
- 養育支援訪問事業の推進
- 生活困窮者に対する相談支援（平成27年4月1日付で施行する「生活困窮者自立支援法」に基づく相談窓口の開設）

③ 経済的負担の軽減

子育ての経済的支援に対するニーズを受け、負担の軽減となるように支援します。

- 市内私立幼稚園保護者負担軽減補助金
- 私立幼稚園就園奨励費補助金（子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園）
- 育英資金交付事業
- 就学援助制度
- 子育て支援医療制度

（4）相談・情報提供体制の充実

【施策の方向】

子どもに関する様々な問題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるように、関係機関や団体等との連携を強化し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導の充実を図ります。

また、子どもの育ちや子育てに関するサービスや講座等の情報、子育て支援団体・サークル等の情報提供を進めます。

【主な事業】

① 子育て関連情報の提供、相談体制の充実

- 子育てガイドブックの作成
- ホームページの充実
- 家庭児童相談室
- 乳幼児健康相談
- 発達相談
- 乳児家庭全戸訪問事業
- DV相談
- 民生児童委員・主任児童委員による子育て支援

基本目標４ 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進

(1) 子育て支援サービスの充実

【施策の方向】

女性の社会進出に伴い保育所利用者が増加していますが、保護者の子育てと職業生活との両立を支援するため、あるいは就労形態の多様化に対応するため、保育所入所待機児童の解消に努めるとともに、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、ボランティアや生涯学習活動等様々な地域活動への参加など、保護者が子育てとともに充実した地域生活を送れるように、支援します。

【主な事業】

① 多様な地域子ども・子育て支援事業等の提供

市民ニーズや今後の児童数の動向を踏まえながら、保育・教育事業及び多様な地域子ども・子育て支援事業の提供を図ります。

- 待機児童の解消
- 一時預かり事業の推進
- 病後児保育事業の推進
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 放課後児童クラブ事業

② 保育事業の質の向上

保護者が安心して子どもを保育所や幼稚園、認定こども園に預けることができるように、保育士や教職員の専門性の向上と質の高い人材の確保に努めるとともに、幼稚園や保育所、認定こども園の第三者評価の導入の検討など、質の向上に努めます。

- 保育所の定員の弾力化の縮小
- 育児休業満了時から利用できるよう、保育所定員の確保等環境整備
- 入所・入園手続きの簡素化
- 保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園及び保育所において、同レベルの質の高い教育・保育の提供体制の確保（再掲）
- 認定こども園の設置に向けた関係課との連携（再掲）
- 保育所や幼稚園における苦情処理体制の確立
- 保育所や幼稚園の事業等に関する第三者評価の導入の検討

(2) 男女が協力し合う家庭づくり

【施策の方向】

保護者がゆとりと安心感を持って子育てができるように、また、子どもが家庭の温かなふれあいの中で、心豊かに育っていくことができるようにするためには、男女がともに子育てや介護、家事等の責任を担い、協力し合い家庭を築いていくことが重要であることを、市民に対し意識啓発を進めるとともに、男性の子育て等家庭生活への参画を促進します。

【主な事業】

① 家庭の協力体制の確立

- 家庭における男女共同参画の推進
- 保護者の学びの支援（子育て講座、男女共同子育て講座、父親教室等）（再掲）

(3) 仕事と生活の調和の推進

【施策の方向】

働く保護者にとって、子どもと接する時間が少ないことが大きな悩みとなっていることから、男女がともにゆとりある生活の確保や子育てしながら働き続けられるように、関係機関等と連携し、男性を含めた働き方の見直しや労働環境の整備について企業等への啓発に努めます。

また、子育て中の保護者が、男女ともにいきいきと充実した家庭生活・地域生活を送ることができるように、生涯学習の機会を充実するとともに、親子で参加できる機会の充実を図ります。

【主な事業】

① 子育て支援の職場環境づくりの推進

男女がともにゆとりを持って子育てや家庭生活・地域生活が行われるように、関係機関や地域と一体となって子育て支援の職場環境づくりを進めます。

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発
- 残業時間の削減等法律や制度などについて、事業所や労働者に対する周知
- 子育て支援に取り組んでいる企業等の情報提供

② 生涯学習やボランティア活動の促進

保護者が生涯学習やボランティア活動等に参加し、子育ての悩みの解消とともに社会とのつながりの中で充実した生活を送ることができるよう、活動に関する情報提供や内容の充実を図ります。

- 生涯学習情報の提供
- 生涯学習講座の開催（場合により、子育て支援付き講座等）
- ボランティア情報の提供
- ボランティア講座の開催

基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

(1) 子育て・子育てを支える地域づくり

【施策の方向】

子育て中の保護者が不安や悩みを抱えたまま孤立することのないように、さらに、少子化が進むなかで子どもが地域の中で様々な人と出会い、多様な体験を通じて社会性やコミュニケーション能力等を習得できるように、子どもを社会で育てる意識の定着を図るとともに、地域団体等による子育ての支援活動を促進し、地域の子育て力の向上を図ります。

また、高齢者や青年層などによる、防犯パトロールやファミリー・サポート・センター、学習支援等、様々な子育てボランティアの活動の促進を図ります。

【主な事業】

① 地域の子育て力の向上

- 子どもを社会で育てることの意義などの啓発
- 町内会や自治会における行事等の活性化の促進
- 地域福祉活動による子育て支援の推進
- 地域教育協議会による取組の推進
- 老人クラブ活動等地域団体による子育て支援活動の促進

(2) 子育て交流の促進

【施策の方向】

子育て家庭同士が交流することにより、共感しながら子育ての不安を解消できるように、また、家庭や地域の子育て力が高められるように、子育てサークル活動の育成や活動の支援を行います。

【主な事業】

① 子育て交流機会の提供

- 地域子育て支援拠点事業の推進（再掲）
- 市社会福祉協議会等による子育てサークルの育成と活動支援

(3) 子育てネットワークづくり

【施策の方向】

常に変化する子育て家庭の状況やニーズを把握し、柔軟に対応していくため、行政部局間の連携をはじめ関係機関や団体等の専門機関が相互に情報交換や連携して取り組むことができるように、子育てネットワークづくりを進めます。

【主な事業】

① 子育て支援ネットワークの構築

- 保護者のネットワークづくりの支援
- 要保護児童対策地域協議会や児童相談所等との連携強化
- 関係機関や地域団体、NPO法人やボランティア団体など、地域全体の子育て支援ネットワークの形成

第5章 事業量の目標

1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に記載すべき事項が定められています。その内容は以下のとおりです。

■計画に記載すべき事項

1 幼稚園や保育所、認定こども園などに関する需給計画

本市では、幼稚園や保育所、認定こども園について、計画期間の5か年度それぞれに、「利用見込量」と、その見込量に見合う幼稚園や保育所などの定員（供給）を確保していくための計画（確保方策）を定める必要があります。

2 延長保育事業等地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

本市では、放課後児童健全育成事業については小学校区ごとに事業を実施していくことにし、それ以外の事業は市内全域を区域として事業を実施します。①と同様に、各事業について見込量と確保方策を定める必要があります。

地域子ども・子育て支援事業は、以下の事業をいいます。

■地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| ① 延長保育事業 | ② 放課後児童健全育成事業 |
| ③ 子育て短期支援事業 | ④ 地域子育て支援拠点事業 |
| ⑤ 一時預かり事業 | ⑥ 病児・病後児保育事業 |
| ⑦ 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業） | ⑧ 利用者支援事業 |
| ⑨ 妊婦健康診査事業 | ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業 |
| ⑪ 養育支援訪問事業 | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑬ 多様な主体の参入促進事業 | |

3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

認定こども園の普及に係る基本的な考え方などを定めることになります。

2 将来の子ども人口

事業量の目標を設定するため、基礎となる将来の子ども人口の推計を行いました。

■コーホート変化率法で推計

基準年：平成26年

データ：平成20年～26年の3月末現在の地域別（加茂・山城・木津西・木津東）、
性・年齢1歳階級別人口

合計特殊出生率：国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月の推計（中位）
に用いた仮定値を参考に、実際の市の出生数で補正し、女性の
15～49歳の出生率を設定しました。
地域別にも、全市と同様に15歳から49歳までの女性子ども比
を仮定値として算出し設定しました。

男女児性比：平成20～26年の0歳児の平均性比を用いて配分しました。

※コーホート変化率法

「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法をいいます。コーホート法による人口推計の主な方法としては、「変化率法」と「要因法」があります。

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法のことです。

市全体及び各地域の子ども人口の推計結果は次頁以降のとおりですが、本市の人口は依然として増加を続け、目標年度の平成31年度には77,666人と推計しています。

また、0歳～14歳の年少人口は、増加量は減少するものの、計画期間内は増加を続け、平成31年度には13,209人と推計しています。

しかし、事業量見込みの対象となる就学前及び小学生人口（0歳～11歳人口）は、平成30年をピークに減少に転じるものと推計されます。

子ども人口の推移は、地域により特徴があります。加茂地域は今後、年間50人程度、木津西地域は、年間90～100人程度減少していくものと推計されます。

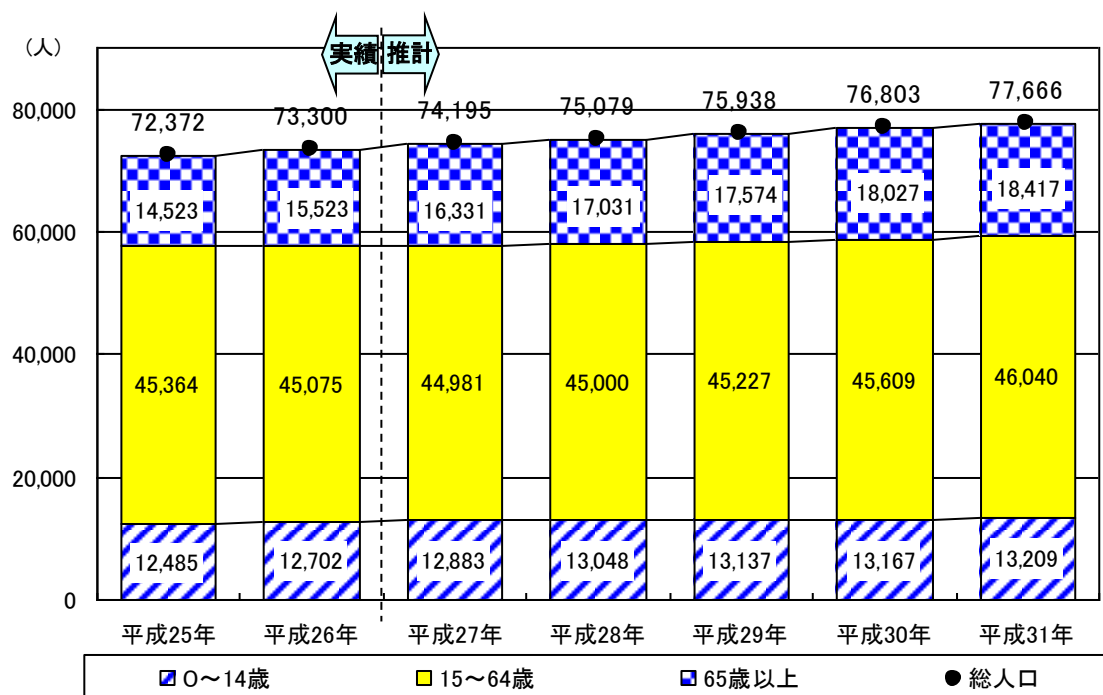
また、山城地域は10～20人程度の緩やかな減少と推計されます。

木津東地域は、関西文化学術研究都市木津中央地区（城山台）の開発により、今後、毎年200人程度の増加と推計され、特に小学生の人口増が見込まれます。

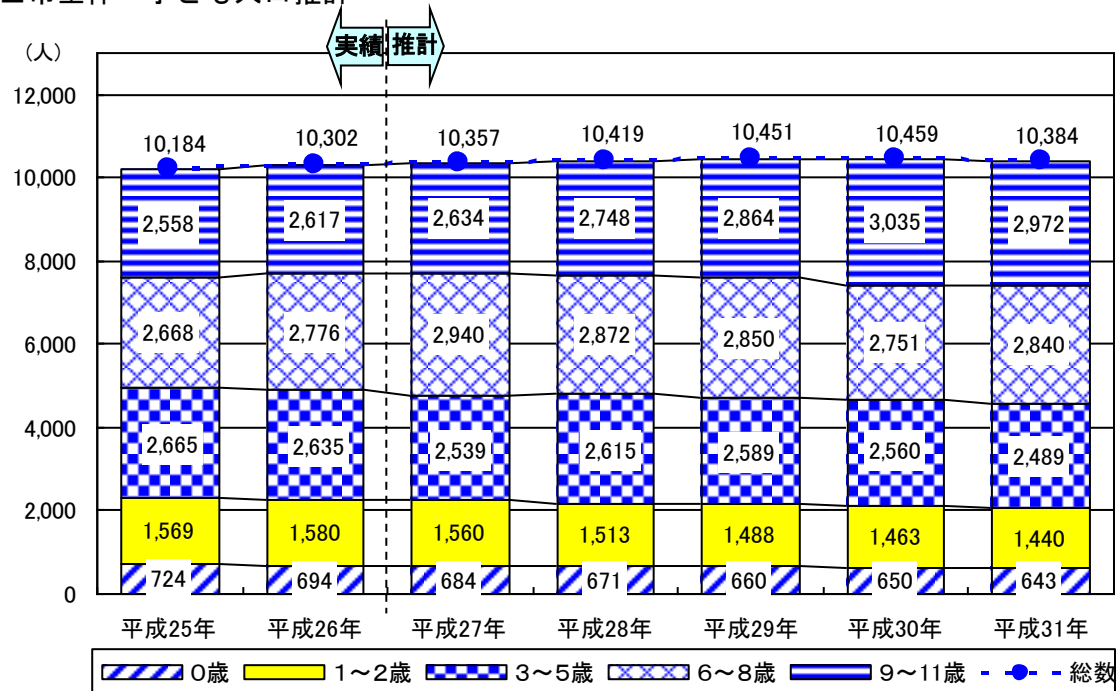
■地域区分図



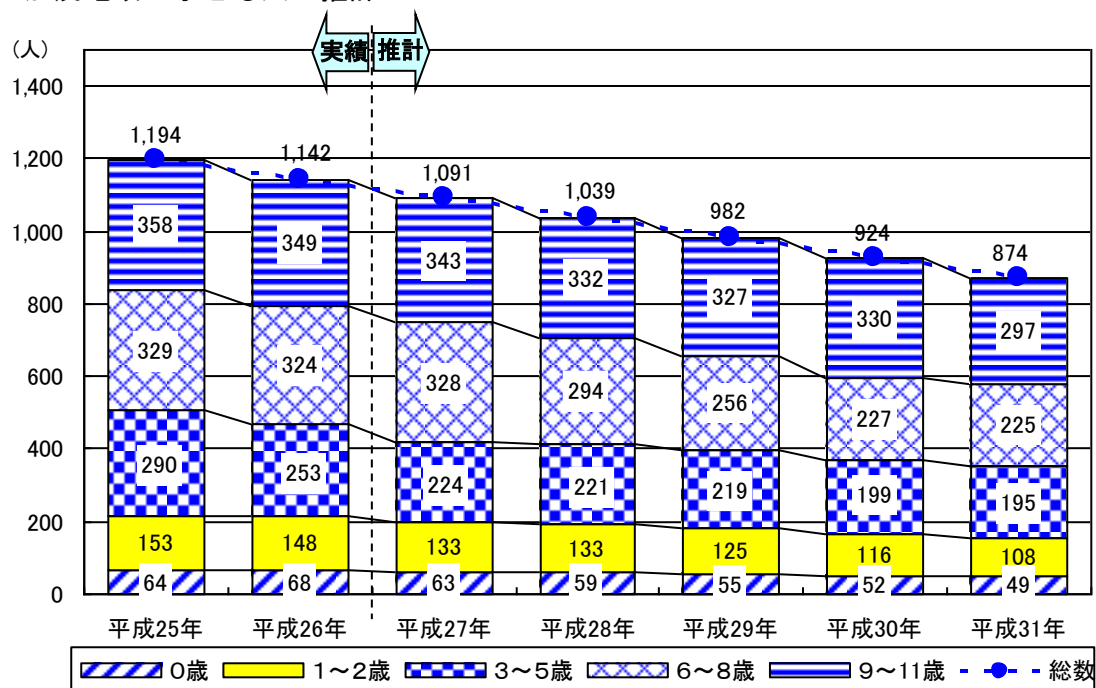
■市全体 総人口・年齢3区分別人口推計



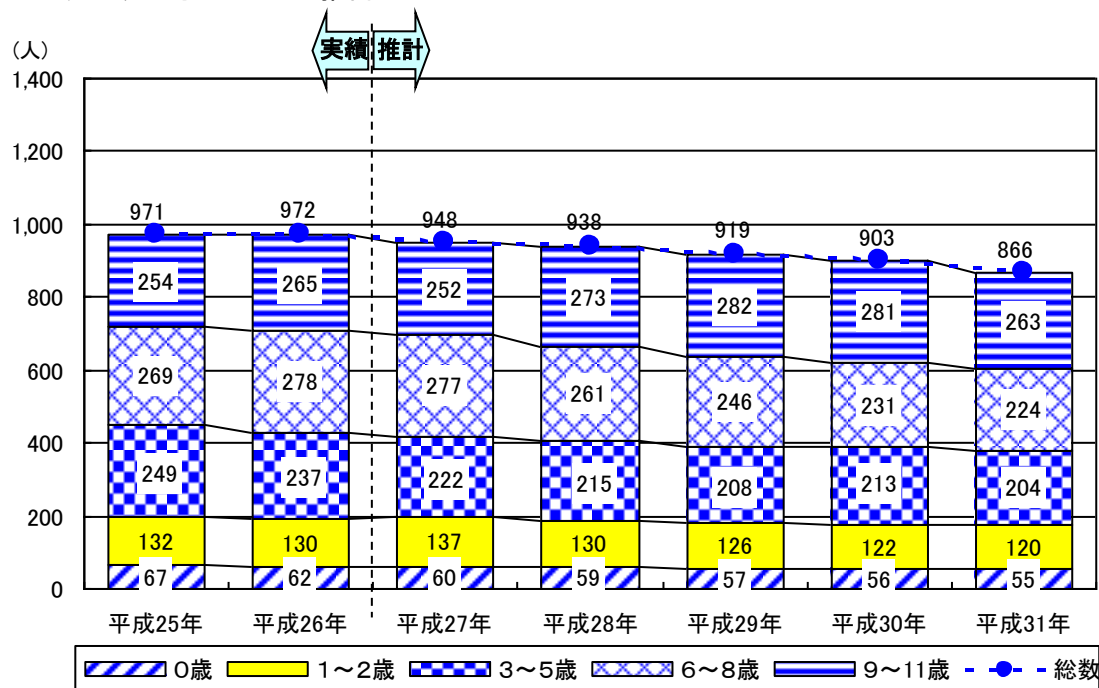
■市全体 子ども人口推計



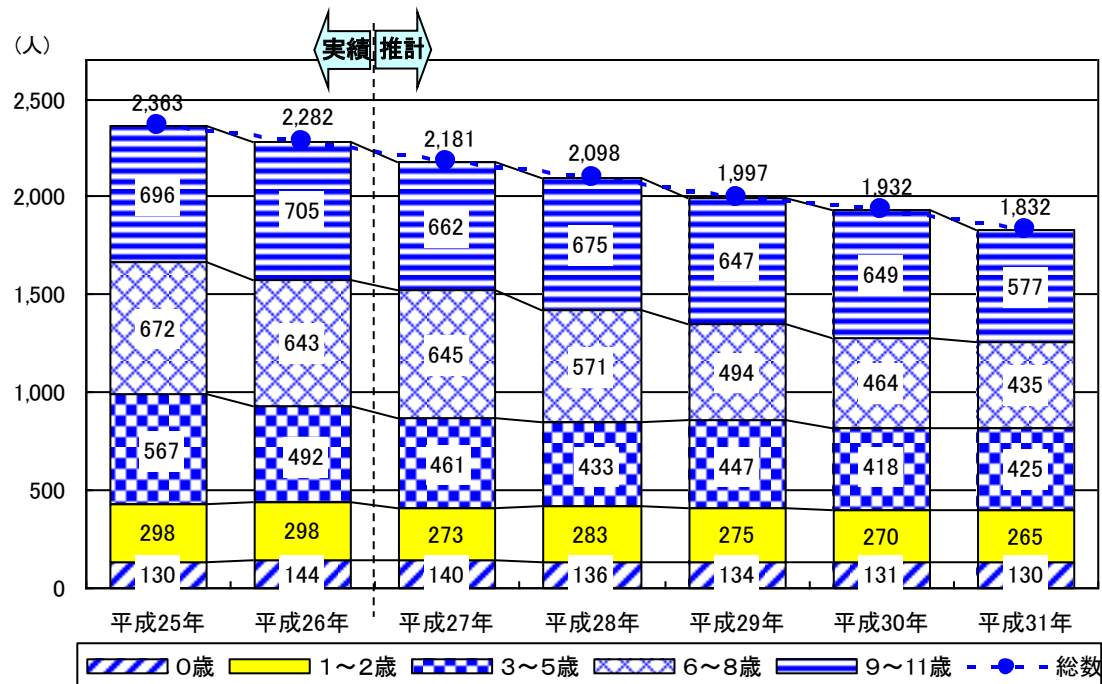
■加茂地域 子ども人口推計



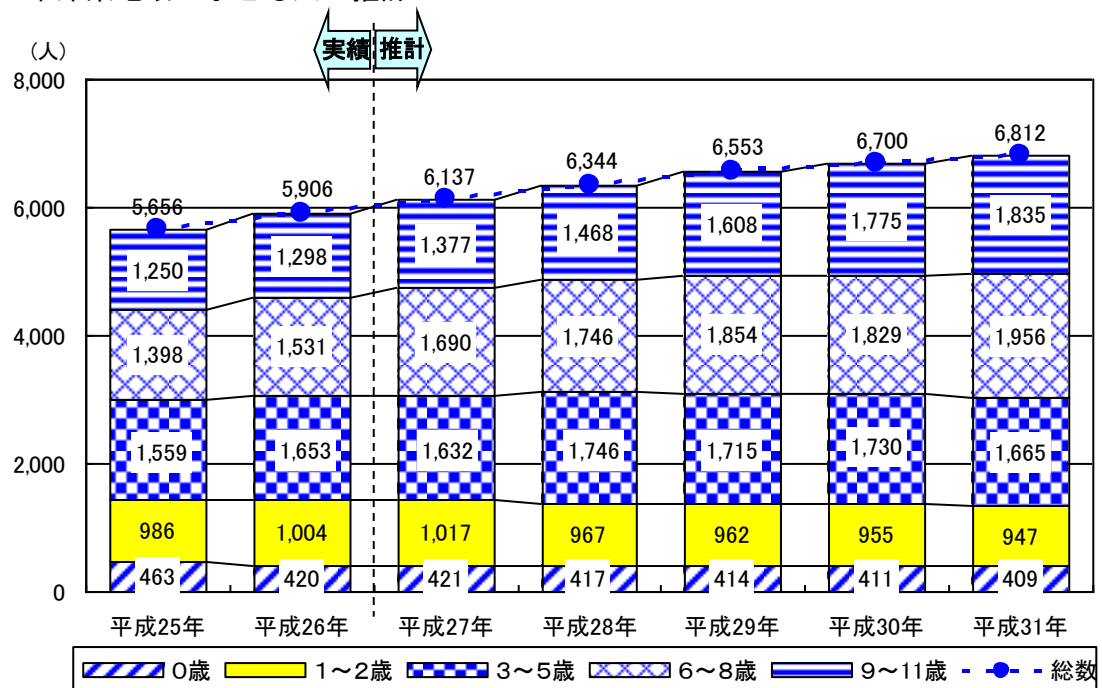
■山城地域 子ども人口推計



■木津西地域 子ども人口推計



■木津東地域 子ども人口推計



3 教育・保育提供区域

① 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第61条第2項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲となる教育・保育提供区域では、運用にあたり、次の事項が定められています。

■教育・保育提供区域の運用に関して、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定める事項

1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能。

2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない（※）。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則

ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

② 本市における教育・保育提供区域の設定

本市は、旧木津町、旧加茂町、旧山城町の3町が平成19年に合併した市であり、それぞれが日常生活圏域を形成していました。また、JR木津駅東側の地域では、木津中央地区（城山台）の開発が進んでいます。

小学校は13校区、中学校区は5校区、高齢者の保健福祉・介護保険事業計画では4つの日常生活圏域に分かれています。

このようななかで、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を設定するにあたり、次のことを重視します。

- 1) 供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できること・・・区域を設定した場合、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準等の条件を満たす申請が提供されると、認可することになるため、他の区域が供給過多であっても新たに認可することになるので、資源の有効活用が妨げられることは避ける。
- 2) 子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること。

既存の地域特性や上記の観点も踏まえ、本市では教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

- ① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域等、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、次表のとおりとします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

11事業	提供区域	考え方
延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育の実施	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とします。
放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。
子育て短期支援事業 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養育施設等において養育・保護	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等	市内全域	利用状況等を踏まえ、市内全域とします。

11事業	提供区域	考え方
一時預かり事業 幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施	市内全域	教育・保育施設での利用を含むため、市内全域とします。
病児・病後児保育事業 病児又は病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育を実施	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
利用者支援事業 子ども又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等	市内全域	教育・保育施設の活動の一環として、市内全域とします。
妊婦健康診査事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等	市内全域	現状どおり、市内全域とします。

4 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

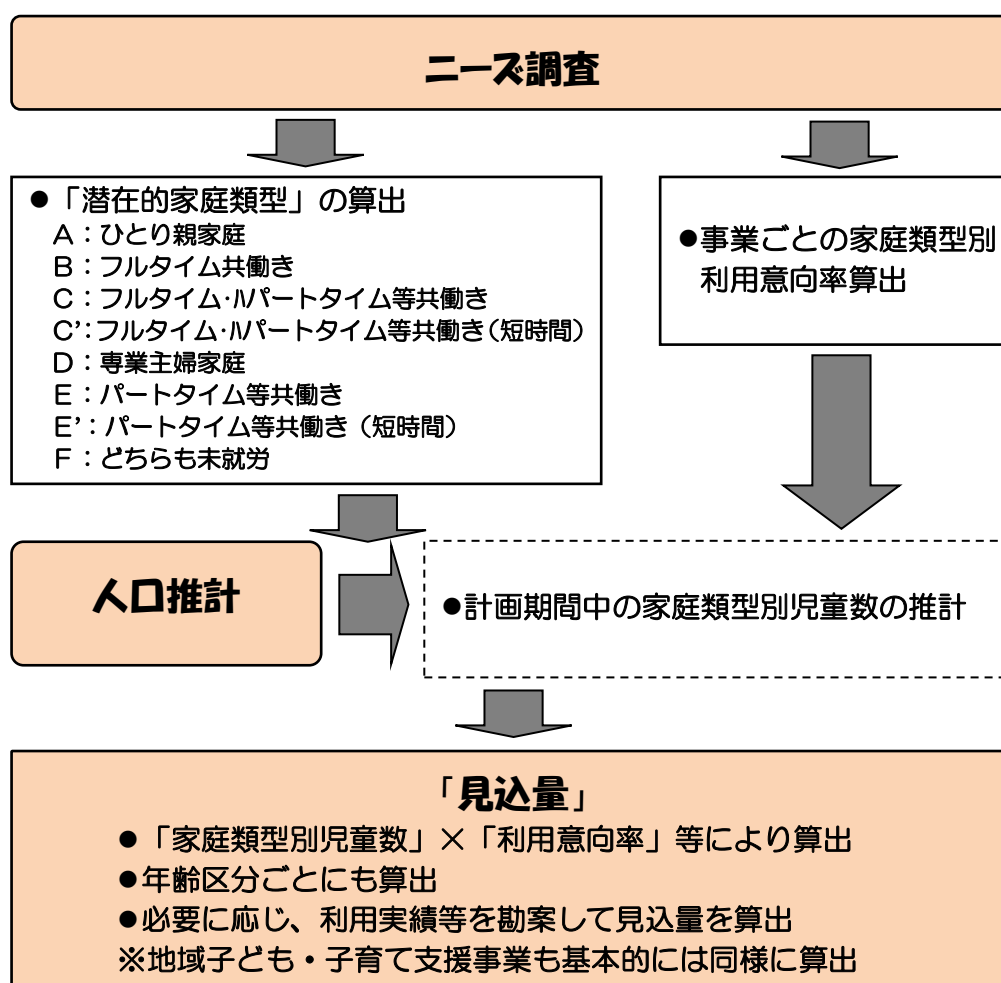
(1) 乳幼児期の教育・保育

① 教育・保育の見込量設定の考え方

教育・保育の見込量設定については、次の点を基本とします。

- 1) ニーズ調査結果から、就労状況等世帯の状況と就労意向、教育・保育利用状況や利用意向を踏まえ、国の算出マニュアルに基づくニーズ量を基本としますが、保護者の就労現況や育児休業の取得状況、利用実績等を踏まえ、見込量を設定します。
- 2) 一方で、育児休業満了時には希望する教育・保育施設が円滑に利用できるようにするとともに、保護者の就労による保育が必要な条件のみならず、育児休業中の兄弟姉妹の預かり、保護者の学習、求職中の預かり等も踏まえた見込量を設定します。

■見込量設定のフロー



② 教育の実施 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

概 要

対象年齢：就学前児童（1号認定/3～5歳、2号認定/3～5歳）

施設数：4か所（うち、公設公営3か所、民設民営1か所）

定員数：3～5歳765人

■地域別 施設の利用状況

地域別	幼稚園数	平成25年度		平成26年度（見込み）	
		定員	利用者数	定員	利用者数
木津東部	3	585	459	585	405
木津西部	1	215	182	180	169
加茂					
山城					
計	4	800	641	765	574

■市外施設の利用状況（平成25年度）

項 目	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼稚園	123	166	153	442

■幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の見込量

（単位：人）

認定区分（年齢）	計画期間				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定（3～5歳）	897	906	915	924	924
2号認定（3～5歳）	113	114	115	116	116
計	1,010	1,020	1,030	1,040	1,040

確保方策

○幼稚園の利用者が多いことや、母親の就労ニーズ、教育ニーズ等を踏まえ、認定こども園の開園をめざします。

○教育・保育の量の見込みに対する供給量が不足する場合には、次の基本的な考え方に沿って、供給量の確保を図ります。

- 保護者の就業等の家庭状況等にかかわらず、幼児期の学校教育・保育を受けることができる認定こども園の新設・認定こども園への移行を推進し、これにより、教育・保育の必要量を確保することを基本とします。
- 認定こども園の種別は、学校及び児童福祉施設として単一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、新たな幼保連携型認定こども園を基本とします。

○供給量が充足している場合においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、積極的な支援を行います。

③ 保育の実施 保育所・認定こども園（保育所部）

概 要

対象年齢：就学前児童（3号保育認定/0～2歳、2号保育認定/3～5歳）
 施設数：14か所（うち、公設公営8か所、公設民営2か所、民設民営4か所）
 定員数：0歳168人、1～2歳639人、3～5歳1,569人、計2,376人

■地域別 施設の利用状況

地域別	保育所数	平成25年度						平成26年度(見込み)					
		定員			利用者数			定員			利用者数		
		0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
木津東部	8	92	333	669	89	315	653	102	377	784	102	330	699
木津西部	3	36	138	282	35	130	251	36	138	281	35	123	227
加茂	2	18	75	281	18	73	248	18	70	290	18	64	233
山城	1	12	54	240	12	54	209	12	54	214	12	50	190
計	14	158	600	1472	154	572	1361	168	639	1569	167	567	1349

注) 利用者数の平成25年度は平成26年3月31日の実績。平成26年度は5月1日現在の見込み。

■市外施設の利用状況（平成25年度）

項 目	奈良市			奈良県(奈良市以外)			大阪市			京都府(相楽郡)			合計		
	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
保育所	1	5	2	1	2	4	0	0	1	1	0	2	3	7	9
認定こども園(保育所)															

■保育所・認定こども園（保育所部）の見込量

(単位:人)

認定区分(年齢)	計画期間				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号認定(0歳)	192	193	194	195	197
3号認定(1～2歳)	603	603	603	603	603
小計	795	796	797	798	800
2号認定(3～5歳)	1,367	1,379	1,391	1,400	1,405
計	2,162	2,175	2,188	2,198	2,205

確保方策

- 多様化する保護者の就労形態・ニーズに適切かつ柔軟に対応するため、認定こども園の開園をめざします。
- 教育・保育の量の見込みに対する供給量が不足する場合には、次の基本的な考え方に沿って、供給量の確保を図ります。
 - 保護者の就業等の家庭状況等にかかわらず、幼児期の学校教育・保育を受けることができる認定こども園の新設・認定こども園への移行を推進し、これにより、教育・保育の必要量を確保することを基本とします。
 - 認定こども園の種別は、学校及び児童福祉施設として単一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、新たな幼保連携型認定こども園を基本とします。

確保方策

- 待機児童への迅速な対応が必要な場合には、教育・保育施設の新設よりも、既存施設の認定こども園への移行や定員増等による対応を優先的に検討します。

- 3号認定に係る確保方策

0～2歳児のみを対象とする地域型保育よりも、0歳児から就学前までの間、継続利用が可能な施設による対応がより望ましいと考えられることから、教育・保育施設による対応を基本とします。

ただし、新たな教育・保育施設の整備は、土地の確保、施設の建設等に年月を要し、本市の土地の利用状況等を考慮すると、短期的な整備は困難であることから、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）等により対応することとしますが、その場合には、保育従事者のすべてを保育士とする小規模保育事業A型（保育所分園・ミニ保育所に近い類型）を優先して活用します。

○供給量が充足している場合においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、積極的な支援を行います。

④ 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方

教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています（児童福祉法第34条の15第5項）。

本市では、この原則に則り、本計画に定める教育・保育提供区域の見込量に基づき、地域型保育事業の認可にあたっての需給調整を行います。申請された教育・保育提供区域において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める見込量に既に達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって見込量を超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがあります。

⑤ 教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の提供にあたっては、家庭での教育とともに、人格形成の基礎となる乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育サービスの提供に、関係機関等と連携して取り組みます。

○幼稚園と保育所、小・中学校との連携

○幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

⑥ 質の向上のための取組

子どもの人権尊重の視点に立ち、また、障害の有無にかかわらず、質の高い教育・保育を利用できるよう、次のような取組に努めます。

- 職員配置の充実
- 職員の資質向上に向けた研修等の充実
- 運営に関する自己評価、外部評価、第三者評価等の導入支援
- 定期的な情報交換の実施
- 苦情処理委員会の設置
- 府と連携した監査の実施等

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

① 延長保育事業

概要

対象：2号認定（3歳～5歳）、及び3号認定（0歳～2歳）の乳幼児
 内容：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を行います。

■地域別延長保育事業の利用状況

地域別	実施 保育所数	実施内容(時間帯等)	平成25年度			平成26年度(見込み)		
			利用者数(人)			利用者数(人)		
			0歳	1～2歳	3～5歳	0歳	1～2歳	3～5歳
木津東部	8(※9)	18:30～19:00(5園) ～19:30(2園) 18:30～20:00(2園)	52	143	274	57	158	303
木津西部	3	18:30～19:00(2園) ～19:30(1園)	21	85	154	21	85	154
加 茂	2	18:30～19:00	6	21	54	6	21	54
山 城	1	18:30～19:00	2	7	14	2	7	14
全 市	14(※15)		81	256	496	86	271	525
			合計 833			合計 882		

■延長保育事業の見込量（利用実人数）

（単位:人）

項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
年間利用者数	968	983	996	1,007	1,019

確保方策

○保育標準時間については1日11時間、保育短時間については1日8時間を超える利用について、延長保育事業が適用されます。

きめ細かく延長保育のニーズに対応できるよう体制の強化を図ります。

○新設保育所等の開所の際には、延長保育の実施を条件にするなどして、本事業の充実に努めます。

② 放課後児童健全育成事業

概 要

対 象：小学校1年生から6年生まで
内 容：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活指導及び適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。

■小学校別 放課後児童クラブの利用状況

小学校区	実施施設	クラス数	開設時間(平日)	平成25年度		平成26年度	
				低学年	高学年	低学年	高学年
木 津	木津児童クラブ	2	13時～19時	91	14	88	16
相 楽	相楽児童クラブ	2	13時～19時	67	18	78	17
梅 美 台	梅美台児童クラブ	2	13時～19時	82	8	86	13
	なごみクラブ	1	12時30分～19時30分	35	0	46	0
	第1かるがもクラブ	1	12時～20時	40	0	7	3
	第2かるがもクラブ	1	12時～20時			34	0
州 見 台	州見台児童クラブ	2	13時～19時	103	0	118	16
城 山 台	こむぎクラブ	1	12時～19時30分			11	0
相 楽 台	相楽台児童クラブ	2	13時～19時	44	22	44	25
高 の 原	高の原児童クラブ	1	13時～19時	43	9	45	11
木津川台	木津川台児童クラブ	2	13時～19時	86	20	80	13
加 茂	加茂児童クラブ	1	13時～19時	60	19	63	22
南加茂台	南加茂台児童クラブ	1	13時～19時	41	14	45	11
恭 仁	恭仁児童クラブ	1	13時～19時	14	8	10	7
上 粕	上粕児童クラブ	1	13時～19時	30	4	31	3
棚 倉	棚倉児童クラブ	2	13時～19時	70	3	70	11
計		23		806	139	856	168

■小学校別 放課後児童健全育成事業の見込量 (単位:人)

小学 校区	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
木 津	97	16	113	108	18	126	121	19	140	110	20	130	110	21	131
相 楽	79	15	94	81	14	95	78	17	95	78	15	93	80	19	99
梅美台	186	17	203	194	18	212	195	18	213	197	18	215	196	20	216
州見台	120	16	136	118	16	134	118	15	133	118	15	133	117	15	132
城山台	36	0	36	54	0	54	70	15	85	117	18	135	126	20	146
相楽台	43	25	68	40	22	62	36	25	61	36	25	61	36	25	61
高の原	44	11	55	43	11	54	39	11	50	45	11	56	45	11	56
木津川台	79	15	94	78	15	93	78	14	92	78	14	92	78	14	92
加 茂	65	19	84	62	19	81	56	21	77	53	20	73	48	18	66
南加茂台	44	11	55	43	10	53	41	11	52	35	11	46	35	11	46
恭仁	11	7	18	10	7	17	10	7	17	10	8	18	9	8	17
上粕	31	3	34	31	5	36	29	6	35	29	6	35	29	6	35
棚倉	69	11	80	68	15	83	66	14	80	60	13	73	60	13	73
見込量	904	166	1,070	930	170	1,100	937	193	1,130	966	194	1,160	969	201	1,170

確保方策

- 利用児童数の増加が見込まれる梅美台・州見台校区については、ニーズを満たすため新設等の施設整備を進めます。
- 城山台校区については、ニーズに応じて児童クラブの充実を図ります。

③ 子育て短期支援事業

概 要

対 象：0歳～小学校6年生

内 容：保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

■事業実績

事業概要	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
対 象：0歳～小学校6年生 実施施設：京都大和の家	延12日利用	延12日利用

■子育て短期支援事業の見込量（利用実人数）

（単位：人）

項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29度	平 成 30年度	平 成 31年度
年間利用者数	12	13	14	14	13

確保方策

○本事業は、一時預かり事業と類似の事業ですが、児童養護施設において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。

短期入所生活援助事業（ショートステイ）・夜間養護等事業（トワイライトステイ）を活用して、要保護児童等に対する支援が的確にできるように努めます。

○広報・ホームページ等を活用し、本事業の周知に努めます。

④ 地域子育て支援拠点事業

概 要

対象年齢：就学前児童（0～3歳）及びその保護者

内 容：木津東部・加茂・山城地域に、それぞれ地域子育て支援センターを設置し、木津西部・木津東部地域に、それぞれつどいのひろばを設置しています。

■地域別地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域別	実施施設	平成25年度実績		平成26年度見込み	
		0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳
木津東部	木津子育て支援センター 木津東部子育て支援センター	9,657	2,052	9,700	2,100
加 茂	加茂子育て支援センター	1,852	0	1,900	0
山 城	山城子育て支援センター	1,048	0	1,100	0
木津西部	つどいのひろば「わくわくひろば」	3,934	668	4,327	735
木津東部	つどいのひろば「かるがもひろば」	4,834	476	5,317	524
計		21,325	3,196	22,344	3,359

■地域子育て支援拠点事業の見込量

(単位：人)

地域別	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳
木津東部	5,544	590	5,441	614	5,393	621	5,344	627	5,308	628
木津西部	3,860	637	3,756	656	3,695	650	3,634	643	3,583	625
加 茂	160	27	165	29	170	31	174	33	180	36
山 城	96	16	99	18	102	18	105	20	108	22
全 市	9,660	1,270	9,461	1,317	9,360	1,320	9,257	1,323	9,179	1,311

確保方策

○既存の子育て支援拠点（地域子育て支援センター・つどいのひろば）と未入园児サポートセンターを活用し、在家庭児童の保護者に対して、子育て情報の提供や交流の場の提供、子育て相談等を行います。

○地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう、体制強化と活動内容の充実を図ります。

○認定こども園には、地域子育て支援拠点の併設が義務付けられているため、認定こども園の普及促進と合わせて、本事業の整備を図ります。

⑤ 一時預かり事業

概 要

対 象：1号認定及び2号認定（3歳～5歳）、その他0～5歳の乳幼児
 内 容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

■地域別一時預かり事業の利用状況

地域別	実 施 施設数	対象、開設時間 その他特記事項	平成25年度				平成26年度(見込み)			
			定員数(人/日)		利用者数(人)		定員数(人/日)		利用者数(人)	
			幼稚園	その他	幼稚園	その他	幼稚園	その他	幼稚園	その他
木津東部	5	保育園、満6か月以上(園により異なる)8:30～16:30 幼稚園在園児 7:30～18:00		42	3,234	5,550		52	3,234	5,850
木津西部	0									
加 茂	1	満6か月以上 8:30～16:30		10		653		10		653
山 城	1	満6か月以上 8:30～16:30		5		717		5		717
全 市	7			57	3,234	6,920		67	3,234	7,220

■一時預かり事業の見込量（年間利用人数）

（単位：人）

認定区分	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
1 号	1,968	2,027	2,007	1,988	1,929
2 号	1,632	1,681	1,665	1,648	1,599
その他	6,554	6,554	6,488	6,423	6,226

確保方策

- 一時預かりのニーズが高い地域を中心に、既存施設での定員拡大や新たな施設での実施に取り組みます。
- 私立幼稚園で在園児を中心とした預かり保育を実施し、1号認定・2号認定子どもの保育を行います。
- 公立幼稚園での在園児の預かり保育についても検討を行います。
- 妊産婦等に対してよりきめ細やかな支援を実施するため、利用者支援事業（母子保健型）の実施についても検討を行います。

⑥ 病児・病後児保育事業

概 要

対 象：満1歳から小学校1年生まで
 内 容：京都山城総合医療センターにおいて、病後児の一時保育を行います。

■事業実績

事業概要	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
対 象：満1歳～小学校1年生まで 実施施設：京都山城総合医療センター	延15人利用	延30人利用

■病児・病後児保育事業の見込量（利用延人数）

（単位：人）

項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29度	平 成 30年度	平 成 31年度
年間利用者数	30	30	29	29	28

確保方策

○病後児保育事業は、病気等の急変による緊急対応に備えるため、医療機関に委託して実施しています。

○よりニーズの高い病児保育への展開に努めます。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

概 要

対 象：概ね3か月～小学校6年生
 内 容：乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。

■事業実績

事業概要	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
対 象：概ね3か月～小学校6年生 実施施設：援助会員宅	0	延30件利用

■子育て援助活動支援事業の見込量（年間あたり利用平均日数）（単位：人日）

項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29度	平 成 30年度	平 成 31年度
年間利用平均日数	105	110	115	120	125

確保方策

○日程や希望内容のマッチングをスムーズに行うため、援助する会員の確保が必要であることから、広報・ホームページ等の活用により会員募集を推進し、援助会員と利用会員の増加を図ります。

⑧ 利用者支援事業

概 要

対象年齢：就学前児童（0～5歳）のいる保護者

内 容：類似事業として、地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターを木津西部地域を除く3地域で開設しています。

■地域別地域子育て支援拠点事業の実施状況

地域別	実施施設	対象、開設時間、その他の特記事項
木津東部	木津子育て支援センター 木津東部子育て支援センター	対 象：概ね3歳未満の児童及びその保護者 開設時間：木津 9:30～16:30(月～金) 木津東部 9:00～17:00(月～金) 9:00～15:00(土)
加茂	加茂子育て支援センター	対 象：概ね3歳未満の児童及びその保護者 開設時間：9:30～16:30(月～金)
山城	山城子育て支援センター	対 象：概ね3歳未満の児童及びその保護者 開設時間：9:30～16:30(月～金)
木津西部	つどいのひろば「わくわくひろば」	対 象：概ね3歳未満の児童及びその保護者 開設時間：10:30～15:30
木津東部	つどいのひろば「かるがもひろば」	対 象：概ね3歳未満の児童及びその保護者 開設時間：10:00～15:30

■利用者支援事業の見込量

(単位：か所)

項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29度	平 成 30年度	平 成 31年度
設置か所数	—	1	1	1	1

確保方策

- 利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を行うための専門の職員として利用者支援員を配置します。
- 利用者支援は単なる情報提供にとどまらず、具体的な施設への入所調整まで関わる場合も想定されるため、利用者支援員は子育て支援担当課に配置します。
- 地域子育て支援センターや未入园児サポートセンター事業を実施している幼稚園又は保育所、関係機関等と連携し、総合的な相談窓口をめざします。

⑨ 妊婦健康診査事業

概 要

対 象：妊娠届出者

内 容：妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券（基本券14回、追加券）を発行します。

■事業実績

事業概要	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
対 象：妊娠届出者	631	700
実施内容：個別医療機関による健診回数	7,227	7,500
平均受診回数	11.45回	10.71回

■妊婦健康診査事業の見込量（年間対象者数・受診回数）

（単位：人・回）

項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
年間対象者数	715	720	725	712	703
年間受診回数	7,870	7,920	7,980	7,830	7,730

確保方策

○妊婦健康診査に関する14回の公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることができるように支援します。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

対 象：生後2か月頃の乳児

内 容：生後2か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■事業実績

事業概要	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
対 象：生後2か月頃の乳児		
実施内容：保健師による家庭訪問、調査、指導	706人	630人
各年度0歳児人口（4月1日現在）	724人	694人

■乳児全戸訪問事業の見込量（年間対象児童数）

（単位：人）

項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
年間対象児童数	630	625	620	610	600
参考：0歳児人口	684	671	660	650	643

確保方策

○育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業に繋げるなど、継続的な支援に努めます。

○母子健康手帳をお渡しする際に、本事業の周知に努めます。事業実施時には、対象者と日程調整を行った上で、保健師による訪問を行います。

⑪ 養育支援訪問事業

概 要

対 象：養育の支援が特に必要な家庭
内 容：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

■事業実績

事業概要	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
対 象：養育困難家庭 実施内容：保健師等が対象家庭を訪問し、指導	延34日	延35件

■養育支援訪問事業の見込量（対象世帯数）

（単位：世帯）

項 目	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29度	平 成 30年度	平 成 31年度
年間対象世帯数	35	34	34	34	34

確保方策

- 乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会等、様々な経路を通じて、本事業による支援を必要としている対象家庭の把握と訪問相談に努めます。
- 本事業の実施にあたっては、児童相談所、警察、医療機関等、様々な関係機関とのネットワーク強化を図ります。

⑫ 要支援児童、要保護児童等の支援に関する事業

概 要

対 象：保護者のいない児童又は保護者に監護されることが不適切であると認められる児童等

内 容：本要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関相互の連携強化を図る取組を実施します。

■事業実績

事業概要	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 見込み
代表者会議・実務者会議・ケース会議の合計	55	65	57

※平成25年度は、重症ケースがあった。

■要支援児童、要保護児童等の支援に関する事業の見込量（開催回数）

全 市	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度	平 成 30年度	平 成 31年度
会議の開催回数	58	59	59	60	61

確保方策

○児童虐待相談の対応の充実を図るため、相談員の資質向上を図るとともに、関係機関や関係団体等の連携強化を図ります。

第6章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

子ども・子育て支援対策を推進するためには、行政をはじめ市民、保護者、企業、子ども・子育て支援事業者、地域団体等地域社会を構成する各主体が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働していくことが重要です。

そのためには、各主体それぞれが何ができるかを考え、実践に移すことが何よりも求められ、本計画がそのための指針として活用され、子育て・子育ての輪が木津川市全体に広がることが期待されます。

① 市民

市民は、子育て・子育て支援は社会の役割であることを認識し、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つように、また、子育て家庭が地域で子育ての悩みを抱えたまま孤立することがないように、温かく見守り、寄り添い、様々な機会をとらえて積極的に応援することが期待されます。

② 地域団体、NPO法人、ボランティア団体等各種団体

身近な地域団体としての町内会・自治会や、老人クラブ、民生児童委員協議会、NPO法人、ボランティア団体等、子どもの育ちや子育てに関わる各種団体においては、行政では対応が難しい多様なニーズや身近な地域での相談やきめ細かな子育て支援活動を、主体的に取り組むとともに、行政や警察等関係機関と連携・協働し、子どもの健全育成や交通事故や連れ去り、虐待等の防止などの取組をさらに推進することが期待されます。

③ 保護者

保護者は、子育ての第一義的な責任を有していることを自覚し、子どもが家庭での温かなふれあいや日常生活の中で、基本的な生活習慣や善悪の判断、自分を大切にすることと他人への思いやり、社会的な規範など、次代の担い手として、また、次代の親として自立するための基盤となる意識や態度をしっかりと身につけるように育てることが期待されます。

そのためには、母親のみならず、父親もともに子育てや家事を分担し、支え合っていくことが重要です。

また、保護者は、子どもは地域社会の中で育まれていくことを認識し、学校や地域行事などに積極的に参加し、多様な人と交流し、親子で社会とのつながりを持ち、子育ての社会化の輪を次代に広げていくことが期待されます。

④ 企業等

企業等においては、従業員の多くは子育て中の親であることや、家庭での子どもの養育に親の果たす役割の重要性を認識し、育児休業制度や育児短時間勤務制度の取得促進、事業所内保育など、子育てへの両立支援への配慮、若者の安定就労への協力、一般事業主行動計画策定に向けての取組など、子育て家庭を応援する職場づくりが期待されます。

また、地域社会の構成委員として、地域の子育て支援活動への参加や子どもたちの職業体験の機会の提供など、子育て支援活動の取組も期待されます。

⑤ 教育・保育事業等提供関係者

質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援を家庭や地域に提供するとともに、研修等による質の向上を図ることが求められます。

また、制度の円滑な運営のため、これまで以上に、関係者間の連携が求められます。

⑥ 行政

市は、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業及び次世代育成支援対策に関する事業を総合的に提供する主体として、計画を実効あるものとするために関係部局が連携して取り組むとともに、地域団体やNPO法人、ボランティア団体、企業等が主体となって取り組む活動や事業に支援・協力し、地域社会全体で子育て・子育てを支えていく環境づくりを進めます。

また、近隣市町村と広域対応を要する事業等、国や京都府、近隣市町村との連携を密に行い、計画を推進します。

2 計画の進行管理

本計画を実効あるものとするため、計画の進捗状況を毎年、点検・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図る必要があります。

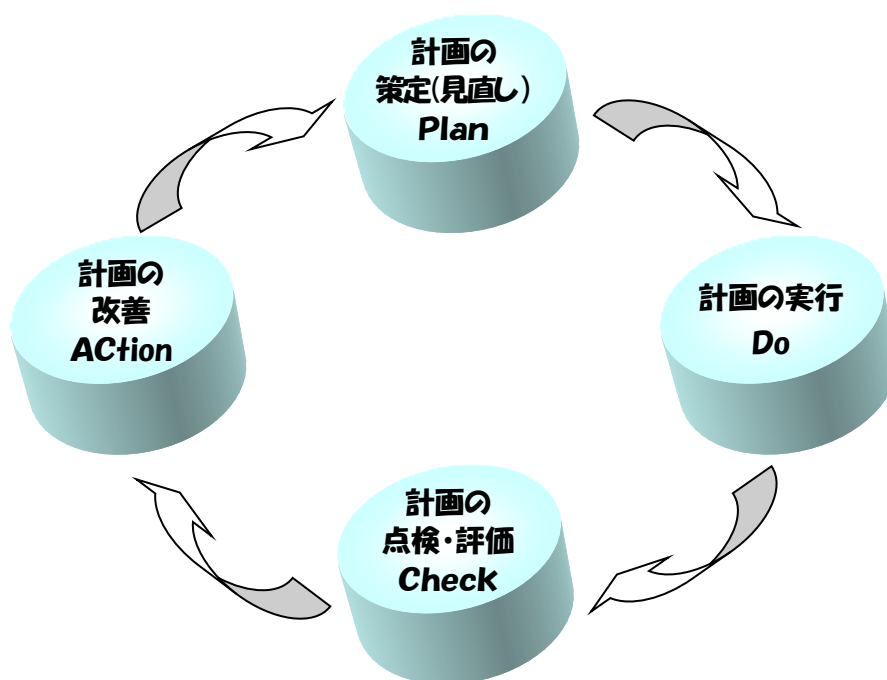
特に、本計画においては、子ども・子育て支援事業計画として、保育・教育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、見込量と確保方策を設定しています。これについては、数値による点検・評価を行います。

点検・評価にあたっては、【Plan（計画の策定）】⇒【Do（実施）】⇒【Check（点検・評価）】⇒【Action（改善）】⇒【Plan（計画の見直し）】のPDCAサイクルによる適切な進行管理を行っていきます。

取組について、関係各課による自己評価とともに、計画策定にあたった「木津川市子ども・子育て会議」による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対応の推進を図ります。

なお、子ども人口の推移や、子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の動向等を踏まえ、必要に応じて量の見込みと確保方策等について見直しを行います。

■PDCAサイクル



資料編

1 計画の策定経過

(1) 会議の開催状況

① 木津川市子ども・子育て会議

年 月 日	開催回数	議事内容
平成26年 2月3日	第1回	(1) 子ども・子育て会議の公開について (2) 子ども・子育て会議の運営について (3) 子ども・子育て支援新制度について (4) 子ども・子育て会議について (5) 子ども・子育て会議のスケジュールについて (6) ニーズ調査の結果について (7) 幼児教育、保育等の取り組み状況について
4月30日	第2回	(1) 国での検討状況について (2) 量の見込みについて (3) 量の見込み（算出）について (4) 子育て支援に関する各種事業等の基準について (5) 条例策定についての考え方について
5月28日	第3回	(1) 国での検討状況（公定価格）について (2) 圏域（教育・保育提供区域）設定の見直しについて (3) 事業計画の見込量について (4) 事業計画の骨格・基本理念について (5) その他資料
7月30日	第4回	(1) 質問のあった事項への回答について (2) 見込量の見直しについて (3) 子ども・子育て支援新制度への移行に必要な条例の制定について (4) 子ども・子育て支援事業計画について (5) 保育の必要性の認定と保育にかかる利用調整について (6) 利用者負担額の設定について
10月31日	第5回	(1) 利用者負担（保育所）について (2) 利用者負担（幼稚園）について (3) 公立保育所での延長保育料の徴収について (4) 保育所利用選考基準について (5) 事業計画（素案）について (6) 事業計画 意見に基づく資料の修正について (7) 事業計画 重点施策について (8) 事業計画 確保方策について (9) 定員定数（保育所）の考え方について (10) 定員定数（幼稚園）の考え方について
平成27年 3月25日	第6回	

② 木津川市子育て支援No.1のまちづくり推進チーム

年 月 日	開催回数	議事内容
平成25年 10月7日	第1回	(1) 子育て支援No.1のまちづくり推進チームについて (2) 子ども・子育て支援新制度（概要）について (3) 今後のスケジュールについて (4) 子ども・子育て会議について (5) ニーズ調査について (6) ニーズ調査 就学前子ども調査票について (7) ニーズ調査 小学生調査票について (8) 幼稚園園児保護者の就労状況等に関するアンケートについて
平成26年 1月27日	第2回	(1) 第1回木津川市子ども・子育て会議 会議次第について (2) 第1回木津川市子ども・子育て会議 進行について (3) 子ども・子育て会議の公開について (4) 子ども・子育て会議の運営について (5) 子ども・子育て支援新制度について (6) 子ども・子育て会議について (7) 子ども・子育て会議のスケジュールについて (8) ニーズ調査の結果について (9) 幼児教育、保育等の取り組み状況について
4月14日	第3回	(1) 量の見込みについて (2) 地域型保育事業（小規模保育事業）について (3) 地域型保育事業（小規模保育事業以外）について (4) 木津川市地域型保育事業の基準について (5) 放課後児童クラブ（地域子ども・子育て支援事業）について (6) 木津川市放課後児童クラブの基準について (7) 確認制度（利用定員数）について (8) 確認制度（運営基準等）について (9) 保育の必要性の認定（支給認定基準）について (10) 幼保連携型認定こども園の認可基準について
5月19日	第4回	(1) 国での検討状況（公定価格）について (2) 量の見込み（放課後児童クラブ）について (3) 圏域（教育・保育提供区域）設定の見直しについて (4) 確保方策・実施時期について (5) 子ども・子育て支援事業計画の骨子・基本理念について
7月23日	第5回	(1) 質問のあった事項への回答について (2) 量の見込みの積算見直しについて (3) 子ども・子育て支援新制度への移行に必要な条例の制定について (4) 事業計画書（たたき台）について (5) 保育の必要性の認定基準について (6) 利用者負担額の設定について
10月23日	第6回	(1) 保育認定に係る利用者負担について (2) 公立保育所での延長保育料の徴収について (3) 保育所利用選考基準について (4) 事業計画書（案）について (5) 保育所利用定員について
平成27年 3月23日	第7回	

(2) 木津川市子ども・子育て会議

平成25年10月1日条例第34号

木津川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、木津川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事項を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 会議の委員（以下「委員」という。）は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から2年とする。

- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(部会)

第7条 会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会議は、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、会長は、当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

木津川市子ども・子育て会議委員

(順不同・敬称略)

N0	所 属		氏名	
□子どもの保護者				
1	やましろ保育園 保護者会	会長	小牧俊介	
2	子育てサロン りんごちゃん	代表	加藤千景	
3	高の原幼稚園	保護者代表	西村敦子	
4	相楽幼稚園	保護者代表	堀尾由希絵	
□事業主を代表する者				
5	オムロン株式会社 京阪奈イノベーションセンタ	人事総務 担当課長	夜久泰典	
6	ロート製薬株式会社 ロートリサーチビレッジ京都 研究開発本部 開発総務グループ	マネージャー	山本孝男	
7	京都山城総合医療センター	事務局管理担当 副リーダー	今井信佳	
□労働者を代表する者				
8	自治労木津川市職員組合	代表	木村育代	
□子ども・子育て支援に関する事業に従事する者				
9	木津保育園	園長	尾崎登美子	
10	木津川台保育園	園長	堀江美重子	
11	南加茂台保育園	園長	森岡章子	
12	愛光保育園	園長	林 洋子	
13	梅美台保育園	園長	沢田美智子	
14	州見台さくら保育園	園長	藤本和寿	
15	なごみ保育園	園長	伊瀬祐美子	
16	木津幼稚園	園長	井上直美	
17	相楽幼稚園	園長	井ノ上恵己子	
18	みかのはら幼稚園	園長	志水百合子	
□子ども・子育て支援に関し学識経験のある者				
19	京都文教短期大学 幼児教育学科	教授	安藤和彦	
20	幼児教育経験者	元幼稚園長	阪本磨祐美	
□その他市長が適当と認める者				
21	福祉・教育	民生児童委員協議会	主任児童委員	高橋史代
22	等の団体	社会福祉協議会	事務局次長	渡邊かおる
23	行政機関等	京都府山城南保健所	福祉室長	藤寄美貴子(～5/18) 貴志 彰 (5/19～)
24		市役所保健福祉部	部長	岩木雅邦
25		市役所教育部	部長	森本直孝

(3) 木津川市子育て支援No.1 のまちづくり推進チーム

木津川市子育て支援 No.1 のまちづくり推進チーム設置規程

(設置)

第1条 急速な少子化の進行、子どもや家庭を取り巻く環境の悪化等に適切に対応し、次代の木津川市を担う子どもたちが夢の持てる社会を実現するための方策について、全庁を挙げて議論・検討することにより、総合的・効果的に子どもの育ちを確保する施策を推進するため、子育て支援 No.1 のまちづくり推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(事務内容)

第2条 チームは、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 子どもの育ちを支援する総合的な施策の推進に向けた企画・立案に関すること。
- (2) 子どもの育ちを支援する施策の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) その他子どもの育ちを支援する施策の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 チームは、職員のうちから市長が指名する者をもって構成し、リーダーは保健福祉部長をもって充てる。

(会議)

第4条 チームの会議は、必要に応じ、保健福祉部長が招集する。

- 2 保健福祉部長が必要と認めた場合は、構成員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 必要に応じて市長の決裁を得て学識経験者等の参加を求め、その助言又は指導を受けることができる。

(庶務)

第5条 チームに関する事務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

子ども・子育て新制度への移行準備をおこなう
木津川市子育て支援No.1 のまちづくり推進チーム

(順不同・敬称略)

所 属	役職	氏名	補足
保健福祉部	部長	岩木雅邦	リーダー
	次長	森 功	
	次長	竹谷修身	事務局兼務
やましろ保育園	園長	松田昭子	
州見台さくら保育園	園長	藤本和寿	
加茂子育て支援センター	センター長	南 享子	
木津東部子育て支援センター	センター長	沢田美智子	
健康推進課	課長	大溝健俊	
教育部	部長	森本直孝	
	次長	竹本充代	
木津幼稚園	園長	井上直美	
みかのはら幼稚園	園長	志水百合子	

2 用語の説明

(1) 子ども・子育て支援新制度に関する用語

番号	用 語	定 義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
2	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国・自治体・学校法人・社会福祉法人に限られる(株式会社の参入は不可)。(認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育のこと。
3	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(子ども・子育て支援法第7条)
4	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のこと。(子ども・子育て支援法第7条)
5	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(子ども・子育て支援法第11条)
6	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)
7	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
8	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(子ども・子育て支援法第11条)
9	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。(子ども・子育て支援法第29・43条)

番号	用 語	定 義
10	小規模保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
11	家庭的保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
12	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
13	事業所内保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
14	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（子ども・子育て支援法第19条） 【認定区分】 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども） 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
15	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各私設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（子ども・子育て支援法第31条） ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
16	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（子ども・子育て支援法第59条）

(2) その他の用語

ア行

【青色パトロール】

警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの認定を受けた団体（民間や地方公共団体）が、青色回転灯の装備を付けた自動車を運転しながら防犯パトロールを行うことをいいます。

【育児のハイリスク者】

育てにくい子どもや家庭基盤に問題があるなど、今後放置しておくとうつ病などが発生する可能性がある育児困難を抱える保護者や、育児不安を抱え、自己解決力やサポートがなく、虐待発生な状況になる可能性のある保護者などをいいます。

【いじめ防止対策推進法】

平成25年6月21日に成立し、6月28日に公布された法律で、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものです。

【エコチル調査】

環境省が企画し、国立環境研究所が中心となって国立成育医療研究センターや全国15地域の大学等と連携し、全国10万人の妊婦と赤ちゃんにご協力いただき、環境中の物質や生活習慣などと子どもの成長や健康にどのような関係があるかを調べる全国的な調査です。平成23年よりスタートし、妊娠時から赤ちゃんが13歳になるまで定期的に健康状態をチェックし、その結果を分析します。

分析を含めると20年を超すことになりますが、最終的に「生活環境にある化学物質が子どもの健康にどのような影響を与えているのか」を明らかにすることが目的です。

【M字カーブ】

わが国の女性の年齢階級別就業率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性就業者人口）や労働力率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性労働力人口）は、一般的に出産前の20歳代と子育てが一段落する40歳代に高くなり、子育て期間中の30歳代（特に30歳代前半）が低くなります。この年齢による就業率（あるいは労働力率）のカーブが丁度山が2つあるアルファベットのM字に似ていることから、女性の年齢階級別就業率（あるいは労働力率）を表したものをいいます。欧米諸国では、子育て期の谷間のない逆U字型をしています。

【NPO】

NPOは、non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っています。

力行**【京都ジョブパーク】**

京都府が、労働者団体や経営者団体をはじめ多くの関係機関や団体と一緒に、京都企業への就職を支援する総合就業支援拠点で、正規雇用を望む若年者をはじめ、中高年齢者や女性、さらには障害のある人など幅広い府民を対象に、ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスを一度にまとめて提供しています。

【京都わかものハローワーク】

安定した就労経験の少ない人で、正規雇用をめざす概ね45歳未満の人を対象としたハローワークで、「京都わかものハローワーク」は、京都ジョブパーク内に設置され、ハローワークの特性を活かした支援と、ジョブパークとのチーム支援の導入により、京都労働局と京都府が連携して実施するものです。平成26年4月1日から設置されています。

【京のまなび教室推進事業】

京都府は国の「放課後子どもプラン」を受け、京都府独自の「京のまなび教室」として発足し、地域社会の中で、子どもたちを心豊かで健やかに育てる環境の向上を図るため、各市町村に補助をつけながら開催を促しました。

【KYO発見仕事・文化体験活動推進事業】

京都府の「豊かな心を育てる教育推進事業」の中の事業で、地域の伝統や文化に関する体験活動や仕事に関する体験活動等を通じて、子どもたちに豊かな人間性をはぐくむため、家庭や地域社会等との連携を図りながら、総合的な施策を推進するものです。

【キャリア教育】

子どもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面する様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動のこと。

【合計特殊出生率】

対象とする年次について、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計して得られる出生力の指標のこと。この数値が2.08（人口置換水準）を割った状態が続くと、いずれ人口が減少するといわれています。この人口置換水準は、死亡状況や出生性比により変化し、戦後の昭和25年は2.43でした。

【子どもの貧困問題】

厚生労働省の調査では平成24年の「子どもの貧困率」は16.3%となっており、約6人に1人が貧困状態といわれています。子どもの貧困とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子どもの存在及び生活状況をいい、一般的な水準の半分にも満たない水準で暮らしている子どもたちがどれだけいるのかということを示しています。さらに母子世帯においては、66%が貧困となっており、地域のつながりの希薄化や離婚・核家族化等による支え合いの減少が貧困に強く結びついていることや、ひとり親家庭等に対しての社会保障が十分に追いついていない現状もうかがえます。

【こども110番のいえ】

子どもが身の危険を感じたときに、地域住民の自主的な協力の下でこれを保護するとともに、警察等へ通報を行う緊急避難場所を確保するため、通学路や児童公園の周辺に設置されたもの。

【コミュニケーション能力】

自分の伝えたい内容を相手の反応から言葉を選びつつ正確に受取られるように工夫して発信することのできる力と、相手から発せられた表現を正確に受取るとともに、その奥にある思いや考えを解釈し、反応しながら受取ることのできる力のこと。

サ行

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】

この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることです。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題です。平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方の代表等の合意のもと、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、めざすべき社会の姿や、企業・働く方・国・地方公共団体が果たすべき役割などが具体的に示されました。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月20日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、6月26日に公布されました。なお、この法律は、障害者基本法第4条に規定されている「差別の禁止」を具体化するものとして位置づけられています。

障害を理由とする差別としては、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2類型があります。

「不当な差別的取扱い」の例

障害者であることのみを理由として、正当な理由なく、障害者に対する商品やサービスの提供を拒否すること。

「合理的配慮の不提供」の例

乗り物への乗車に当たっての職員等による手助けなど、障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないにも関わらず、必要かつ合理的な配慮を行わないこと。

【食育】

子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行うこと。

【スキルアップ】

スキル（skill）とは「技能や能力」のことをさし、技能を高めることを、スキルアップといいます。人間の技能や能力を表現するあらゆる分野で用いられる言葉ですが、特に、人材開発の分野でよく言われるようです。例えば、「他人と十分に意思の疎通を図ることができる能力」のことをコミュニケーションスキルといいます。

【スクールカウンセラー】

不登校や問題行動などに対応するため、小・中学校に配置され、児童・生徒や保護者、教員の悩みや話を聞き、アドバイスをしたり考えたりすることをメインに行います。

【スクールソーシャルワーカー】

不登校や問題行動などに対応するため、小・中学校に配置され、問題が起こっている家庭や、事例を具体的にどのように解決していくべきかを考え、児童相談所や教育委員会などの機関との橋渡しのようなことをメインに行います。

【生活困窮者自立支援法】

平成25年12月13日に公布され、平成27年4月1日施行の法律で、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としています。

タ行

【第三者評価】

福祉サービスの「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。

【地域教育協議会】

小学校区ごとに地域教育協議会を組織し、地域で子どもを育てることを中心に話し合い、学校・家庭・地域が連携・協働した取り組みを進めていくものです。

【DV（ドメスティック・バイオレンス）】

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれます。また、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうDVなどは児童虐待の心理的虐待に定義されます。

【特別支援教育コーディネーター】

障害のある子どもの教育については、担当する複数の教師、職員、保護者、外部の専門家が連携し協力しながら、子どもの教育ニーズに応じて適切な教育を準備することが求められています。特別支援教育は、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な支援や指導を通じて行う教育の

ことで、特別支援教育コーディネーターは、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として、位置づけられます。

八行

【発達障害】

平成16年12月10日に公布、平成17年4月1日に施行された「発達障害者支援法」では、発達障害の定義として、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）の3つと、これらに類するもので、通常低年齢で発現し、日常生活に制限を及ぼす脳機能障害をあげ、発達障害の早期発見や発達障害者に対する早期支援、教育、就労支援について定めるとともに、国や地方公共団体の責務の明確化、情報提供や関係機関との連絡・調整、相談・支援の中心的役割を果たす発達障害者支援などを盛り込んでいます。

【パブリックコメント】

木津川市のパブリックコメント手続制度は、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、その案に対するご意見、ご要望などを募集し、寄せられたご意見、ご要望などを考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられたご意見、ご要望などに対する市の考え方もあわせて公表していく一連の手続きをいいます。

【バリアフリー化】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

【ブックスタート】

木津川市では、絵本の読み聞かせを乳児後期健康診査の時にしています。

【放課後等デイサービス】

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

マ行**【マタニティマーク】**

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期です。しかし、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など妊婦さんには様々な苦勞があります。

国民運動計画「健やか親子21」推進検討会において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保をめざし、「マタニティマーク」を発表しました。マークは、妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。

**ヤ行****【ユニバーサルデザイン】**

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方です。また、施設や設備に限らず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

木津川市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

編集・発行 木津川市 保健福祉部 子育て支援課

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110番9号

TEL：0774-72-0501（代表）

FAX：0774-72-3900